

午前十時一分 開会

○議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしてあります議事日程第四号により行います。

日程第一により、上程中の議第十一号から議第三十九号までに対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は、発言要求ボタンを押し挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○二十二番（河野数則君） それでは、一点だけ質疑をさせていただきます。

競輪事業特別会計について。今回の予算で工事請負費四億一千百四十三万六千円が計上されておりますが、まずこの中身について御説明をお願いします。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

一つは、選手宿舍等の改修工事三億四千五百六十五万九千円、もう一つは、自家発電設備改修工事六千五百七十七万七千円でございます。

○二十二番（河野数則君） いや、それは予算書に載っているから数字はわかるのですけれども、中身。どういうふうにするのか御説明願いたいとお尋ねをしたのです。

○競輪事業課長（岩本常雄君） まず選手宿舍ですけれども、現在の選手宿舍は、昭和五十四年に四階建て施設として建てられ、部屋数は二十六室、収容人員は百四名の施設ですが、今回増改築する分は九室増築し、収容人員は百四十名とし、特別競輪の部屋数の対応も兼ねましたもので、設備としてはエレベーター及びサウナの新設、それと選手控室の拡張、旧館部分のリフォーム等でございます。

○二十二番（河野数則君） この改修について、いつごろからこういう案が出てきたのか、御説明ください。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 当初は、平成十二年五月に競輪問題検討委員会からの答申を受けまして、メインスタンドまた選手宿舍の建てかえをするということで私どもも考えておりました。昨今の売り上げの減少等、また入場者数の減少から、メインスタンドについては別に新年度予算に、また基本計画の策定で上げてございますけれども、選手宿舍につきましては、新年度から番組等の改革がありまして、レースも十一レース等でふえることから、選手宿舍だけは早急にすべきではないかということで当初考えておりました。そして設置する場所につきましても、現在の競輪事務所がある駐車場の中、また外の通常の競輪場が持っている駐車場の中に、離れるけれども、それの方がいいではないかというふうに考えておりましたけれども、昨年

の暮れに選手会の方から、自分たちは今これだけ売り上げが減っているから、宿舎についてはエレベーターとサウナ等を新設していただければそれでいい、という話し合いがありましたので、正式に決めたのは、ことしに入ってから動いた次第でございます。

○二十二番（河野数則君） 課長、それは違う。メインスタンド、選手宿舎の建てかえについて、そういう答申がなされた後に、そのものがいろんな時代の流れはあったにせよ実行できなかったという点で、選手会から、どういうふうになるのですかと申し入れが多々あったはずです。一回か二回で、あなたが今言った選手会から、エレベーターつけて、中を改修してくれればいいのだということではなくて、その前は一貫して、建てかえをしてくださいという要望だった。あなた方がそのものを実行しなかったからそうなたただけのことで、とってつけたみたいなのはいかん。

それから、私が今回申し上げたいのは、今課長が言いましたように、平成十二年五月十七日に別府市競輪問題検討委員会というのを設置しました。図らずも私がその検討委員会の委員長をさせていただいて、日自振の方それから全輪協の方、それから通産の課長さん、それから議会選抜、一般・学識経験者の方々、それから行政側から委員さんを選考して、何回となく委員会を開き先進地の視察をし、そういう中で答申が出されました。その答申が……ちょっと今資料が見つかりませんが、メインのスタンドの建てかえ、そして選手宿舎の建てかえ、そして附則としてナイターまで設置したらどうかという案が出されました。それを市長あてに答申をしたわけですがけれども、確かに時代の流れの中で競輪事業の売り上げの落ち込み、そしてまた今年三月いっぱいまで廃止になる西宮、甲子園、門司、そういうようなものを見ていますと、なかなか答申どおりに事業を進めるのは無理かなと私は思っています。私は、そこら辺を言っておるのではないのですよ。手続き上の問題を私は指摘をしたい。いろいろ問題はありますけれども、この競輪だけではなくて、今の行政のあり方として、事務方の手続き上のいろいろな問題が生じているのではないかなと。先般の別府大学の一億円それから今度ごみの事業所の有料化、いろいろな問題の中で私に言わせればこの答申が出た、この答申は生きているわけですね。しかし、確かに市長は、私が答申書を持っていったときに、このとおりにいくかどうかわかりませんよ、ただこの答申書は委員の皆さん方の御意見として承りますという、やるかやらないかということは明言をしませんでした。しかし答申が出たわけですから、この中身が、部長、課長、変更するとなれば、どうして事前にこの議会側に、こういうものが出ておりますけれども、

選手宿舎については建てかえはできない、改修で、中の改修だけでやらせてもらえないのですかねというような、できれば担当委員会ぐらいの調査会、それから説明ぐらいはあって私はしかりではないかなと。答申はもらったけれども、そんなものは一切関係ないのだ。自分たちが、中で、もう時代が推移してきて売り上げが落ち込んだので――中身はわかっているのですよ――売り上げが落ち込んでしまったからできんのだ。選手会から要望があったから、宿舎は建てかえをせんで改修だけで済ませるのだという、あなた方の行政としてのあり方がどうなのかな、それを私は聞きたい。どうして、ではこういうふうの中身が変わって、この四億幾らの予算を計上するとすれば、担当委員会が何かで調査会なりをしないのですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

確かに御指摘のとおり、平成十二年五月に答申をいただいております。私ども行政といたしましては、当然答申を尊重するという立場でございますし、またそのような方向で取り組んだところでございますが、議員御指摘のありましたとおり、現今の競輪事業については大きく、大変激変といえますが、売り上げの減少等もろもろ非常に大きな変化が生じているところでございます。したがって、私どもといたしましては、先ほど課長からも御答弁いたしました、選手会等々の御意見も入れらる中でこのような変更をしたわけでございますし、ただいま御指摘の事前の御説明につきましては、事務方として大変配慮が欠けていたと申しますが、その辺の御説明が欠けていたことにつきましてはおわびを申し上げたい、このように思っております。

○二十二番（河野数則君） いや、私が言っているのは、あなた方はいつもおわびすれば済むというものではないのですよ。これが、やっぱり行政側と議会との不信感を生むという原因になる。私に言わせると、やっぱり市長は市民から選ばれた一人の人、そしてやっぱり政治家です。ですから、政治的な部分でいろいろな問題が生じてくることもあると思うのですよ。いろいろな予算のあり方についても、いろいろな市民の皆さんから陳情があっても、そこら辺で市長としての判断で、もう少し待ったらどうかとか、この時期ぐらいにどうかという政治的判断が私はあると思います。しかし、その政治的判断をちゃんと整えて議会に説明するのは、あなた方事務方の役目と私は思うのですよ。その役目が全く果たされていない。ただ予算を計上して、議会の場で論議すればいいということになれば、それはもう何も議会と行政側と話し合いをせんでいいという結果になる。だから指摘をされて大変申しわけないで済めば、今から先もずっとそうなるってしまう。

ですから、私がさっきから言うように、この予算が悪いと言うのではないのです。競輪の売り上げが減ったのもわかっています。時代の流れがあるのもわかっています。しかし、何で事務方のあり方としてそうなるのですかと問いたい。私は、課長にもこれ一般質問でも今度は競輪事業を通告していますので、まだまだいろんなことで言及したいのですけれども、これ以上私がすると一般質問と議案との関連が違うということになるので、きょうは、この選手宿舍の改修だけをやりたいと思っていますけれども、これを言い出したら切りがなくなる。だから課長さっき、あなたは本当に選手会から申し入れがあったらやったのですか、どうなのですか。あなた方の考えがそうあって、選手会の方をお願いしたのですか。あなた方が何もしなかったの、選手会からやむを得ず「こうしてください」ということになったのですか。どうなのですか。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

私どもとしましては、現在の競輪事務所のある駐車場、選手の駐車場の中に六階建て、七階建てを当初するように考えておりましたが、やはり、さっき説明しましたように入場者の減少、売り上げの減少から、今後のことを考えたときに、やはり現時点での施設の改修で資金の借入れをすると後年度負担が生じることから、やはり基金の範囲内から施設等の改修をすべきではないかというように私ども考えていたところに、選手会から、先ほど言いましたエレベーター、サウナをつくっていただければ、まだあの施設はリニューアルすればそれでもいいという話がありましたので、そういうふうになったわけでございます。

○二十二番（河野数則君） 課長、それは違う。今回、この選手宿舍を改修しようとするのは、ことしの四月一日から二層制になる、そうでしょう。今は、いいですか、S級一班、二班、三班、A級一班、二班、三班、四班、B級一班、二班。今の前期の九十三点以上の選手が、A級以上の選手は、これは全部S級選手になるのです。S級が今の三倍になる、そしてB級はなくなる。そうでしょう。そして十一レース制になる。そういう中で選手宿舍を、部屋をふやして改修しないと対応できないという現実が出てきた。それがなかったら、あなたたちは選手宿舍の改修なんかせんかったでしょう。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 今、議員が言われました新番組、選手の改正がありまして、S級は十一レースになると。ですから、私どももSの対応といたしましては、記念競輪が従来十一レースですので、選手の控室等また娯楽室等を例年、これまでは借りて、そこの中で選手に宿泊していただいていたのですけれども、やはり増室する必要がある、早急にすると、そういった中も含めまして新年度予算に要求させていただいたものでご

ざいます。

○二十二番(河野数則君) 課長、それはもう本当のことを言った方がいい。あなたがいろいろ言っていると、また論議が長くなる。これ一点でやめようと思ったのだけれども、十七人も八人も通告者があるので時間が、大変御迷惑をかけると思ったのだけれども……。そうではないのですよ、そうではないでしょう。今までそれで対応できたものが、では何で対応できないのですか。今までそういう形で選手会との話の中で対応できておったのでしょ、今までは。それなら今度これ、何か改修するということが、それは理由にならん。ただいろんな話し合いの中で選手会は――何回も言いますが――選手宿舎は新築で建てかえてもらいたいという意向だった。意向だったのですね。いいですか、整理しますよ、意向だった。それであなた方も建てかえようと思っていた。メインのスタンドも当初は建てかえようと思っていた。そういうことでずっと推移してきた。ところが、競輪の売上げがずっとどんどん全国的に落ちてきた。今たしか競輪の基金が、ことしを入れてもう二十五億近くになるはずですよ、今度基金を出せば。その中であなた方はやろうとしておるだけです、やろうと。しかし私に言わせると、その当時から――いいですか――平成十二年からこの答申が出て、十三年にある一定の競輪の売上げがどおんと落ちたのではないのです。もうその前から競輪の売上げは、ずうっと下降線をたどってきた。そうでしょう。今の平成十三年、十四年の売上げもそくなるというのが予測できた、その当時。予測ができた。このメインのスタンドと競輪宿舎を建てかえしようかという原点は、もとは何かというと、競輪ファンが、ファン離れが激しい、宿舎が老朽化している、いろんな問題点がある。そこでファンを呼び戻すために、どうしたらいいかというものがもとだったはずですよ。ではそれは何かというと、競輪宿舎を建てかえ、皆さんが家族でも若い男女の人も遊びかたがた来れるような競輪場づくりはどういうものかというのが、これがもとだったのですよ、改修のもとだった。だから、売上げが下がるのはわかっていながら、よその競輪場にならないようなものを別府競輪でつくろうということで、この案が最初から持ち上がったんではないですか。売上げがどんどん落ちてきたからできんようになったというのは、これはあなた方は考え違い。最初から推測をされておった。

では逆に尋ねますけれども、今それでは別府競輪が売上げの中で、あなた方は何か得意そうに、「いや、去年よりもことしの方がいいですよ」というふうな言い方をしている。いいのが当たり前なのだ。いいのが当たり前だ、開催日数がふえておるから。別府競輪の記念も以前よりも、昨年よりも場外車券を

売る数をお願いしてようけふやしたから。それでは、本場を見なさい、本場を。本場はどんどん赤字で落ち込むではないですか。今辛うじて別府競輪が黒字で推移しておるのは、よそさまの競輪の車券を別府で場外をお願いして売る収益だけが黒字ではないですか。だから私が言いたいのは、小手先だけでそういうことをやったのでは、競輪事業は終わりになりますよと以前からずっと申し上げている。やっぱり抜本的に何が原因なのか、どうしてこういうふうにな別府競輪のファン離れが激しいのか、そこら辺をやはりもっと考えなければいかんというのですよ。今あなた方がやっておるのは、何やっておるのかというと、人間減らし。そうでしょう。経費を節減せい、節約せい。百円使っておったものを八十円しか使うな。八十円使うものを七十円しか使うな。そんなことばかり。この本場に来ていただくお客さんをどういうふうにしようかということに全く考えていない。今だって予想紙さんたちを見なさい。二社しかない。別府だけです。それもまともに予想、ファンの方々に、このレースがこうですよ、というような予想しきる予想紙はおりません。よそで、どこかで入札させて権利が何か買ってきてそこで売っておるだけだ。私でも売りきる。では中身は何ですか。全くわからん。そこら辺の行政指導も全くなってない。ただ開催日数が決まっておれば、売ればいいは。今の競輪場の中身だけで辛抱すればいいのだという、そんな考え方だけです。

今は別府競輪、いろんな私も日自振にも先般から何回も電話入れました、全輪協にも何回も電話入れて、今の競輪のあり方はどうなのですか、全国的にどういうふうになっていますか。電話いただいて、テープにとって、全部今まとめていますけれども、ある専門家なんかに言わせると、課長、九州は小倉と... ..、こんなこと私が言っているかどうかわからんけれども、その人が言うのですから言います。小倉と別府と熊本と、西九州の武雄、佐世保、久留米を含めて四つぐらいしか残らんのではないですか。自然淘汰されるのではないですか、というような御意見が多い。というのは、別府はもうちょっと努力すれば生き残れるものがある。というのは地理的な問題です。地理的に生き残れる。だから今までずっと、別府競輪が始まって以来のものをずっとあなたたちが引きずってきているからこうなる。

私は課長に何回も――市長――言ったのです。あの競輪場も、売店にしてもそうですよ。私は、売店が悪いと言うのではない。いいですか、おでんに焼きそばにどんぶりにうどん。これはもう昔から競艇場も競輪場も競馬場も含めて変わってない。変わってないですね。ですから、別府競輪場はどうあるべきか。以前から私が言っているように、例えば上人ヶ浜海岸をずっと整備をして、あの海岸線と別府競輪と一体になったような開発

をしたら、いろんな方々があの海岸を散策しながら別府競輪に寄っていただけのではないか。食堂にしてもレストランにしても家族で入れるようなファミリーレストランみたいなものも考えたかどうかと、いろんな私も前向きな意見を申し上げてきましたが、全くそんなことはもう関係ないですよ。だから、昔からあるようなものを残してもいいのです、やめろと言わん。しかし、若い人が入れるような競輪場づくりもどうなのですかと投げかけをするけれども、全くそんなことは関係ない。答申出したのも関係ない。私に言わせたら、私は本当にもう今憤慨しておるのですよ。何でこの検討委員会を開いたのかという意味が全くわかってない。売りが上がるのは推定されておったのに、理由づけで、これをつくって答申をもらったけれども、売りがどんどん下がったから何にもできんのだと。当初言っておったでしょう。二十三億基金があります。その二十三億の中でできておったはずだ。その答申が出た後に、できんならできんで、それなら基金が今二十四億ある。それでは二十四億の中で答申より別になりますけれども、こういうふうに変更させてください、こういうふうにしたい、というものが全く出ていない、私が言うのは、だからさっきから何回も言うように、市長に言わせたら、市長は政治家ですから政治家判断があると思う。その政治家判断と別に、議会と話し合いをするのは事務方ではないですか。あなた方事務方が何もしてなくて、では予算だけ出せばいいわ。それで議場で議論せよと。いつまでたっても論議がかみ合わない。私はわかって言っておるのですよ。売りが減ってきている、わかっておる。しかし、その前にどうして調査会とかいろんなものができないのですか、これを指摘したい。それが部長、あなた方事務方の責任。私は、市長の責任ではないと思っておる。市長は政治家、政治判断はいろいろある。これがいろいろあっても、しかし今出せんものもある。これは私は政治判断と思っておる。その政治判断にのっとってあなた方がするのが、事務方の役目ではないですか。

もう長く言いません。そのことだけ今後、こういう重要な問題があるときは、やはりそういうような担当委員会なり特別委員会なり、いろんなものに調査会までともいかなども、やはり委員長、副委員長に「こういうふうに変わりました。それで、委員会の皆さんにどう説明しましょうか」ぐらいの話があってしかりではないかな。そこら辺をあなたがちゃんと明確な答弁ができれば、もうこれでやめます。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしておりますが、先ほどの答申の原点というのは、ファン離れ、さらには別府市の競輪場の老朽化等々の対応でございましたが、先ほどもお答えいたしましたとおり、

競争の厳しい現状が加速度的に行っているというような状況もございました。私どもは、御指摘のとおり事務方といたしまして、あらかじめ答申を受けた以上は事前に御説明をすべきであったと深く反省いたしているところでございます。今後、十分に注意をいたしまして、かかることのないように取り扱いさせていただきます、御相談させていただく、このように思っています。よろしくお願いたします。

○三十番（伊藤敏幸君） それでは、平成十四年度の予算について質疑をしてみたいと思います。

先般、市長の提案理由が述べられました。この市長の提案理由に沿って、私は何か質問してみたいと思うのであります。ことしの予算の特徴は、市長が提案理由の中で繰り返し述べられておるところに尽きるのではないかと。すなわち一ページに、「一月四日の新年祝賀互礼会において、昭和初期の大不況を思い切った財政支出、いわゆるニューディール政策によって克服した」云々と述べられて、「別府の景気回復に努め、不況の年に立ち向かっていく決意を表明いたしました」。こういふことで基本的には基金の取り崩しをもって下支えをしていきたい、このことを市長が言われました。そして五ページには、「以上、平成十四年度の予算編成に当たっては、特に市内の中小企業のために財政面から別府の経済の下支えをする『ニューディール別府版』に力を入れたことを、特に私から強調しておきたいと思っております」。基金の取り崩し、これは一般家庭に置きかえると、ふいのために貯蓄を、当然、家庭のために支出していく、これはもうごく自然のことであるわけですが、市長が一生懸命いろんな形で基金をためた。百五億になった。その中から取り崩していきたい。何か井上市長の前の市長みたいなことを言って、前の市長も何か一生懸命基金をためたといったような記憶が何か、私の間違いだったら違うかもしれませんが、言っております。政治家というのは、どうして基金をためたのをあれするのかと、私は個人的には思っておりますが、ごく自然のことではあろうと思うのだけれども、特に別府の経済状況も含めて非常に厳しい中で、市長として残る任期の一年間、しっかりと別府の経済状況の建て直しに力を入れていきたいという気持ちが、この所信の表明の中にあらわれておるのではないかと思います。

しからは、この基金の二十億の配分について。いわば経済の下支えということですから、相当の波及効果を期待しておるといふところだろうと思うのでありますが、具体的に財政局に、この市長が力を入れる基金の取り崩しの配分について、どういったところに今年度力を入れてやっていこうとするのか、それが予算にどう反映されてきておるのか。まずその点から伺

っておきたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

今回の当初予算におきましては、基金を一般会計予算におきましては約十三億、特別会計におきましては四億三千万程度取り崩させていただいております。そういうわけで先ほどから申し上げております、市長の提案理由の説明でも申し上げましたように、我が国の経済は大変冷え込んでおります。そういう中におきまして「別府版のニューディール政策」ということで、私どもといたしましては、基金を取り崩したものにしましては、一般会計におきましては、投資的経費におきまして前年と比較をいたしましても八億三千万程度、伸び率にいたしましては一八・五九%の増額をいたしております。そういう中で主な事業といたしましても、道路の維持に関する経費で四億、それから道路の新設改良におきまして、単独事業でございますが、約一億七千二百万、それから北浜ホテル地区の道路の整備に関する事で六千万程度等々、それから総合体育館に関する経費が十六億、それから市営住宅の整備、それが二億二千万、それから体育施設に関する事で一億六千万程度というふうに増額の予算をして、こういうことで基金の取り崩しをし充当させていただいております。基金におきましては一般財源でございますので、どこにどれだけ充当したというのは、ちょっと言う……、そういうふうにはなっておりませんので、主には公共事業費基金八億取り崩しておりますが、そういうものには公共投資の方に回させていただいたということでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 今までの財政運営の基本として、やっぱり市長が、これはさっきの二十二番議員の口からも出ましたが、市長は政治家でありますから、当然時期をしっかりとらんだ事業展開をしていくのは、これはごく当たり前のことであるわけでありまして。今くしくも財政課長がおっしゃったように、投資的経費の一部の充当の内訳を言いましたけれども、景気のいいときからの財政の配分から見ると、俗に平年度ベースからいくと、今の経済情勢、井上市政になってからの投資的経費というのは、非常に順調にいったときよりもかなり下回っておりますね。それを今度、特別基金の取り崩しで公共事業に回したといえども、それは従来の平年度ベースからいくとまだまだ少ない。一方では別府市民の皆さんからの需要というのは非常に、特にやっぱり生活関連的な部分については多いわけ。やってもやっても例えば総枠、問い直しをしたいとすれば土木費における生活関連の道路補修とか、ありとあらゆる生活関連で、では実質総額何ぼぐらいの要求が来ているのか。概算でももう出ていると思う。過去にも論議されたけれども、何十億、何百億というお金が要る。そういう中でやっぱり来年の選挙という

ものも視野に入れながら、私はこれはとてもいいことだろうと思う。住民要求にこたえていくというのは、市長の責務であるから、当然このことについてはいいのだけれども、やっぱり計画、予算というのはあくまでやりたいという一つの計画的なものだから、それを実行性を伴って、市長がせっかく「ニューデール版」と言っておるわけだから、現実的に振り返ってみたときに、まさにこの平成十四年度は、市長が目指しておるところの下支えができたなというような計画性をしっかり持ってやっぱりやってもらいたいと思うのです。

さっきの競輪の話でもまさにそうですよ。あなたたちに基本的なスタンスがぴしゃっとなないから、競輪そのものをどうしようかと。まだそこに市長を含めたあなたたちの物の考え方がぴしっと定まっておらんから、小手先のそういう論法で、手法でやっていこうとするのだ。こういったのが今、本当に別府市政というのは、そういったところがよく見える。ぴしっとした柱がない、ありとあらゆるものに。だから例えば予算は予算で、それはあくまで予算だからとやりたかったのだけれども、こうこうでできなかつたとか。だれもそんなことだったら言える。あなたたちはプロの集団だから、年度のこの予算のやっぱり見通しもしっかりと立てて、計画性を立てて実行できる、そういったものをぴしゃっと思った上の予算の計上をしていかんと私はいかんと思う。二十億をばらまきのばらばらっとなやって、一年間たって決算のときに、それはどうなったかよくわかりません。そんなことでは、何のためにあなた、きょうの予算の質疑で市長が、一生懸命力を入れて下支えをする、そのための基金の取り崩しです。特にここに力を入れておきます。市長が言うのだから、この二十億が本当に生きて、何倍も何十倍も投資的経費の意義があった、こういうふうにやっぱり言えるようにしっかり計画性を立ててやってもらいたいということを、まず最初に言っておきたいなと思うのであります。その辺の決意を述べてください。今は予算は予算ですから、やってみないとわかりません。こんなことではだめですよ。

次、このことについて答弁をいただくのと、二百六十三ページに、一般会計の中に、さっき財政課長が言いました。住宅の整備にも大幅な予算を計上しておる。これも二十億の効果だろうとは思いますが、ここ数年の別府市の経済状況は言うに及ばず、別府市の行政にかかわる例えば固有業務、市営住宅の管理、それからいろんな施設整備にかかわることに変化が出てきている。これは建築住宅課長、建築住宅の担当の皆さん方も一番肌で感じているところでありますが、一つ例をとってみると、別府市営の亀川国立団地。ここは数年前までは募集をかけてもなかなか市民の皆さんが申し込みをするケースがほと

んどなかった。何ぼ募集をかけてもなかなか埋まん。今、現実はどうかという、一戸、二戸の空き募集に何十倍という人たちが殺到するわけですね。それかといって住宅の現状というものは、一時、計画とすれば、もうあそこは建て直し、壊して要するに新しい住宅に建てかえたい、新築したいという考えがあなたたちにはあった、余り古過ぎて。ところが、今はもうそんなことを言っておられん。とにかく別府市内に住む人でも、今まで例えばマンションとか普通の賃貸住宅におった人たちが、リストラとかいろんな部分で職を失い、そして将来に対する非常に不安な部分から、住宅の安いところに転居していこうということで、特にここ一、二年の――今は一例ですけども――申し込み状況、とにかく低家賃、とにかく住めればいいというような形で市営住宅の申し込みの状況もまさにこの世相を反映するというか、そういう状況になっているわけだな。私も、この住宅のあり方も、これはやっぱり状況に応じて変えていかなければいかんということで課長にもお話をしたところが、こういうふうになったのでありますが、今、別府市営住宅について、一昔前と抜本的に検討していかなければならない状況に来ていると思うのでありますが、その辺の協議がどうなされてきたのか。この予算を見ると八千万ぐらい平年度から見るとアップされておりますが、この予算の配分、中身。どういうふうにしていこうとするのか。それと基本的な住宅の、これから例えば運営についての考え方が、もう論議されてきておるのか。その辺のところをあわせて伺いたいと思います。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えいたします。

予算の編成、そしてこの予算に基づきます今後の執行に当たっての心構えということについて答弁をさせていただきます。

今回の予算につきましては、市長の提案説明の中に十分に入っておりますので、個々については説明を割愛させていただきますが、この予算のねらいと申しますのは、何といたしましてもバブル崩壊後、長引く本市の経済を財政面からの支出によりまして景気対策、雇用の促進を図ろうというものでございまして、この予算の趣旨につきましては、部長会を通じまして十分に周知徹底を図っておるところであります。この予算を本当に生きた予算とするためには、今後の――議決をしていただいた後でございますが――予算の執行段階におきまして、この予算のねらいでありますところの市民生活におきましてところの景気回復、あるいは雇用促進について十分に効果があるよということで、各部長に今お願いしているところでありまして、このことを十分に踏まえながら今後の予算執行に当たってまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今、亀川住宅は、先月も十一倍の競争率でございました。修理等につきましては、財政当局と相談しながらやっておりますので、今年度はたくさんいただきました。ということでございます。よろしく申し上げます。

○三十番（伊藤敏幸君） 課長、自信を持って言わなければいかん。

「いただきました」ではない。「かち取りました」というぐらいに言わなければ。そういうことが、例えば市民が要求していることなのだ。それに市長がこたえたということなのだ。そこに市民の皆さんが理解をすれば、やっぱり市営住宅も整備してくればこんなようけ入れるように……。今あなた、亀川住宅なんかに行ってみなさい。ほかの人の方がよく知っておる。何であそこが空いておるのか。こんなに申し込みがいっぱいあるのに、何であんなに空き家がいっぱいあるの。何でしないのかと、あなたたちは言われてきた。それはもう予算がないからな。予算がないんか、市民が納得しますか。そういったものに的確にな。せっかく基金を取り崩して、市長が、今年度は特に下支えするのだ。そういったものが市営住宅にもあらわれておりますよ、と自信持って言いなさい、財政課長も。そして、やっぱりどんどん住宅も改善していきますから。十四年度が平年度ベースになるようにしっかりと投資的経費もふやしていきます。市長が言えば、おお、市長もやっぱりやる気があるぞ、こう言うのだけれども、そこはまだ余り突っ込まんようにしておこう。

それと、同じところに、抜本的なこれも改革の部分であろうと思うのだけれども、これからの別府市の住宅行政をどうするかという部分を検討するような予算が上がっておるのだけれども、これは中身はどういうことなのですかね。ちょっと教えてください。

○建築住宅課長（安部重穂君） 公営住宅ストック総合再生計画のことだろうと思いますが、現在、市営住宅の八五％が昭和五十年以前に建設されました。これが集中的に建てかえや全面改良の時期が来ております。しかし、またしかられるかもしれませんが、財政面や環境面からこれを一斉にやるということは困難であります。市営住宅に対する修繕等の需要の把握をするために改善計画を策定するわけでございます。この事業は、平成十五年度よりストック改善事業費の補助金として受けるために必要になりますので、国土交通省の方に確定をお願いしています。

○三十番（伊藤敏幸君） いろんなものを策定するというのは、今はいいことだろうと思う。ところが、私もいろんな議場でそのときそのときの当局からの説明というか、予算提示を何回か聞くと、この公営住宅のあり方についても、過去何回か策定をし

ておるわけだ。別府市独自の建築、市営住宅のあり方。例えば新規住宅をどうしていくのか。例えば別府市に県営住宅を誘致、建ててもらおうという、将来的な需要の、いわば事業のあり方について、何回かやっぱり策定書ができておる。そういったものがそのときそのときだけの策定で終わっておるのではないか。屋上屋を重ねていって、別府市は例えば井上市長になってからもつくっておるよ、別府市に、では住宅はどのくらい必要なのか。新しい住宅の着工についてはどうなのか、優先順位というのはどうなのだとか、整合性のあるような将来展望を踏まえた部分の策定案というのはできておる。そういったものが有効に、私は、そういう計画書に乗って一年一年住宅のいわば修理、営繕、新築、こういったものがなされていくのが行政の姿勢だろうと思うのだけれども、なかなかそういうわけにいかんのだな。何でなのかなと、こう思う。やっぱり一つのことを指し示す指針的なものを策定するには、予算、お金、税金がかかっておるわけだから、そういったものもやっぱり有効に私は考えていかんと、利用していかんといかんのではないかなと、このように思うわけであります。

これは国の補助がついておるとのことだけれども、本来は別府市の市営住宅のあり方についてリニューアル版として井上市政のもとで明確に、私の指針として、考え方として今の市営住宅のいわば耐用年数も含めてこれからどうしていくかというのを、もう一回リニューアルでやっていくというぐらいのが、私はやっぱりどうせやるなら大事なことはないかなと思うのだけれども、その辺どうなのですかね。過去のものももう廃棄して、余りにも何かそのときそのときでそういった計画策定というものが終わっておるみたいな気がしてならんのだけれども、どうでしょうか。

○建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

計画性がないとの御指摘でございますが、順次計画を今後立てながら進めてまいりたいと思っております。

○三十番（伊藤敏幸君） 非常に寂しい限りではありますが、やっぱり生きた税金、生きた投資、こういったものを念頭にびしっとやっていかんと私はいかん、このように思いますし、やっぱり的確に今の住民ニーズというものをとらえながら、このことについて、今年度は大変いいだろう。要するにこの八千万アップした中身は、では基本的にはどうしていくのか。アップした部分をどうしていくのか。今の当初の段階で、予算はいただいたから中身についてはこれからですとあなたたちは言いたいのか。いや、アップしてくれた部分については、こういう根拠でアップしてくれました。どういったところにこのアップした分を投資していく考えがあるのか、その辺も答弁してくださいよ。

- 建築住宅課長（安部重穂君） 六千五百万のアップをいただきました。その分についてでございますが、亀川住宅の外壁改修をやると思っております。それから光の園等の手すりを抜本的に取りつけない、そういったものと空き家修繕に力を注いでおります。
- 三十番（伊藤敏幸君） 課長、一番住民の人が求めておるのは、今あなたたちが市営住宅の空き家募集をかけたときにどっと殺到するだろう。そういう人たちのために、今まで手がつけられなかった部屋の、空き部屋を満杯にしますということを言わなければだめだろう。それも大事なのだ、外壁が今までずっと落ちておるところもある。それは吹きつけであなたたちはごまかしておる。それはそれでも私はよくわかる。ところが、何回空き家をかけても外れて、当たらん人がずっと待っておるわけよ。そういう人たちの需要にこたえていく、供給側の今度はあり方が今求められておるわけだ。「それを最優先に」と言ってもらえれば……。市営住宅全般にわたって空き家があったけれども、今はこのくらいあるけれども、今年度最大目標はこのくらいまで、九〇%なら九〇%くらいまで埋まるように内部整備をしていきますとか、その辺のところをぜひ言っていただきたい。そのための大幅アップを要求したのではないのですか。
- 建築住宅課長（安部重穂君） 今、空き家修繕に鋭意努力しております。空き家は、今約二百戸近くございますが、（「そんなにふえたのか」と呼ぶ者あり）鋭意努力して、財政当局と交渉しながら頑張っていきたいと思っております。
- 三十番（伊藤敏幸君） 建っておる住宅の中で、今、課長がおっしゃったように二百の空き部屋がまだあるわけだな。それを平成十四年度は、まさに困っている住民の、市民の皆さん方の需要にこたえるために、もう二百そのものが埋まっていただくように努力しますというぐらいの決意が、私はあってもいいと思う。それが大変な市民要求にこたえる井上市政のまた一つの政策的な一環にもなる、つながってくるわけだから。市営住宅の申し込みをかけると、もう一昔前と違うのだ、状況が。財政当局もそれをしっかりと認識をして、補正でもかけて、「当初で足らんかったらばんばんやれよ。な、市長、いいでしょう」という声で、市長が、「うん、そうだ。そらいけ」と、こう必ず言うだろうと思う。その辺も力を入れてやってもらいたい。
- 次、もう余りないから。二百二十七ページ、観光客誘致に要する経費。これは毎年毎年別府市の看板である観光における予算配分が、ことしもなされてきておりますが、もう市長もついでさっきまた大阪にも行って大変な宣伝をした、東京・大阪で行われる「喜劇・地獄めぐり湯けむり協奏曲・別府温泉協奏曲」ね。これは大変な人気で、私のところにも大分電話がかかる。

私のところの機関紙もそうなのだけれども、マスコミ関係、テレビも相当この舞台を宣伝してくれておる。その宣伝効果というものは相当なものだろうと思う。うちの機関紙なんかというのは、もうそれは、私が言ったわけではないけれども、えらい大きなスペースで宣伝してくれておる。大変なものだなと思うのですよ。何を私のところに言ってくるかと。うちの議場におる皆さんにもたぶん同じことだろうと思う。「これ、東京・大阪だけでもったいないではないか」という、こういう声が多いな。別府をこんなに宣伝してくれてですよ。市民の人もやっぱりこういう大変な人気、前評判もよかったし人気もいい。舞台の予約状況なんかでもほとんど満席だ。私はこの前、新橋演舞場まで一人で行ったけれども、当日券一枚ぐらいあるだろうと思ったら、ない。断られた。「別府の議員だ」と偉そうなこと言わんでよかったと思う。それぐらい人気があって評判もよかった。今、大阪公演が行われておるわけだけれども、これね、予算も、それから人も、ありとあらゆる部分もそれは相当かかるだろうけれども、別府公演とか含めて九州公演とか、そういった地元のためにやるというような興行の計画というのはできませんか、これは考えれば大仕事かもしれんけれども。以前、脇屋さんのときに、あれは市制施行五十周年か何ぼだったかな、あれは何ぼか。何十周年かな……。やっぱり油屋熊八をやったわな。市長も議員のときに、山田吾一が油屋熊八のあれになって観光会館で、もう今は形も何もないけれども。やっぱり今、市長になってから、去年から冬のクリスマスのファンタジア、これも若手の、九州管内は言うに及ばず、中国・関西方面から冬の花火というものを、ツアーを組んで来てくれておる。今、着実に根差してきておる部分がある、別府観光というものに、観光のあり方について。やっぱりこれはどこから起こったことかもしれんけれども、大変ありがたいことだろう。市長も東京公演も大阪公演も行ったけれども、やっぱり市民の皆さんにプレゼントも含めて、別府のことをこれだけ劇の中で、「別府、別府」という言葉がどのくらい出たか。私も見ておらんから歯がゆいけれども。議員の皆さん、見た人もたくさんおるから、あれだけの長い舞台の中で「別府」という言葉が何回出たと、もう数えるのがわからんぐらいようけ出た。大変ありがたいことではないかな。客引きに徹するようなことも市長は言われたけれども、そういうふうな別府の本当の意味のそうそうたるメンバーがこの別府の喜劇・地獄めぐりを演出してくれておるのだけれども、その辺の考え方は、市長どうですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま大阪松竹座で行われております「地獄めぐり」、中村勘九郎主演の「生きてるだけで丸もうけ」ということでござ

います。すでにもう二月一日から東京の新橋演舞場でも公演されまして、両方合わせますと十万人という入場者というふうにお聞きいたしております。ただいま「別府」というせりふといいますが、何回かというようなお話がありました。私も実際に見ておりません。お聞きいたすところによりますと、百回は「別府」と言っているというようなことでございます。大変な別府の観光PRになる、つながる、このように考えております。現在まだ大阪で行われているところでございますが、そういう声もあることは承知いたしております。現在、観光協会が中心になりましてツアーを組み、そういう対応をいたしておるところでございます。観光協会とも協議する中で、ただ会場の問題でありますとか、いろんな課題もあろうかと思っております。御要望といいますが、お声等をお聞きいたしまして、今後の観光PRに役立てればというふうな思いをいたしております。

○市長（井上信幸君） 御指摘の三十番議員の御質問ですが、御案内のように東京公演が大成功をおさめた。今、大阪に入っていますが、大阪でももう満席状況。補助席を使って予備に入れているということでもあります。「別府公演はどうか」という御要望も私の耳にも入っております。ただ、舞台装置の関係でちょっと無理かな。というのは、回り舞台があるし、せりがあるし、おまけに小道具・大道具が山とあります。この辺も含めて、持ってくることに、果たしてこちらで公演ができるかどうかということは、相手の専門的なプロに見せてやらないと、これはちょっと軽々には言えない。

また、九州公演で福岡公演をお願いしたらどうかという話もあります。これは私どもも大いに賛成で、福岡にも入っていただき、福岡公演で別府の宣伝をしていただければありがたいな。もう一つは、NHKで近々これの収録を、全国放送していただけるのではないかなという予定もあります。ですから、こういう関係の中でこれは大変大きな別府宣伝の目玉になる、こういうことでございますが、別府で皆さん方にひとつ見せてあげたいというのも、私の希望でございますけれども、もちろん先ほど言ったような舞台装置の関係また収容能力の関係。「それでは、ピーコンでやればいいではないか」と言うけれども、ピーコンでは到底、回り舞台もなければせりもない、また花道もない。こういうことで大変これは無理かなと。二、三日公演ぐらいでは到底採算が合わないということにもなるかと思っております。

それと、一つの案としましては、これは軽々にまだ言えませんが、相手のあることですから。別府の希望としては、六月にワールドサッカーがございます。そのときにピーコンに大スクリーンを設置いたしますので、スクリーンを何とか活用する方法はないかな。そして、あわせてあの中村勸九郎さん、

脚本を書きおろしたラサール石井さん、ほかスタッフのメンバーの方々に来ていただいて、そこでまた新しい何かの市民との交流あるいはサイン会、その他を含めてやっていただければ、これまた大変大きな盛況になるのではないかな。このことも視野に含めて現在交渉に入っているところでございます。ですから、観光協会とまた別府観光課の課長初め部長と交渉に入いただき、でき得れば六月ぐらいにスタッフの皆さんに来ていただくような方法はないか。それとあわせてスクリーンを活用して、大スクリーンでございますから、舞台と同じような臨場感が出ようと。そこで何とかいい方向づけができればと。だけれども、まだ相手があるし諸条件を整備しなければなりませんので、確実にこれはできるかできないかということは言えません。また、中村勸九郎さんを初めスタッフの方々が、日程的にとれるかどうか、これも含めてお願いをしなければならぬかと思いますし、できる限りそういう方向で頑張っていきたいというのが、私たちの希望でございます。どうぞよろしくお願います。

- 三十番（伊藤敏幸君） 要するに市長、去年までチャリティーショーを別府市が主催をして、それは大変皆さん安い料金であるビーコンの一番大きなエントランスホールがもう満杯になるくらい一つの年末の楽しみだったな。あれもなくなったわけだし、悲しいかな、別府の皆さん方の演劇に縁をすることがなかなかないわけだ。技術的にいろんな部分があると思う。しかし一番大事なのは、行政のトップである市長から今のような答弁をいただくと、やっぱりいろんな部分の障害も乗り越えられるのではないか。中心的にはそういう観光協会とか民間の皆さんが一生懸命努力していただくのはいいのだけれども、やっぱり行政のトップの市長の物の考え方が、大変な影響力を与えるわけですから、ぜひ前向きにプレゼントをしてあげれば、いただければ、より一層やっぱり別府が、本当の生きた観光宣伝になるのではないかなと、このように思います。

最後であります。もう時間がありません。これは、百八十一ページに、ことしから健康診査に新しい項目、すなわち骨粗鬆症が基本健康診査の中に、別府市のびしっとした英断によって新規に織り込まれることになりました。これは、我が党の原議員も含めて「ぜひ導入をしてもらいたい」ということで、井上市長が、平成十四年度から二百三十一万八千五百円の市費の持ち出しを決定していただいて、これから基本健康診査の中の一項目として実施されることになったことについて感謝申し上げたい、このように思うわけであります。せっかくこういう、今まさに新しい骨粗鬆症の健診が始まると同時に、今社会問題にしております、きのうの合同新聞のトップに「非加熱製剤でC

型肝炎の感染が、血友病以外に百人」とというようなトップ記事が載っております。このC型肝炎の検査についても、国は今年度から、国三分の一、県三分の一、そして市町村が残り三分の一を負担して検査体制を始めなさいというような通達が参っております。大分県もことしから予算を計上して、各自治体に同じこういうC型肝炎の検査体制を導入するよというよという通達が、別府市に来ておるよであります。合同新聞のこの記事も、「C型肝炎の国内の感染者は推定二百万人。慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行することが少なくなく、感染を早く知り治療を受けることが重要とされる」。感染を早く知るということは、自分がその検査を受けないと、これはわからんわけでありまして、こういった部分の対応にいち早く別府市も対応をしていくということが大事ではなからうか。悲しいかな、この当初の予算には、C型肝炎についての経費負担が計上されていませんけれども、市長、このC型肝炎というのは非常に重要な部分でありますから、ぜひ別府市、補正でもこの経費負担分については計上するように私の方からもぜひお願いしたいと思うのですが、その辺の考え方を聞きまして終わりたい。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、議員さんが言われた県等の通知の文書でございますが、三月になりまして県の方から通知が届いております。課の方で、その通知に沿って検討し、財政、医師会等と検討を始めていきたいというふうに考えております。

○十一番（高橋美智子君） 一般会計予算のところの三十二ページ、それから歳出は三百十一ページのコミュニティーセンターの件、それから条例の方では議第三十三号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを質問いたします。（発言する者あり）ほかも、あと三件ございます。

別府市コミュニティーセンターが、今度コミュニティーセンターの管理を社団法人別府市観光協会に委託するため条例を改めようとするものである、というふうにあります。これはなぜ観光協会にしなければならないのか、その理由を説明願いたいと思います。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現在の観光協会は市の庁舎内におるのですが、手狭というところから、どこか市役所の近い位置に行きたいというような要望もございまして、移転をすることとなったために、あわせて管理委託もしようというところでございます。

○十一番（高橋美智子君） なぜコミュニティーセンターは生涯教育課、教育委員会にあるのかということと考えたら、安易にただその観光協会が、大体市役所の中に、行政部門の中に観光

協会の部屋があるということも、市長が会長をもうやめておるわけでありますから、本来はここにあるということ自体が私はおかしいと常々思っていました。しかし、それが手狭になったからそこに移転をする。コミュニティーセンターの事務所も大変狭いわけでありますが、この予算を見ますと、二十万円ほどで何か工事をするようなことになっているようですが、そこら辺について御答弁ください。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

一応、観光協会が今度移転して事務所として使う予定にしておるところは、現在休憩所として使っておりますが、あそこは全体的に五十九・九平米ございますが、その一部自販機のコーナーを残しまして四十六・〇八平米、これを事務室として使う。それと従来あります管理室を、二十二・一一平米ございますが、ここも合わせて大体六十八・一九平米使いたいというような要望でございます。

○十一番（高橋美智子君） それを何か変更するというようなこともちょっとおかしいと思いますけれども、なぜ観光協会がコミュニティーセンターを使用しなければいけないのか。もとは、今までは振興センターが入っていましたですね。ですから振興センター、それを結局変えてというか、観光協会に変える、そういうふうにするということなのですからけれども、実際に私は、その前に、平成七年、平成八年のときに民間委託をしていました、そのときに振興センターが変わるときに、どうして振興センターが変わるのかという質問をした経過がございます。そのときに、一つは能率よくできてない。会館が能率よく使われてないというようなこと。それから、ある一定の人たちが特にそこを使うのでというようなお話がございました。そして、今まで平成七年・八年度のその当時の使われ方を見ますと、予算の面では八百七十五万ほど赤字になっているわけですね。そして平成八年度は、それが五百四十五万になっているわけがあります。それで今度、振興センターがどれぐらいそれで能率を上げているのかというと、昨年度までのを見ますと、昨年度は大分能率が上がって六百二十三万円やっと赤字ということで、むしろ民間に委託してたくさん使われたときの方が赤字が少なかったわけであります。そして、たくさんの人たちが使っておりました。

それから、今、振興センターの使い方もいろいろ工夫されて、各担当課が一生懸命努力して、ほとんど満杯なのですよね。私たちが会議に使わせていただいていますけれども、ほとんど空いてない。ただ大きな集会というか、芝居小屋と言われるそのところが、いろいろなところに使い勝手が悪いということでありますけれども、ほとんどの小さいお部屋は使われていると

いう状態なのに、なぜこの振興センターもこれだけの努力をし、それから前の民間の人たちもこれだけ努力をしたにもかかわらず、なぜこの観光協会がしなければいけないと意図するところは一休何なのか、それを教えてください。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

今、御質問にございましたように、稼働率は非常に多方面で使われております。ところが多目的ホール、これにつきましては、年間二百十四日ほど使われておるわけですが、今回、観光協会にお願いするという一つの目的は、この多目的ホールは、各文化団体の方がいろいろ発表会にも使っていただいております。使っていただいておりますけれども、なおこの振興を図るために観光協会のノウハウ等も生かしていただいて、こういう発表会等の充実を図っていただいて地域の活性化をというようなことを考えております。

それと、経費の面を御説明申し上げますと、今回観光協会にお願いした十四年度と十三年度の予算を比べて見ますと、約四百八十万ほど経費が少なくなるという試算をいたしております。

○十一番（高橋美智子君） 多目的ホールが、使い勝手が悪いということとは十分わかっているわけでございます。それで、これを何とか工夫しているいろいろ市民のサービス、親睦やそういう地域コミュニティーに充てるための使い勝手がいいようにするというのが、本来の担当課がする役割ではないかというふうに思っているわけです。これを例えば観光協会がそれで発表会とか、大変活発にできるということが本当にある計画なのか、そこらをお聞きします。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現時点では、そういう方向で活動していただくようお願いをしているところであります。

○十一番（高橋美智子君） では、ちょっとお尋ねしますけれども、当初コミュニティーセンターができたときの、それから今に対しても、これはどういうことでコミュニティーセンターをつかったのか、そしてそこに何が必要なのか。そののところを課としてお答えください。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例に設置の目的を書いてございますが、それを読ませていただきます。

「市民相互の親睦を図るとともに、市民文化の向上に寄与するため、別府市コミュニティーセンターを設置する」ということになっております。それで事業といたしましては、「センターは、次に掲げる事業を行う。センターの施設及び設備を提供する」のだということでございます。それと二番目として「その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業」と。

本来目的は、あそこは貸し館といいますが、施設を貸すのが一番の根拠目的と解釈いたしております。

- 十一番（高橋美智子君） 貸し館という中で観光協会が、別府市のいわば市民サービス、公共の市民サービスができるのでしょうか。そこら辺が、私は、課として教育委員会が本当は担わなければいけないその企画を丸投げして、振興センターをただ観光協会に変える、ただ安易にそういうふう考えたのではないかと思います。それならば本来のコミュニティーセンターはどうあるべきかという企画をきちんと、課がこういうものをする。例えば交流というのは、今、コミュニティーというのは大変今から必要だと言われているわけです。そして、今まであった地域社会のコミュニティー、一部のそういうもので使われるのではなくて、市民がみずから啓発を、自分たちで参画をして文化をつくっていくとか、それから交流の場であるとか、生涯教育が担う中で一番大事な部門なのです。それをなぜここでしないのかということ、私は前々から不思議に思っております。そして、これは本来ならば交流の場とか地域市民のこういう交流、それから生活のいろいろな文化の場、そういうことを言うならば、特に別府は国際交流の場が本当に今は必要ではないかと思っているわけです。そしてこのコミュニティーセンターは、この中を見ますと、日本文化を紹介する場でもいいのではないか。今は相撲のお部屋もあそこは使われていません。そして芝居小屋は、あの形であるのは使い勝手が悪いわけですが、ある意味では使い勝手をよくして、国際交流の世界のいろんな人たちの日本文化も紹介し、いろんなことをする場として使うことが、効果的に使うという企画を本来は生涯教育課がきちんと担わなければいけないのではないかと。そしてその企画の中でどこにそれは委託する、効率を上げる、そういうことであれば一つも文句はないわけでありましてけれども、本来のしっかりとした企画がない中に、ただそこに任せっぱなしで貸し館ですというような考え方は、私はこれはおかしいのではないかとこのように思っていますが、その点のお考えを聞かせてください。

それから、今言った交流の場という日本文化のこともありますけれども、文化振興に特に別府市は今から本当に頑張らなければいけないのではないかと考えていますし、民間が特にこういう場をつなぎながら活発にできる場としても必要だと思いますので、その点のお考えはないのかお聞きします。

- 生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のいろいろの日本文化の伝承的なものもというようなことで、自主的な事業というものを考えられないかという御質問と承っております。先ほども申しましたが、あ

そのコミュニティーセンターにつきましては、施設を提供するところということで位置づけておまして、我々は、あそこは民間の方たちがそういう活用のために利用していただくというような認識をいたしておるわけでございます。そういういろいろ企画につきましては、生涯学習課が所有しております公民館とか地区館とかサザンクロスとかおじかとか、そういうようなところで計画をするべきといたしますが、現在もいろいろの講座をやっておるといふ目的からでございます。

- 十一番（高橋美智子君） 公共の場でなぜカラオケ大会を一生懸命されなければいけないのか。それはカラオケも文化かもしれませんがけれども、やはり企画的に考えたら、市民のための生活文化といたしますが、そういうものをこういうふうにしてやりたいという市の考えがあるのが、カラオケで特に使われてほしいというふうに考えているのか。そうではないと思うのですよ。やはりこれは公共の一つの施設を使って市民文化を高めるとか、そういうような意味があるわけですから、そういう点のものをきちんと柱といたすとか、そういう目的を立てて、そしてそこに委託するとか、何かのものをするとときには、きちんと行政の目標をきちんとしていただきたい。先ほど伊藤議員が言われたように、本当に小手先といたすとか、そこだけでもこういうふうにしておこうというようなことが見受けられるので、特に担当課だけに言うことは大変気の毒な感じがいたしますけれども、本当に別府の――「国際観光文化都市」ですから――「文化」というのをどういうふうにして交流の場をするのかという政策的な面がやはり必要ではないか。

今度、実施計画の中にも十四年度から十六年度の間にたくさん国際交流や、そういう面でのものが入っておりますから、特にそういう点を重点に置くならば市の政策をきちんと出すべきではないかと考えていますが、その点についてはどうなのでしょう。政策部門の方にお尋ねしますけれども……。

- 企画財政部長（須田一弘君） お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたように、本来のコミュニティーセンターの目的といたすのは、やはり市民の方々の交流の場、さらには文化の向上の場でございますので、現在、本市の総合計画に基づいて三年の実施計画を立てて、それぞれの課でいろいろ文化向上あるいは交流の場の促進のために施策を実施しているところでございます。今後、このコミュニティーセンターの活用方針につきましては、総合的な政策推進をいたしております企画調整課の方に政策推進係というものがございまして、この担当の係と、さらには生涯学習の方と有機的にお話し合い、協議をしながら、このコミュニティーセンターのさらなる有効な活用に努めてまいりたいと考えますので、どうかよ

るしくお願いいたします。

○十一番（高橋美智子君） そうしたら、これは、ことしはこれで、観光協会ですってその中身を考えるとということなのではないでしょうか。

○助役（三浦義人君） お答えをさせていただきます。

実は私は振興センターの理事長を仰せつかっておりますので、非常にこの問題につきまして、私が答弁していいのかどうか、ちょっと迷ったところでございますが、実は私がこの話をいただきましたときに、どうしてだろうという思いを私もいたしておりました。しかしながら、その趣旨は、ただいま一点につきましては生涯学習の方から申し上げましたが、さらにこれを有効利用したいという観光協会からの要望があったわけでございます。と申しますのは、やはりあれはコミュニティーセンターでございますから、市民のための施設でもございますし、さらにその目的の中にはやっぱり文化の振興というものもございませぬ。この文化というのは非常に定義が広うございませぬが、やっぱり別府市は観光立市でございますが、この文化を観光政策の一環としてとらえてやりたいのだというような強い観光協会からの要望があったわけでございます。そこで、では具体的にどのようなものをするのですかという問い合わせもしたわけでございます。それは、この場でちょっと申し上げませぬが、何点が申しておりました。そこで私はこの話を聞きまして、振興センターのまた専務以下と協議をいたしまして、では私どももそういう趣旨ならわかります。そのかわり代替施設も私どもの希望に沿うようなところを紹介してくれませんか、与えてくれませんかという話をいたしまして、今回のこのような経緯になったような状況でございますので、その点も御了承いただきたいというように思います。

○十一番（高橋美智子君） だから、今は観光振興を観光協会がしたい、文化的な面で振興したいというその趣旨の中身を言わないとわからないですよ、私たちは、それをちょっと教えてください。

○助役（三浦義人君） これは、最終的には確定をいたしておりませぬが、今、観光協会でかなりの企画をいたしているということでございます。例えば一点、あの施設は非常に落語、日本の古典芸能を中心とした落語、漫才等々を常時そういう施設を使って行うことによって、これはまた観光客の誘致もできるのではなからうかと、さらには市民にも古典芸能のよさを提供できるのではなからうかというような点は、私も現在お聞きしているような状況でございます。しかしながら、まだこれも最終的なものではございませぬので、そういうものを含めてかなり次元の高いものを企画しているというように私は判断いたしているところでございます。

○十一番（高橋美智子君） 何かはっきりしてないような感じがするのですが、それで責任をとって文化的なものがきちん
とできるということでこういう予算を上げているのだと思いますが、私はむしろこれは本当にこういうことを真剣に考えるならば、本当はNPOやら、それから各種団体に呼びかけをして、これを大体全体の収入金額ですね、こういう施設の収入は、ほとんどが一千五百万程度で、ずっと七年度から調べてみましても、それぐらいで推移をしているわけですから、これぐらいの中でやれる、赤字を出しても一千万から五百万の間というような一つの条件を出しながら、どういうものが本当に別府市の文化になるのか、そういうものをきちん
と公募したり各種団体に呼びかけをして、これを活用するような方向でしていただければ、なおいいのではないかと、そういう御提案をしておきます。もうこれについては、できるというような感じをしているようにございますけれども、ちょっとまだ考える余地はあると思います。

次に行きます。次は、議第三十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。これは、大型温泉施設とかを変えん
ということの訂正というかと、私は、この別表第一の中に、これをちょっと調べて見まして、ちょっとおかしいなと気がついたことがございます。これは、条例の中の別表第一の熱の湯温泉というところがござい
ますが、これは上と下があるわけですが、下の湯温泉の方を消すのかということと、それから今までありました大型温泉の名前を消して、北浜温泉と、それから浜田温泉をするというふうに入れているわけですが、この浜田温泉につきましては、旧の温泉なのか、今の新しい温泉なのか。それから湯都ピア温泉は、湯都ピア浜脇はこれに入らないのか。それについて御質問いたします。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

上熱の湯、下熱の湯、これにつきましては、現在「熱の湯」と呼ばれているのは、上熱の湯でござい
ます。下熱の湯につきましては、現在使われておりません。上熱の湯の下側になりますが、そこが地区の現在一五十八年当時のをお聞きしたのですが一倉庫になっているということで、下熱の湯は現在使われておりませんので、削除させていただくということでござい
ます。

もう一つが大型温泉施設でござい
ますが、大型温泉と呼ばれても、現在、北浜温泉は通称「テルマス」というふう
に呼ばれておりますので、これを正式に「北浜温泉」と名称を条例上で改正いたしたいというふう
に考えております。

浜田温泉につきましては、現在の建設中の浜田温泉でござい
ます。

○十一番（高橋美智子君） 浜田温泉については、現在のということとは、新しい温泉というふうに、新しく今しているところというふうに考えていいわけですね。そうしたら、旧はどうなるわけですか。旧はそのまま残さないということですか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

現在の浜田温泉につきましては、温泉施設として使用しなくなりますので、財産上の取り扱いにつきましては、温泉課の普通財産として取り扱いたいということでございます。

○十一番（高橋美智子君） それは、もう決まったわけですか。そこら辺は、まだはっきりとした形ではないのではないかと思うのですけれども。だから、今ある浜田温泉の、旧来ある、旧来というか、今ある温泉ですね、使っている。それを条例改正をするという意味ではわかるのですけれども、新しく、まだ条例も何もできてないところを先に新浜田温泉を入れるという理由は何なのですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

今回の市営温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、これは去る十二月議会でいろいろ御議論いただきまして、温泉の区分、種別が非常に現状と条例で乖離があるのではないかと御指摘をいただきまして、私ども、もろもろ調査をいたしましたところ、先ほど課長から御答弁させていただいたとおり、上熱の湯、下熱の湯等々、さらには大型温泉施設としての名称の変更等をお願いしているところでございますが、浜田温泉につきましては、現在の浜田温泉は、先ほど申し上げました温泉施設等の管理及び設置に関する条例の方には、別表一の方には掲載・条例化されておりません。したがって、今回お願いしているのは、新しい温泉でございます。新しく建築中の浜田温泉を条例化しようというものでございます。

これにつきまして、なぜ今かというお話でございますが、四月一日には供用開始ということで現在建築をいたしておりますし、今議会で議決いただきまして、四月一日から供用開始するために入浴料金あるいは管理に関する設置条例を条例として提案させていただいているところでございます。

○十一番（高橋美智子君） これは前に大変、例えば別表第一にこれを書いていて、大型温泉はこれだと、そういう形ではわかりにくいという、前に私たちの要望といいますが、そういうことで種別にちゃんと一覧表をつくってしたらどうかというお話はたぶんしたと思います。この中に例えば種別の中で市有市営温泉と、それから今一つは、この位置づけが市有賃貸温泉になっている浜田温泉がそのまま残るのか。例えば今の区分からいけば、市有市営温泉の大型温泉が浜田に入って、そして旧来のも

のが市有賃貸温泉として残る、そういうことについてはどうなのですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほど申し上げたように、今回の議案につきましては、現在建設中の浜田温泉でございます。旧来の分につきましては、条例化をされていませんでして、附則で普通財産として地元自治会に使用貸借契約してお貸しをいたしたところでございます。今後につきましては、条例上ではもともと掲載されてなかったということがございますので、先ほど課長から御答弁いたしましたように、普通財産として今後の――四月一日以降――管理をさせていただく。現在でも普通財産でございますが、入浴施設ではなくて普通財産として管理させていただく、このようになっております。もともとこの条例の方には、別表一には掲載されてなかったということでございます。そういうことで貸し付けも今日まで、今月の末で一応使用貸借契約が終わりますので、そういうことで地元との協議もすでに済ませているところでございます。

○十一番（高橋美智子君） それでは、この浜田温泉は振興センターに委託をして、そして普通の市有市営温泉として、入浴料は地元の人も百円になるということでございますか。

○観光経済部長（池部 光君） お手元でございます条例の二ページの真ん中辺にございますが、入浴料金につきましても、永石温泉の後に浜田温泉を加えるということで、御指摘のとおり通常の市営温泉としての入浴料というふうをお願いをしているところでございます。

○十一番（高橋美智子君） もう一度聞きますけれども、その地元の人たちも同じように百円、使用する人については百円ということなのですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

これまでは、今月末まででございますが、使用を浜田温泉の方の自治会をお願いをいたしておる、貸し付けしているわけでございますが、これは自治会の方で入浴料金を取り決めしております。四月一日以降は、地元の方、市内、市外関係なく入浴料金は、この条例に基づきます、普通浴でございますと百円ということになります。

○十一番（高橋美智子君） わかりました。それで、この温泉の区分の種別については、きちんともう一度、前に出させていただいたような賃貸温泉のいろんな形では大変複雑でございました。それをきちんと整理して、これは条例の中に入れる必要はないかもしれませんが、規則としてでも構いませんから、きちんとしたものを早急にやっぱり提出をしていただきたいというふう要望しておきます。

それから次、交際費についてお尋ねします。九十ページと九十三ページ。これは市長交際費、議長交際費についてでございますが、今はいろいろオンブズマンの人たちも、「これを透明にしてください」と。そういう中で大変、市長の交際費も議長交際費も減額されたというか、大分減らしているわけでございますけれども、市長は百八万、議長が百七十九万八千円ということで、議長の方が高いわけでございます。それで助役もあって収入役もあって、それから市長以外の市交際費という形で四百四十万。だから一千五百八十九万というのが市の交際費といいますが、そういうことになっております。それから議会の交際費は二百二十万と、議長が百七十九万で三百九十九万八千円というお金なので、実際には市長の交際費そのものは低くなっているように見えますけれども、全体からすれば一千五百万ほどある、議会の方は四百万。本当は市長の交際費がそんなに低くて、実際に必要であれば、私はこれは今こそ透明に必要な項目を挙げて、どんどん要るものは使ったらいいと思うのです。ですから、この透明性を持たせるために、監査では収支のみで中身についてはほとんど監査できないと、そういうことなので、これについてはやはりきちんと項目を上げてされてはいいかと思うのですが、それについてはどうですか。

○秘書課長（藤林力良君） お答えいたします。

市長交際費につきましては、十四年度予算におきまして百八万円ということでございまして、十三年度と比較いたしまして十二万円の減ということでございます。議員御指摘の内容につきましては、ただいま裁判中になっているのもございますので、これにつきましては情報公開条例に基づいて、公開できるものについては公開をしておるということでございます。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

ただいま議員さんの方から、市長にかかる経費一千五百八十九万というふうにお話になりましたけれども、交際費は、市長交際費、助役交際費、収入役交際費、市交際費、合わせまして六百五十六万でございます。秘書にかかわる経費全体で千五百八十九万でございますので。

○十一番（高橋美智子君） 秘書にかかわる交際費というのが、ほとんど中身は同じものであるというふうには私は感じているのですが、それでこの項目について、必要な項目についてをきちんと挙げるの方が、情報公開などにやはりこれは透明性があるのではないかと、そういうふうには思っています。それについてむしろ昔、昔といったら悪いですが、前の前、前々代の市長の交際費は莫大なものでありました。今の市長の交際費なんかと云ったら、本当に微々たるものといっていいぐらい、なぜ前はこんなに使っていたのだらうというぐらいにあるわけですか。そ

れで市は、今、市長の交際費から見れば百万ぐらい何だというふうに思われなくてもいいように、本当にそれはもうこれだけしか使えないのだったら、きちんと項目を挙げて、慶弔費はこういう形で要するというものであれば、きちんとそういうものを挙げるの方が、市民に理解を得られ、信頼されるというふうに思うわけですが、それはいかがですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

交際費につきましては、必要最小限度に絞った中での予算執行をいたしております。予算額で全体で六百五十六万でございますけれども、現実的に十二年度決算では三百四十二万四千円というような状況でございます。この項目につきましては、決算におきましても、用途につきましては資料を提出させていただいております。ただ個人的な、プライバシーにかかわる問題等がございますので、そういう部分につきましては、なかなか全体的なものにつきましては、皆さん方に明らかにできない部分もございますので、ただ情報公開におきまして請求があれば、必要な部分については開示をいたしております。この交際費については、予算額として今年度落とさせていただいておりますけれども、常に必要最小限に絞った中で現在対応しているということをお理解いただきたいというふうに思っております。

○十一番（高橋美智子君） はい、わかりました。そういうふうに本当に別府市が努力しているということはわかりますが、助役、収入役まで本当に必要なのかということも、あわせてお考えになっていただきたい。それから、これは議長はもちろん、市長よりも高いということもちょっと何かわからないわけですが、これについても検討の余地があるのではないかというふうに言っておきます。それから副議長の今度は、これは、お金がありません。これは大変いいことだと思います。（笑声）それで、そういう意味で透明にきちんとすることの方が、私は、別府市民にとっては大きな収益ではないか、そういうふうに思いますので、言わせていただきました。はい、ありがとうございました。

○四番（平野文活君） まず、百二十三ページの市税前納奨励金一億三千五百万円についてお伺いいたします。この市税前納奨励金とはどんな制度か、まず説明をしていただきたいと思っております。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。市税の前納報奨金についてお答えいたします。

従来、対象は固定資産税と市県民税でございます。市の納入につきまして、それぞれ四期ございますけれども、その分に、一期の納期までに入れていただいた方に対して交付するお金が、前納報奨金という形になっております。

○四番（平野文活君） 一年分を一括して前納すれば、減額措置が

あるということですね。この減税の率はどの程度なのか、県下
の中ではどうなのかを説明してください。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。

さきの十二月議会で交付率の改定をお願いして御承認いただき、四月より交付率につきましては百分の〇・七五、前納月数にしましては十八カ月という形の分で移行させていただくようになりました。

県下の状況でございますけれども、すでに廃止しているところもございます。また大分市につきましては、十五年度で廃止を決定しております。残りの市町村につきましては、改正済みもございますし、改正に向けての検討を重ねている状況でございます。交付率につきましては、別府市が今の段階では一番高い状況にあります。

○四番（平野文活君） 新年度の予算では、市税を約三億五千万円減収見込みをしておりますね。これは不況の影響、その他、市民生活の困難さが、税収という点でもそれだけ反映をするというふうに見ていると思います。また、国の今のいわゆる改革と言われる中で、地方交付税が前年度より五億円も減額される。こういう税収が非常に厳しい中で、その対応策として基金の取り崩しや市の借金の増額などで対応していこうというような苦心の予算案と言っていると思うのですが、そういう対応をしているときに、一年分を一括して前納すれば、県下最高の率で割り引きがあるというわけですが、それができるのは、やっぱりある程度経済的に余裕のある市民にしか利用できない制度ではないかというふうに思うのです。いわば金持ち優遇の税制の一種ではないかというふうに思います。（発言する者あり）そういう計画的に積み立てできない市民が圧倒的なのですよ。そういうことで全国的にもこの税の負担の不公平ということで、廃止の方向が全国的にもあるし、また県内でも日田市では六十一年廃止、中津市では平成十一年廃止、そして今、課長の答弁にありましたように大分市も平成十五年には廃止を決めているということですね。ですから、これは、しかもこの制度というのは、減額減税をした分をどこかが補てんをしなければならぬわけですが、それは一般会計から補てんをするということで、新年度でいえば一億三千五百万円が計上されているわけですね。ですから、収入という点から見ても、ある程度そういう経済的に余裕のある方々が、減税ではなくて、まともに税額どりの金額を前納であろうと期別であろうときちんと納めていただくという、いわゆる普通の状態に返せば、新年度でいえば一億三千五百万円入ってくるわけですね。そのお金が入ってくると、一般会計から出ていくのと、これは大違いだと思いますよ。こういう厳しい予算案をつくらなければならないような状況にあ

るわけですから、これはやはり別府市としても廃止の方向で検討していただくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（須田一弘君） この前納報奨金の制度につきましては、税の早期確保、さらには市税の自主納税意欲の向上というような趣旨のもとに創設されておりまして、これまで創設以来四十年近く経過する中で、昨年十二月議会におきまして、この交付率を百分の一から百分の〇・七五ということで減額いたしましたわけですが、この制度につきましては、現在、固定資産税と市県民税が対象となっておりますが、市県民税につきましては特別徴収、サラリーマン等で毎月の給料から引かれる方につきましては、この適用がないというような不公平感も生じておりますし、またこの交付率そのものを利率に直しますと、改正前が約五%、改正後が三・五%程度ということでかなりの高額の利率になっているところでございますので、私どもといたしましては、この制度につきましては、現在他市の方にもおきまして廃止の方向、さらには交付率の減額等、見直しが進められておりますので、こういう状況も十分に勘案しながら、今後この率の縮小に向けて努力してまいりたいと考える次第でございます。

○四番（平野文活君） 減税の率を少し下げたということで、新年度は一億三千五百万円一般会計からそれを補てんするという予算になっているわけですが、下げる前の百分の一の減税率で、これは県下最高であります。昨年度は聞くところによると二億一千万の減税をした――この制度によって――というふうに聞いております。これはやっぱり、今も予算案の審議、非常に厳しい審議をされていますが、それは本当、入ってくるのと出ていくのとでは大違いだということで、今、部長答弁ございました方向でしっかりとやっていっていただきたいというふうにお願いをして、次に行きます。

次は同和行政の問題ですが、百五十ページの同和団体の補助金六百二十万円を初め、この同和予算というのは、いろんな課にばらまかれてありますので、一体どれくらいの予算が、どういう事業で、幾つぐらいの事業で、どれくらいの予算があるのかというのが、私はわからないのです。予算書を真剣に見ても、そこら辺から説明していただけますか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

一般施策それから運動体の補助金ということでございますけれども、まず一般施策については、今、関係各課が八課ございます。私どもの課を入れまして、その中で一般施策についての補助金といいますか、その支出もろもろについて、ちょっと現在では把握しておりません。

- 四番（平野文活君） 直接中心的な担当課である人権啓発課が把握できないような複雑な内容であるのかわかりませんが、ぜひこれは把握をしていただいて、その是非についての検討をお願いしたいというふうに思います。

昨年の一〇〇一年一月二十六日付で国は、「今後の同和行政について」という総務省の地域改善対策室の文書を発表しました。その文書の中で同和特別法の期限が切れる二〇〇二年三月、ことしですね、ことしの三月をもって一切の同和事業を終結する、そういう基本方針を決めたわけでございます。別府市は、昨年の一月にそういう方針が国から出された以降も、また今回のこの新年度の予算で従来どおりの提案をしておりますが、国の方針をどういうふうに受けとめているのか。終結の方向に踏み出すのかどうか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

- 人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

別府市における同和対策事業については、昭和四十四年に同対審、同和対策特別措置法が制定・施行されまして、同和問題の解決は行政の責務であると同時に国民的課題であるということで認識しております。昭和五十二年度より、生活環境の改善を初め諸施策の推進に取り組んできたところでございます。その結果、ハード事業は大きく改善を見た。ほぼ所期の目的を達したと考えております。したがって、法期限後の今月末をもっての地対法終了に伴う同和対策を見直し、また加配について県・国、それから各市町村等の状況とうちの私どもの関係各課と今はもう協議しております。あとは、今、運動体とも協議をしている途中でございます。それに従いまして協議が整えば、また方向性をはっきり出したいと思っております。

- 四番（平野文活君） 運動体と協議して方向性が出ればとおっしゃいましたが、行政の方向性をきちっと確立した上で運動体その他とも協議をするというのが本当ではないですか。行政の基本的方向性は、どういう方向ですか。

- 人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

まず、私どもとしては、できるだけこの施策については、廃止できる方向については極力廃止したいというふうに考えております。その点、新年度に向けての円滑な一般施策への移行を考えております。予算につきましては、協議がまだ整っておりませんので、一応予算としては計上させていただいております。

- 四番（平野文活君） 行政としては、基本的には廃止の方向、終結の方向ということですね。この同和行政の問題は、もうこの別府市内はもちろんのこと、全国各地でいろんな問題を引き起こしてきた三十一年間であります。私の母校は、大野郡の三重高校なのですが、もう何年前になりますか、その三重高校で生徒の一人が、いわゆる差別用語を使ったということの一つの

口実にしまして、同和団体が連日押しかけ、そしていうなら糾弾会という名前のつるし上げを連日やったわけですね。とうとうそういう中で、当時の校長先生が自殺をされた、そういう痛ましい事件がありました。その校長先生は、別府市民の一人でもございまして、私は早速お参りをして、いろいろ奥さんからお話し聞きましたが、ノートに小さな字でびっしりと想定問答集をつくっているわけですね。こう聞かれたらこう答える、こう聞かれたらこう答えるという、その中身も読ませていただきましたが、抵抗することなく、反論もすることなく、いかにその同和団体の意に沿う回答なり、あれができるかというようなことで、非常に何といいますが、教育の場でこういうことが行われているのかということ非常に私は痛感しました。そうしたまじめな教員を死に追い込むような異常な行政あるいは教育が同和の名で行われてきたということは、本当に怒りにたえません。

同和団体の行動や行政の対応というのは、当時とは若干変わってきているとは思いますが、しかし、特定の団体やその構成員を特別扱いするという本質は何ら変わっていないというふうに思います。もう二十一世紀で、勇断をもって終結をするということこそ差別をなくす、本当の意味で垣根をなくす道に通ずるというふうに確信をいたします。そういう方向でぜひこの年度で決着をつけていただきたいということをお願いしまして、終わります。あ、「終わります」ではなくて(笑声)、次に移ります。

○議長(三ヶ尻正友君) 休憩いたします。

午後零時 零分 休憩

午後一時 二分 再開

○副議長(佐藤博章君) 再開いたします。

○四番(平野文活君) 予算の関係でもう少し質疑がありますが、ちょっとその前に、議第二十五号の職員再任用の問題について若干お伺いしたいというふうに思います。この条例制定の趣旨について説明してください。

○職員課長(亀山 勇君) お答えをいたします。

まず、再任用制度の導入の経緯・目的等でございます。これは、平成六年の公的年金制度の改正等によりまして、平成十三年度から年金の満額支給開始年齢が、六十五歳に向けて段階的、これは三年ごとに一歳ずつ上がりますけれども、これが引き上げられることになったために、六十歳代前半を雇用と年金の連携により生活を支える制度というふうに認識してございます。この背景には、今日急速な高齢化が進む中で、国の施策としても社会保障負担の増加を一定水準に抑える必要があるということから、民間部門におきましては、高齢者等の雇用の安定等

に関する法律、それからまた、私どもの公務部門におきましては、国家公務員法あるいは地方公務員法の一部改正を平成十年度から行ってきたところでございます。以上、経緯でございます。

○四番（平野文活君） 年金が六十歳からもらえるという制度がそのまま継続しておれば、こういういわばすき間を埋めるというか、こういう制度は必要なかったのだろうというふうに思いますが、そうなると高齢者の生活を、年金までの間の生活を支えるということと、若い人の採用という関係ですね。特に若い人の職員採用の障害というような作用をする危惧はないのかということをおもうのですが、それはどうでしょうか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

この再任用制度の勤務形態といたしましては、一応二つがございます。まず週四十時間を基本といたしました常勤職員、それともう一つは短時間勤務職員ということで、これは国の通達からいきますと、週十六時間から三十二時間の範囲内という、勤務形態が二つございます。この勤務形態とあわせて市の再任用制度の導入に当たりましては、職員例えば一名を継続雇用するということになりますと、当然定数内に入るという国の通達もでございます。そういたしますと、この一名を採用することによって新規採用者にも影響を及ぼすことはあり得るというふうに私どもも認識しているところでございます。

○四番（平野文活君） そういう問題点もあると。また例えば課長、部長で退職された方が再任用されて、今度は新しい若い課長の部下として働くというふうなこともあり得るのかな、そういうことになれば何といいますか、新しい課長が仕事がしにくいというようなことも起こり得るのかなというふうなことも心配していますが、その辺はどうでしょうか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、私どもは、これを任用される職級、例えば課長級でやめた場合、あるいは課長補佐級でやめた場合という中で、どの職に再任用するかというのが今後の検討課題というふうに認識してございますけれども、他都市の例を見ますと、管理職以下、いわゆる課長補佐級以下の職員を対象にしている自治体もあるようでございますので、その辺につきましては、今後私ども、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○四番（平野文活君） では、いろんな問題もあるようですから、その運用に当たってよくよく検討して運用していただきたいということを申し述べて、この問題については終わります。

次に、予算の三百二十二ページ、野口原の運動場整備のことでお聞きをいたします。この整備というのは、どういう中身な

のか、説明をしていただきたいと思います。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

この野口原総合運動場の整備関係経費として設計委託料、それから工事経費として一億五千万今回計上をさせていただいておるところでございます。これにつきましては、野口原の総合運動場の陸上競技場を中心とした周辺整備を行いまして、競技者または観客等、総合運動場を利用される方々の利便性を高めるということで、今回計上させていただいたところでございます。

工事の内容につきましては、スタンドのいわゆる屋根の新設、これをずっと広げたいというふうに思っております。それから、グラウンドの周りにフェンスを取りつけない。それから、器具倉庫を設置したい。もう一つは、周辺の道路の整備を行いたいということでございます。

○四番（平野文活君） グラウンドの整備についても、計画があるのでしょか。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

私ども、最終的にはこの総合運動場あるいは陸上競技場も、スポーツ観光あるいは市民のスポーツ振興、競技力向上のための一つの拠点にしたいというふうに思っております。したがって、年次以降もグラウンド整備等を実施していく計画でございます。そういうふうに予定をさせていただいております。

○四番（平野文活君） そういう形で施設の整備にはお金をかけていくということですが、それはそれでいいことだと思います。同時に、この中身を充実するという点についてお伺いしたいのですが、以前はこの野口原のグラウンドも公式の陸上競技の競技会などが開ける、いわば公認の競技場として登録をされていたと思います。それが、現在、その登録が外されているという、いうならランクを落としていると。公式な競技はできない競技場になっているということで、市民のそういう陸上競技の関係者から陳情というか、要望を受けたこともあるのですが、今、次長も答弁しましたように、スポーツ観光ということを別府市は標榜している、あるいは何よりも市民のスポーツの振興の拠点としたいという話もありましたが、この施設整備を契機にしてそうした各種の競技会ができるような公認競技場に格上げをして、スポーツ観光の拠点になるような、そういう中身を充実すべきだというふうに私は思っておりますが、県下十一市の状況と別府市のそういう公認競技場への方向性ということについてはどうかということでお伺いします。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

現在、県内で公認の取得をしておる競技場につきましては、大分市の陸上競技場が一種というふうに聞いております。それ

から佐伯と日田が二種というふう聞いておるところでございます。別府市におきましては、この総合運動公園が完成したのが、昭和五十五年か六年だったと思いますけれども、その時点で三種の公認を取ったところでございます。ただ、それ以後何度か、公認の継続というのは五年に一度やるようになっておるのですけれども、何回か取ったと思います。ただ問題は、この公認を取って、それを有効活用できるのかどうかという問題があるかと思っております。恐らく途中でこれをそのまま継続しなかった背景には、今別府市ではいわゆる公認的な競技会というのですか、大会が開かれなかったと。もちろん私どももそういう大会をどんどん誘致すべきであったと思うのですけれども、そういう事情の中で公認していくためには、それだけのまた費用もかかるわけでありますから、有効活用の面から継続できなかったというふう考えております。

ただ今回、周辺整備等をしながら、次年度以降グラウンド整備もしていくわけですから、結果的には公認制度を取るような状況にもなろうかなというふうに思っておりますが、その辺のところはまた陸上競技協会とも相談をしながら検討してみたいというふうに思っているところでございます。

○四番（平野文活君） 今のお話は、ちょっとどうかと思うのですが、大金をかけて総合体育館をつくる、スポーツ観光の拠点として、あるいは誘致のための委員会というか、そういうものまでつくってやろうかというような方向性が出ていますね。またこの陸上競技場もそういう施設の面は整備をするというふうなことです。施設整備には熱心だけれども、その施設を活用するという肝心の中身の問題について少し消極的な感じがします。ですから、その施設をやっぱり生かすところにももっと情熱を持ってぜひこれは取り組んでもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

先ほど私どもが申し上げましたように、やはりこういう周辺整備等をやるのは、利用者の利便性を図るとともに有効活用させていきたいということが基本でございます。別に私どもは消極的には考えておりません。積極的に要するに利用者の便を図って有効活用させていただきたいということです。御理解をいただきたいというふうに思います。

○市長（井上信幸君） 補足をさせていただきますね。

かつて私も陸協の会長を約十年ほどさせていただきました。その間公認の、三種公認ということで陸上競技で大分使わせていただきましたけれども、その間、先ほど次長が言ったように、三種公認をいわば取れば記録会的なもの、また記録が公認がされるということでの使命を果たすわけですが、その大会すらな

かったという時期でありました。ほとんどが大分の陸上競技場で試合がある、こういうことであります。

それと、今度周辺整備といいますが、これをするによって陸上競技場としての体をなすと。またその後、走路。走路は全天候型にしてはどうかというふうなことで今相談をさせておりますので、これがそろえば、いつでも三種でも取れると。また、格納庫がないものですから、いろいろ道具がすぐ傷んでしまうということも一つの問題点かと思えます。それで、今度はきちっとした格納庫をつくり、また屋根もきちっとして、急に夕立が来たり雨が降ったりといってもすぐそこに避難し、また市民体育大会でも県民体育大会でも有効に利用されるようにということで、二年次計画でということでの話し合いを進めておりますので、これができ上がったらいつでも三種公認でも、二種は無理かと思えますが、三種公認はすぐにも取れる、このように思っております。

○四番（平野文活君） そうした公式な競技会を誘致するというところにちょっと自信がないということを感じますので、総合体育館もそういう競技会を、各種九州大会、あるいは全国大会規模のものを誘致するということを念頭に置いてああいう立派なのをつくっているのですね。ですから、その自信がないというようなことではちょっと困るので、陸上競技場の問題も三種では記録会というお話がありましたが、二種になると九州規模の大会も開けるのではないかと思います。先ほどの次長の答弁の中にも佐伯、日田はもう二種を持っているというふうなことでありますから、今後の問題でございましょうけれども、どうせ公認競技場として充実をさせていくのであれば、方向性としては三種にとどまらないで、やっぱり県下第二の都市としては、二種を目指して整備をしていただきたいなというふうに要望して、次に移ります。

最後に、新年度予算の特徴についてお伺いしたいのですが、これは午前中の議論の中でも何人かの方々から質問がされました。

「ニューディール別府版」と、これは七十年前のアメリカの政策を、市長がそういう形で別府で具体化ということを言われまして、非常に希有壮大な計画、発想としては、名前はそういうように感じられるわけですが、その内容について若干、どのような形でこの予算の中で具体化されているのか、説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

ニューディール政策というものでございますけれども、御存じのように一九三三年の、時のルーズベルト大統領が、世界恐慌に対してニューディール政策ということで、これ、英語におきますと、「新しい施策」といいますが、「新規巻き返し」と

というような言葉で置きかえられようかというふうに私はちょっと認識しております。ニューディール政策の基本的な考え方にいたしましても、経済を安定させるということが行われておりまして、民間企業の自由な活動に任せるだけでなく、不十分なものを要するに政府、要するに地方公共団体が積極的に経済に関与しなければならないというか、関与するというような考え方が、ニューディール政策の基本でございます。

そういう中におきまして、本年度の予算といたしましては、先ほども申し上げましたように、日本経済が大変不況でございます。企業の業績不振また失業者の増加、それから地価の低迷などによる深刻な経済不況でございますので、その不況を打破するためにこういう形で新年度は経済効果を上げるというか、そういうことで景気対策のために投資的経費を上げるということで一八・五九%、約八億程度上げたというのが、新年度予算の大きな特徴でございます。

○建設部長（菅 政彦君） 景気対策の件について、お答えいたします。

私ども建設部の中の予算が、かなり多うございます。先ほど財政課長から答弁されております日本経済は本当に先行き不透明な時期であります。その中で、国も県もマイナスシーリングということでございます。市長が申されています別府の景気回復に努めるため、年次計画で進めております通称青山通別府駅前原線の歩道改修、それから北浜ホテル地区の歩道改修、それから午前中に出ました市営住宅の改善・改築、それから下水道、それから公園整備の公共事業の予算はもちろんでございますけれども、特に二百三十七ページに記載しております道路維持費、これが内容的には道路維持費、それから市道の側溝改修、それから舗装改修、これを昨年度より四二%増の四億を計上させていただいております。それから二百三十八ページにも道路新設改良費も昨年度より六二%の増をさせていただいております。これも市内の中小企業関連業者の受注機会がふえますように予算編成をさせていただいているところでございます。何とぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○四番（平野文活君） 今、部長が答弁された事業というのは、今言われたように市内の業者に広く仕事が回るようにという配慮をもって予算を増額したというふうなことですね。それは、そういう趣旨が本当に生かされるように予算執行をしていただきたいというふうに思います。

ただ、私が初めて議会に出て、初めて新年度の予算審議、当初予算の審議をしたのが、十二年度の予算でしたね。そのときに、私も覚えておるのですが、今、部長が言われた道路維持予算が、十一年度が三億五千万円に対して十二年度で三億ちょっ

と、五千万近く減額だったのですね。それに対して、これはちょっとどうかというような意見を出した覚えがあるのですが、さらに十三年度の予算では、これが二億八千万円に減額されました。これを十四年度予算では大幅にまた戻した、もとに戻したと。さらに復活するだけでなく増額をした。これはいいことだというふうに思うのですが、だれかも言っていましたように、これは選挙の前の年の予算ではふやすが、選挙が済んだら減らすというふうなことにはならないように、これはやっぱり市民の要望にも、かなりまちづくりを進め、さらには小さな業者にも仕事が行き渡る、そういう予算になると思いますので、道路維持に限らずその他、今、部長が説明した予算、それは全体としてそういうものだと思いますが、ぜひそういう方向で、今仕事がない中で小さな業者が一息つくというふうになるような使い方をさせていただきたいということをお願いして、終わります。

○二十一番（泉 武弘君） 人権啓発課それから年金の課長、お入りをいただきたいと思います。

市長、先ほど四番議員が、同対の特別措置法の終えんに伴ういろいろな問題をお話をされました。ちょうど私が小学校五年ごろだったと思うのですけれども、韓国の方で二郎さんという方が、短靴を売っておられたのですね。それで当時、「かすとおり」というのがものすごくはやっている時代で、それで二郎さんは、回っているときに「かすとおり」を飲んで帰る習性があった。それで、お気の毒に道から落ちて、川に落ち込んで死んだ。そのときにその人を弔う埋める場所がなかった。埋めることを許さなかった、地域が。それで、私の父親が、それなる部落を説得して、その二郎さんのお墓は、私のところのおやじの墓の横にあるわけですが、それほど厳しい差別が実は現存したわけですね。それで、そういうものに対する特別措置法が、三十三年経過して今回切れるということなのです。

それで今回、市が同和対策の差別解消に対する補助金を上げていますけれども、これについては、私も本当にこれは、こういう上げ方ができるのかなという実は大変疑問を持っている。そのことを単刀直入にお聞かせいただきたいと思うのですね。

まず、全日本同和会に対する三百万円の補助金。これは、補助項目はどのようなことにこの補助金を使おうとしているのか、具体的に御答弁ください。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

ただいまの質問でございますけれども、まず私どもとしては、同和団体の育成の補助金として執行しております。内訳でございますけれども、総務費ということで通信運搬費、消耗品、それからコピー代のリース代とか電気代、それから自動車税と車

検代とかいうのを含んでおります。それから会議費につきましては、各会議、それから各種大会等の参加で、延べ約二十一回の開催をしております。延べ人数でいきますと七十九名が出席をしております。

○二十一番（泉 武弘君） その三百万円の補助金の中には、事務所借上料というのが含まれているわけですか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

事務所経費ということでございますけれども、平成十一年度と十二年度、この二年間につきましては、家賃としてというか、事務所代としての経費は上がっておりません。

○二十一番（泉 武弘君） これは予算説明ですからね、明確に御答弁いただかなければいけないのだけれども、十一、十二が、事務所経費として上がってない。ということは、全日本同和会の事務所というのはどこにあるのですか。それできょうび、事務所借上料を払わなくて貸してくれるところというのはどこなのですか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） 所在地でございますけれども、亀川東町、現在八番十七号、これは昨年四月二十五日に前支部長がお亡くなりになりまして、その後はまだちょっと支部長が決まっております。その関係で平成十三年の四月二十五日までの住所が、亀川東町八番十七号となっております。

○二十一番（泉 武弘君） 八番十七号というのは、ビルなのですか。何ですか、八番十七号。それで、八番十七号の以降はどんなの、それ以前はどんなのですか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

その場所につきましては八番十七号で、私どもが昨年十一月末ごろに確認したところによりますと、株式会社亀川タクシーの所有となっております。

それで、その家賃が何で支払われてないかということでございますけれども、それにつきまして、前支部長がお亡くなりになっておりますので、ちょっとその辺がわからないということと、私どもは、運動団体の組織内のことでありますので、その辺よろしく願います。

○二十一番（泉 武弘君） 八番十七号は、株式会社亀川タクシーですか、株式会社亀川タクシーの整備工場ですか。どちらですか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

これは、私ども確認しているのは、株式会社亀川タクシーということでございます。

○二十一番（泉 武弘君） これは、議員の皆さんもよく今から私が申し上げることはお聞きになっておいていただきたいと思うのですが、株式会社亀川タクシーというのは、私どもの議長が

役員をしております一族の会社です。ここに謄本があります。十五番二十一、大分県別府市亀川東町十五番二十一、ここが所有する土地の中に、亀川東町一八九七番地の一という土地があります。私のもし記憶間違いでなければ、そこに現在の全日本同和会の支部が開かれているというふうに私は考えますけれども、課長間違いでしょうか。ちょっと答弁してください。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、十三年の四月二十五日に前支部長が亡くなりまして、それ以後、今支部については、県、全日本同和会大分県連との話し合いで、補助金に対しては支出をちょっと待ってくれ、支部が決定するまでは待ってほしいということで、今支部長がどなたかは決定をしておりません。それで、四月二十五日現在までしか今は把握しておりません。

○二十一番（泉 武弘君） いやいや、違うのですよ。僕が聞いているのは、同和予算の全日本に対する補助金を三百万組んでいるわけですから、その事務所所在地が明確でないと執行できないわけでしょう。その事務所の所在地は現在どこですかと僕は聞いている。執行している、執行してないというのは、今から先お聞きするのよ。執行してない、今度は執行できてない。そうではなくて、新しい予算を計上するときに、事務所所在地がどこで、その事務所の借り上げ費用がこのくらいで総務費がこのくらいといろいろなものがあるわけでしょう、補助項目は、まずその前に、課長どの部分ですか、どこなのですか、この事務所所在地。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

亀川東町八番十七号で、一応私どもはそういうふうに確認しております。十七号ですね。（「建物は」と呼ぶ者あり）建物が、株式会社亀川タクシーの所有の土地、建物でございます。

○二十一番（泉 武弘君） これは、亀川タクシーの整備工場ですか。どうなのですか。そこをはっきり言わないと、予算審議にかけていて、そういううやむやな答弁では困る。その亀川タクシーの今のビルというのは、もうすでに名義は変わっておるわけでしょう。工場ではないのですか。違うのですか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） 先ほど申し上げましたように、私どもが確認できているのは、株式会社亀川タクシーということで、私も現場に行ってみまして、二階建てで、一階に事務所が、去年の四月のときにはございました。

○二十一番（泉 武弘君） 亀川タクシーのビルではないのですね。あなたが言っているのは、旧国道から海側にある亀川タクシーの整備工場の方ですね。いわゆる全同別大が入っているところを指しているわけでしょう。違うのですか。そうであればそうだと。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

議員が今おっしゃるように、全同別大事業組合ですか、が入っている場所と、部屋と同じでございます。

○二十一番（泉 武弘君） なぜ事務所経費を払ってないのですか。

三百万円補助金の中で事務所借上料が当然含まれておるわけでしょう。差別解消のための事務所借上料が入っている。この事務所借上料等の領収書はあるのですか。その前に、その事務所借上料を払っているのですか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

事業計画並びに事業実績報告の中では、この十一年、十二年度については、家賃計上は上がっておりません。

○二十一番（泉 武弘君） だから、僕はおかしいと言っている。

事務所を借り上げしているのに、事務所経費を払ってないというのはおかしくないですか、あなた。

これは、ある市民からたった一本の電話。ある方が、自分が謄本の閲覧に法務局に行った。ところが、この土地は、自分が見に行ったところの近接する土地が、別府市の差し押さえ財産になっているではないか、このような指摘があったのですね。私が今から申し上げることが、もし間違っていれば大変御迷惑をかけますので、あなたの方で訂正してくれませんか。当然予算を計上していますから、どの部分に今から全日本同和会が入ってそこに補助金を交付しようというのは定かになっているわけですか。この土地ですか。間違っていれば訂正してください。亀川東町一八九七番地の一、鉄骨づくり、スレート、亜鉛メッキ、銅板ぶき、二階建て。これは亀川タクシー株式会社の所有地です。この土地に事務所があるというふうに考えていいのですか。二階建てです。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

番地につきましては、ちょっと今資料を持っていないので、ちょっと正確なところをお答えできませんけれども、確かに亀川タクシーの整備工場というのですか、というふうには確認しております。

○二十一番（泉 武弘君） 議長、この問題は大変重要な問題です。

予算を計上して、相手方を特定できない。このような予算の計上はできません。先にほかの課の審議をしますから、今言ったところが、私が補助対象になっている事務所所在地かということ聞いていますので、即刻調べて返事をしてください。

なおかつ、この物件について、こういう謄本になっていますけれども、間違いはないのかどうか。所有者、亀川タクシー。差し押さえが大蔵省、大分県、大蔵省、別府市、このようになっている。この差し押さえをした財産上に亀川タクシーが所有する二階建ての建物の中に全日本同和会の支部があるのかどうか、

これを早急に調べてください。

それでは、ほかの課に先に移らせてもらいます。

財政課長、新年度の予算の編成を見ますと、こうなっているのですね。三億五千万の市税収入減、交付税減五億、八億五千万が減額されている、前年対比ですね。これはもう大変僕は厳しい状況だというふうに認識をしている。そして、さらに出の方を見ていきますと、扶助費の中の生活保護費が、もう六十億に届くことになってきました。こういう状況で新年度の予算に対する財政当局の見方、それで地方財政法では、次年度以降の財政運営にも配慮した予算編成をなさいというくだりがあります。これから見て、次年度以降、別府市の財政がどのように動いていくというふうに認識をされているのか、この点をまず最初に御答弁ください。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

収支見通しということかと思えます。歳入面から申しますと、今議員さんがおっしゃいましたように、経常一般財源ベースで見ますと、国の地方交付税の減額、それから地方税の落ち込みということで、今後におきましても、交付税の減額が出てこようかというふうに思っております。また税におきましても、十五年度からは評価替えでございます。そういう中で、現在の景気低迷によりますこういう地価の下落があるのではなかろうかということで、全体的に考えますと、税もまだ落ち込んでくるのではないかというふうに思っております。

それから歳出面におきましても、十四年度予算ベースにおきましても、人件費におきましては二・七%の減、公債費におきましても四・三九%の減というものの、先ほども議員さんが申しました扶助費におきましては五・五八%の増というふうになっております。そういう中で十五年度、次年度でございますけれども、十五年度におきましても、私どもといたしましては体育館、南小学校の建築費がございます。そういうもの以外におきましても、やはり私どもは特に定年退職の問題を大きく考えていけないといけないのではないかというふうに思っております。そういう中で私どもといたしましては、地方財政法の第四条の二項でございます。そういう中で年度間の財政運営の考慮というものがございます。そういうところも考慮いたしながら、今後も財政法の第二条の十三項、最少の経費で最大の効果を上げるということを念頭に置きながら、今後もいろいろ、PFI方式、民間に委託した方がいいものであれば民間に委託というようなことも考えながら、行財政改革を常に推し進めていく必要があるのではないかというふうに私どもは考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 市長の名前で新しい年度の納付通知が来ますね。ところが、市が抱えている債権、滞納という問題で

すね。これがどのくらいあるかということをお場でしっかり議論をしておかなければいけないと思うのですね。まず市税の……、納税課長入っておってください。年金課長、先に入ってください。国民年金の十二年度の決算の繰越額と新年度の徴収率ですね。滞納繰越額に対する徴収率を何%に設定したのか、その根拠、まず、ここらから答弁してください。

○保険年金課長（田仲良行君） お答えいたします。

平成十二年度の決算におきます国保税滞納繰越額は十五億二千五百七十四万八千七百六十三円でございます。

それから、二点目の御指摘の滞納繰越額の新年度の徴収率でございますが、一応六・〇%と、退職被保険者に限っては一三・〇%を計上いたしております。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。

納税課におきまして、市税の滞納につきましては、前年同様の、上げさせていただいております徴収率を目指して、十四年度におきましては滞納分で一七・二四%の計上をさせていただいております。

○二十一番（泉 武弘君） 納税課長、十二年度決算で滞納繰越額は幾らになっていますか。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えいたします。

十二年度決算におきましては、二十三億五千五百七十八万一千円でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 水道局長、どうですか。どのくらいの水道料の滞納がありますか。

（答弁する者なし）

○二十一番（泉 武弘君） それでは水道局長、後で答弁してください。

市長、助役ね、ちょっと顔を上げてくださいよ。新税を通知して納付してもらうということ以上に重い問題は、滞納の整理をどうするかという一つは問題なのです。今お聞きしてわかるように、国民健康保険税が十五億、市税が二十三億、市営住宅の家賃滞納が六千二百万。四十億ですよ、四十億。この整理を何らかの形でしないと、新税に対する納付説得力が生まれてこない。先ほど私が、なぜ議場でこの亀川東町の物件について別府市・国・県差し押さえということを問うたか。市民の中には、もしこの土地が、私が今申し上げているような土地だとするならば、同和の事務所がある土地だとするならば、議員が役員をしていれば免れるのか、こういう声があるのも事実なのです。そこで、四十億を超えるこの滞納についてどういう対応をするのか。この基本的な考えを示してください。

○助役（三浦義人君） お答えをいたしたいと思いますが、きょうは新年度の予算審議でございますので、ちょっとその決算につ

きましては、決算委員会等々におきまして、かなり議論をさせていただいたところでございます。私ども、決算の中でもこの問題が一番大きな課題として私どもに課せられているところでございます。これにつきましては特に全庁体制で徴収体制の強化を図りながら、なおそれでは十分でないということで、これの改善策につきましても、法の問題、さらには納税意識の改善の問題等々を含めまして、具体的な項目について取り組みを図っているところでございます。いずれにいたしましても、この内容につきまして、私どもは、口で言ってもこれは結果として出ませんので、どうしようもならないということで、取り合えず払っていただくという、この基本的な考え方を再度納税者に理解を求めながら行動をとってまいりたいというように考えているところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） あなたが言われるように新年度予算なのですね。新年度予算の中で滞納繰越額の徴収率が出てきている。これは予算ですから。決算で議論することは当たり前だけれども、新年度予算の中で滞納繰越額の徴収額が組み入れられているわけです。そこを間違えないようにしてください。

市長ね、これは大変重大な決意をもってやっていただかなければいけないと思うのです。片方で憲法三十条に基づく納税の義務がうたわれている。行政サービスを受けるというのは、納税にかわる反対給付として行政サービスを受けるわけです。もし先ほど私が指摘をしたこの物件が、議員が関与する、役員を兼ねる会社であったと仮定したとき、そこを僕はそういうふうに思いたくないけれども、片方でその会社から役員報酬をもらっている。それで片方でそこで税の滞納がある。そして議員報酬をもらっているとするならば、それはもう、何をかいわんや。先ほど詰めた議論をしたかったのですが、場所が特定できませんから掘り下げられませんが、市民の中には、議員が介在すれば税というのは軽減されるのではないかと、誤った認識がある。やはり議員というのは、議会がみずからつくった議員倫理条例というのがある、それに照らしても、議員が関与するような税の滞納というのは、厳しく取り締まらなければいかん。もう当たり前のことなのです。それは、人の予算を審議する人間が、税の滞納があっては審議できないわけですから、そこらをやっぱり分けてでも厳しく僕は徴収すべきだ、こういうことをこの機会に強く要望いたしておきます。

それで市長、私も、本当皆さん、どういう気持ちで今市の財政を見ているかわかりませんが、今後の退職金の推移を見ますと、本当に別府市は持つだろうか。本当に僕は真剣に心配です。今から十年間で、退職金相当額百四十億円ですよ。百四十億円の中の今年度充当分が約八億四千万。百四十億円と

いう退職金額は、市税収入の一年分だ。ちなみに平成十九年度、これは試算ですが、十九年度に二十億を超えます、退職金が。二十年度も二十億を超えます。二十一年度十九億。経常収支比率で平成十三年度、この退職金の占める経常収支比率が三・三六%、平成二十年には八・二八%にもなる。私は、先ほど財政課長が「年度間の調整」という言葉を使われましたから、あえて言いますが、それでも、「年度間の調整」を考えるならば、退職金に対する手当の財源を何らかの形で担保しておかないと待たがかからないのですよ、待たが。それで市民は、皆さん方の退職金を納めるために税金を納めているのではない。行政サービスという福祉を受けるために税金を納めている。ところが、今の財政収支予測では、退職金相当額に繰り込まれて行政需要に対応できないという事態が来る。この事態を当局はどうとらえておりますか。私ごとき浅学の者さえ、寝ても寝られないくらい重いのです、この内容を見ると。そのところ、どうですか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、人事当局といたしましても、現在の団塊の世代と言われます五十歳以上の職員数が、全体の約四四%を占めてございます。こういった職員構成の実態から見まして、今後十年間の採用・退職に伴います事務事業のあり方、それから御指摘の退職金の問題等につきましては、私どもは避けて通れない問題というふうに深く認識をしているところでございます。したがって、今後この財源対策等につきましては、今後とも財政当局、あるいは関係各課との協議をできる仕組みを早期につくっていきたいというふうに人事当局としては考えているところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） そこで、この機会にお聞きしておかなければいけないのですが、十四年の新規採用職員の数は何名で見ているのか。それから昇給停止ですね。県が、五十五で労使交渉が妥結しました。この昇給停止について、市はどのような考えを持っているのか。それからさらに、初任給と公務員給与については、社会実勢に即した賃金体系を構築しなさいというのは、これはもう法の定めるところです。これに見習って初任給についてどういう考え方を持っているか。これをまず御答弁ください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、平成十四年度の採用計画でございますけれども、これはもうすでに十三年度で採用試験等がすべて終了してございます。最終的には三十二名の職員を採用するというふうな予定でございます。

また昇給停止、初任給の一号下位の問題でございますけれど

も、今日まで別府市といたしましても、行政改革を進める中で職員数及び給与の適正化を図る中で、特に給与の適正化につきましては、一つの指数となりますラスパイレス指数、これが十三年四月一日現在で一〇〇・七ポイントというふうに、いわゆる国家公務員並みの給与水準になってきているという状況がございます。そこで大分市につきましては、大分市のラスパイレス指数が全国で八番目、それからまた九州で一番目ということで、ポイントといたしましても一〇五・六というふうに私どもも新聞報道で見でございます。これをまた、例えば初任給の一号下位あるいは定期昇給等の一斉の昇給延伸を行ったといたしましても、私どもの試算といたしましては、このラスパイレス指数が一〇三ポイント台に抑える、見込まれるというふうに私どもも認識しているところでございます。

今、議員御指摘のとおり、給与決定の原則といたしましては、地方公務員法の第二十四条に均衡の原則という問題もございませう。したがって、人事当局といたしましては、初任給等の問題も含める中で、今後につきましては、昨年の十二月議会でも答弁をさせていただきました五十五歳の昇給停止の導入等に向けまして協議を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○二十一番（泉 武弘君） そこに、答弁席に座っている皆さんは、特に考えていただきたいわけですが、来年以降、固定資産税の評価替えに伴うところの税収減、これはもう確実に起こります。地方交付税の減額、もうこれは当たり前のことであって、これはある新聞が特集を組んだのですね、地方自治体が今後生き残れるかどうかという、自立と責任とか、いろいろ地方が持つ特集を組んでいる。これを見ていきますと、税収減だけは間違いなく、交付税の減だけは間違いなく。そして今からふえていくものは、このように不景気ですから、扶助費がふえていく、高齢者医療費がふえていく。それで当市の場合には、今から退職金引当額が相当額に達します。そうなりますと、事業をしなくて市民の税金を退職金に充当するか生活保護費に充当するか。事業ができないような事態が必ず来ます。

今回、行財政改革の具体案の答申について一般質問をさせていただきますけれども、私は、相当評価する答申をいただいておりますけれども、委託するかしないかという議論ではないのだ。今ある事務事業で民間でできるものを全部切りかえてしまわなければ市が立ち行かない、これだけははっきりしている。このことは、ぜひとも組合の皆さんにもわかってもらいたいと思うのです。組合の皆さんも大変身を切る思いだと思っておりますが、それをしなければ別府市は立ち行かない。市民に対する福祉サービスができないという事態。これほど厳しいのだ。このこと

だけは、特に管理職にいらっしゃる皆さんは、よく考えた上で行政執行してほしいな。ひとり蚊帳の外が水道局です。どうなのか、全く先は見えませんが、こことて同じです。やはり労働生産性、経済効率、これを考えない運営ってあり得ない。

そこで市長ね、残り六分間。今から「行政改革の三点セット」ということをちょっと話をさせていただきますが、「三点セット」は、まず職員が現状をどう認識するか、そして自分がよって立つところはどこののか、自分はだれから給料をもらっているのか、どのようにしてお返すのかという職員の意識改革。その中には、私を含む議員の意識改革も含まれます。これが一つ。

そしてもう一つは、今ある事務事業の中で民間でできるものを民間にやってもらう。最少の経費で最大の効果を上げる行政運営に邁進する。この二つ。もう一つの合わせわざというのが、今、電算化を進めているこの部門だ。電算化の立ち上がりが十六年で終了しますけれども、この電算化の立ち上がりには相当の注意を傾注しておいてください。これがもう一つの合わせわざの行政改革。これについて基本的にどういう考え方を持っているのか、お尋ねをします。さらに電算課の予算もかなり上がっているようですから、方向性だけお聞かせください。

○企画財政部長（須田一弘君） 行政改革、これにつきましては、ただいま議員さん御指摘のありましたように、最少の経費で最大の効果を上げるということでございまして、この行政改革を進める上で一番大切なことは、やはり市民の皆様からお預かりした税金をいかに有効に使っていくかということでございます。したがって、ただいま議員さんから御指摘のありましたように、これは一人一人の意識が、やはりそういう方向に向いていかなければ、全庁的になかなかはかどることは難しいということは十分に認識いたしているところでございます。さらに、このような状況の中で、現在電子自治体ということでIT化が今後進められてまいります。この中でかなりの部分について市役所、さらには出張所、各施設をつなぐそれぞれのネットワークが構築されてまいりますので、この行政改革の理念を踏まえながら最終的なIT化に伴いますところの行政改革についての考えも十分に構築してまいりたいと考えております。

○二十一番（泉 武弘君） ネットワークの構築、ローカルエリアネットワーク、これを構築して、それを住民福祉にどう生かしていくのか。このための職員研修がすごく肝要だということなのです。基幹整備はした。それではそれを住民福祉にどう結びつけるのかという結びつけの問題、住民福祉にどう生かすか。この職員研修が今から一番大事な部分になってきます。いわゆるホストコンピューターをメインにして二十億を投資していま

す。それが事務省力化と住民福祉にどう結びついていくのかというのが、今から正念場なのです。電算化について人を惜しんでほしくない。予算を惜しんでほしくない。この立ち上げが、先ほど言った「三点セット」の一番大きい部分に今からなる。この一翼が崩れたら、事務事業の委託だけでは、財政改善で大きく寄与できない。相当大きい部分がありますけれども、将来的には電算の方がもっと大きい。ここの問題がありますので、この点について市長に最後に答弁を願いたいと思います。

そして議長。ずさんと言われても仕方ありません。同和の、全日本同和会に対する補助金三百万円。どこに事務所があるのかも予算を計上して説明できないのか。こんなばかなことありますか。後刻、これは私は一般質問でも当然取り上げますので、まず事務所はどこなのか。先ほど私が言ったように、この物件なのか。これを文書で後刻提出していただくようお願いして、終わります。

○市長（井上信幸君） 最後の「三点セット」でございます。もう御無理ごもっともだと思いますし、私も就任以来意識改革、発想の転換を強く要望してまいりました。また事務事業の民間委託もできるところからどんどんやっております。今後、大いなる民間委託も必要だと。そして御指摘のとおり入るを回り出るを制するという基本理念でいかなければならないし、十九年、二十年、二十一年は人件費が莫大に要ります、退職金。このことも予測しながら足元から見直していく。徹底的な行財政改革が必要になってくると思いますし、電算化の問題ですが、就任以来電算課には民間企業で徹底的な教育を受けた方々を現在六名、たしか六名と思いますが、入職させております。こういうことで今後も電算関係については、広げることによって人件費削減につながりますし、非常に事務率の効率化につながりますから、御指摘のとおり前向きにどしどしやっていきたい、このように思います。

○二十四番（原 克実君） 平成十四年度の当初予算から、若干質疑をさせていただきたいと思います。

今回、当初予算の中には景気対策ということで、前年度よりも二・八九%の増ということで予算編成を一般会計の中でされておりますし、特別会計では二・八三%、これはかつてない予算の伸び率というようなことも、私は、この厳しい状況の中での伸び率と考えております。先ほどから税収の問題でさまざま議員の方から質問をいたしておりますけれども、私は、税収の中で一点だけ質問をさせていただきたいと思います。

今回、基金の取り崩しをしながら、当初予算では一般会計二・八九%の伸び率になっております。この中をつぶさに予算計上されている分を見ますと、さまざまな国庫支出金を含めて公

共事業に投資する分と、それとまた市税とか地方交付税の減額というものが計上されております。これを全体的に収支差し引きをしてみますと、税収の面では大体十一億五千万円ぐらいが減額されて計上されております。これを差し引きしますと十一億五千万円ぐらいが、今回の一般会計の当初予算で増額ということになっております。やっぱりこの原因というのは、先ほどから論議されておりますように市税の落ち込み、交付税の減額というのが、大きな要因になっていると思います。この国の政策または市税の伸び悩みの中からこういう予算が今回計上されているとは思いますが、この市税の中の、私としては入湯税を今後どのように取り扱ったらいいかという観点の中から質問をさせていただきたいと思っております。

今回、当初予算の中に入湯税も前年度対比減額されて約三億三千万円が計上されておられるわけですが、この入湯税の確保の仕方ですね。これがどうも私には納得がいかない。これは決算委員会の中でも私なりに指摘をさせていただきましたけれども、この徴収率を上げる問題。まずお尋ねしたいと思うのですが、観光経済部長、現状、別府市に一年間、例えば決算を当てた場合ですから、まだ十三年度は決算見込みしか出ないと思っておりますが、十二年度の別府市における観光宿泊数は何名ですか。観光統計上どのようになっているかお知らせいただきたいと思っております。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

平成十二年の別府市の観光動態調査の結果でございます。平成十二年の宿泊観光客数でございますが、四百四万八千四百十二人となっております。

○二十四番（原 克実君） この宿泊人数に対して入湯税課税者は何名になっておりますか、課税課長。

○課税課長（羽田照実君） お答えいたします。

平成十二年度決算でございますが、入湯客が二百三十三万七千五百六十五名でございます。

○二十四番（原 克実君） そうしますと、課税者が二百三十三万七千五百六十五人ということですから、観光宿泊者から差し引きますと百七十一万八千四百七十七人の非課税者、要するに入湯税課税対象外の方が泊まられておるといふ計算に別府市はなるのですね。ですから、ここが別府市の目的税である入湯税の課税の仕方、ここに私は原因があるのではないかなということ調査をさせていただきました。

きょうは、議長席に副議長が座っておりますけれども、毎年、全国温泉所在都市の議会議長会があります。その中の資料を見ましても、毎年同じことなのですが、別府市はランクが低いのですよね、入湯税相当に対する要するに割当額が低い。ちなみ

に、どこがいつも毎年一番かという、熱海市なのですね。あれだけ厳しい熱海市でありながら、入湯税収入は一位。二位はどこかと思ったら、その隣の伊東市なのですね。三位が札幌です。四位が別府なのですね。なぜ、こういう状況が続いているか。例えば、きょうおりませんけれども、議長なんかが議長会に行き、日本一の湧出量を誇る別府市、国際観光温泉文化都市である別府が、入湯税の徴収率でも全国で四位というのは、どうも私は肩身が狭いのではないかと思うのですよね。なぜこういう現象が起こるかなど、私はつぶさに調べてもらいました。一位の熱海なのですよね、ここは年間の宿泊者が別府より少ない、約百万少ないのですよ、三百十三万一千人ぐらいですね。ところが、入湯税課税者というのは三百二十九万九千。ということは約三百三十万。これは宿泊以外のお客様からも入湯税をいただいているという現象がきちっと出ております。そしてその中で、入湯税課税人員というのはどのくらいあるかといえますと、三百五万二千五百七十人。端数は私は切り捨てしていますけれども、そうすると、熱海に来たお客様、宿泊していただいたお客様の課税対象人員は九二・五%なのです。これを私調べてびっくりしました。そして隣の伊東市、伊東市はどのくらいかといえますと、年間二百九十一万人からの宿泊者が来ております。その中の課税者は約二百三十二万人。そうしますと、約八〇%の宿泊のお客様から入湯税を課税し、いただいております。

では、別府市はどうかといえますと、百七十一万八百四十七人の方の比率といえますと、宿泊人員から入湯税課税者を差し引きますと五七・七%しか入湯税を課税してないのです。徴収してない。ということは、あとの約四三%の別府に泊まっていたお客様はどうなっているのかということ。湯けむりみたいに消えてしまったのか、課税対象にならない宿泊のお客様なのかということがわかるのです。これは一回、課税課長、熱海と伊東の資料もお渡ししますけれども、本来やっぱり入湯税というのは目的税でありますし、ちゃんと予算の中にもその目的税の使用、最後の方の三百四十九ページに、入湯税の充当明細表というのがある。それはやはり温泉事業であり、それから環境問題であり、観光施設であり、消防施設であり、こういうことに目的税として使わせていただきますという名目がちゃんとあるわけです。ですから、やはり別府にお泊まりいただいたお客様から入湯税を少しでもいただいて、その財源をもとにして観光施設であるとか温泉施設に充当させて観光浮揚をしていく。そしてまた来たお客様が喜ぶ施設整備をしていく。これこそが私は、この入湯税の大きな目的であると思いますし、この入湯税の課税対象者が少ないのは、徴収義務者に問題があるのか、納税義務者に問題があるのか、こちらあたりをしっかりと

り精査して、できるだけ多くの、せっかく別府に来ていただいてお泊まりいただいたお客さんですから、入湯税の徴収を上げる方法を講じていただきたい。これはホテル・旅館、それからいろんな寮、保養所、そしてまた遊興飲食を伴う料理屋、料理店そういうところも含めてきちっと入湯税は何のために別府市が泊まっていたお客様から徴収し、何の目的で使われておるかということをよく理解していただいた上で、これはできるだけ熱海や伊東市と同じような方法で徴収率を上げて、その財源をもとにして観光浮揚に当たること。だから景気が不景気になりますと、やはり税金の滞納というのは、一面ではいたし方ない面があります。だから徴収が減るということで暗いイメージばかりを持つのではなくて、せっかく市税としての入湯税目的があるのですから、これを増収していくならば、私は、観光浮揚、景気浮揚に対する財源というものは、ここで何がしかの徴収ができると思います。私は計算をしました。別府市が現在五七・七%で約三億四千万円しか入湯税が上がっておりません。もし別府市が宿泊者から入湯税を伊東並みに徴収できるとしたならばどのくらいの徴収になるだろうかと計算しました。そうしましたら、別府市は四億五千三百万入湯税が徴収できます。そうすると現在よりも一億二千万円入湯税が上がるわけです。それから、もし熱海と同じように、熱海が約九二%ですからね、九〇%もし別府市が宿泊のお客様から入湯税を徴収することができるならば五億一千四百万円。そうしますと、約一億八千万円の入湯税の増収ができるのです。ですから、目的税としてこういう観光目的とか温泉目的に施設の整備に使うことができるならば、一億八千万円の入湯税の増収というのは、これは別府市にとっては大変な財源ですよ。しかもこれが景気浮揚、観光浮揚に使われる財源とするならば、私はこれを手をこまねいてじっとしていることはないと思うのですが、その点、市長どうですか。

○企画財政部長（須田一弘君） ただいま議員さんより熱海市、さらには伊東市の例を挙げていただきまして、入湯税の課税客体の把握が、別府市は少しその二市に比べて落ちるのではないかと御指摘でございます。このことにつきましては、私どもにおきましても、やはり現在、八力所で地区の説明会あるいは毎年調査等を行っているところでございますが、この入湯税の趣旨といいますが、これはお客様からお預かりしたお金でございますので、やはりこのことをそれぞれの旅館・ホテルの入湯税の対象の経営者等にも十分に趣旨を説明する中で、さらなる課税客体の把握に努めてまいりたいと考える次第でございます。

○二十四番（原 克実君） しっかり取り組んでくださいよ。そしてこういうところに観光課、観光関係の職員もやはり意識

を持ってもらわなければいけません。徴収義務者だけではないですよ。やっぱり観光を浮揚させていこう、経済を浮揚させていこう。商工課でもそうですよ。思えばやっぱりこういうところに目をつけて、お客様から入湯税をいただいた中で観光浮揚をしていただくということが、一番いい方法だと私は思いますので、ただ税収が少なくなった少なくなったと。それは確かに厳しい。今、経済状況の中で厳しいのはわかります。でも、市税の中でも方法によっては増収ができる税もあるということをぜひ考えていただいて、この入湯税についてはひとつ真剣に取り組んでいただきたい、このように思います。この取り組みいかんではやはり私は別府の経済、観光浮揚がいかによくなるか、悪くなるかわかります。市長もさっき言ったように、入るを図って出るを制する。やっぱり入ってくるところに目をつけていかなければいけないと私は思いますので、今回の予算に対して入湯税の徴収のあり方ということを述べさせていただきましたので、ぜひそれを今後検討していただきたい、このように思います。

それからもう一つは、事件議案の中で、一般会計の予算の方にも介護保険のあれで出ておりますが、三十六号別府市介護保険条例の一部改正について。これについて当局から説明をいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

この条例の件は、補正予算でも議員さんに報告したところでございますが、ことしの四月一日から第二段階の保険料を納めている人に対しまして軽減をしようという条例案でございます。

○二十四番（原 克実君） そうしますと、その第二段階の対象者は、どの程度おられるのですか。そして、どのような通知をされるのか、その点をお尋ねします。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

軽減の対象者は、世帯全員が市民税非課税の二段階の方です。約一万三千人おります。その中から生活保護基準以下の方を対象としております。それが約半数、六千三百ということに今なっております。平成十四年度で減免をいたしますので、若干この数字は変わるかというふうに思っております。金額にしまして、約半数がもし減額になれば約三千万の軽減ということになります。

その広報の仕方ですが、今課税課の方で個人の収入を確定しております。その確定が五月になります。介護保険の保険料は、その後に、六月に賦課をいたします。その段階から申請となります。それによって我々は、六月以前、五月ごろにこういう制度があるということを市民の方に周知をしたいというふうに思っております。

○二十四番（原 克実君） この軽減につきましては、私どもも市

長に要望し、これが平成十四年度の予算で実現したということは、非常に私たちも喜んでおりますし、また低所得者の方も大変喜ぶと思います。ただこれも一番問題は、行政というのは申請主義ですから、特に六十五歳以上の高齢者の方については、申請の仕方がわからないとか、そしてまた周知徹底がされてないために知らなかったという人がおりますので、この点を、さっき課長が言われましたように五月以降について、その六十五歳以上の対象者の方に、こういう形で申請をしていただきたいということで周知徹底方をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。今回の予算の中で景気対策ということでさまざまな事業展開をされております。道路とか側溝とか、それとか今回いろんな学校の建設であるとか体育館の建設であるとか、先ほどちょっと四番議員も触れておりましたけれども、青山通り、要するに北浜旅館街の街路を含めて景気対策ということで、公共事業を非常に積極的に今回は取り組んでいただいていることは、非常に喜ばしいことだと思います。ただ、このさまざまな事業を展開する中で、ちまたの中では例えば公共事業、これが本当に別府市の業者に受注できるのか、発注できるのか。これに非常に今関心を持っているのですね。例えば今度、仮称ですけども南小学校が建設される。あの学校は地元の業者に発注してもらえるのだろうか、もらえんのだろうか、こういううわさも出ているのですね。施政方針の提案理由の説明の中でも、今度の仮称総合体育館の問題も市長は述べられておりましたけれども、本当にやっぱり景気対策を進めるならば、雇用を含めてやはり地元の業者が息づかなければ、これはもう全然景気対策にはならないわけですから、景気がよくなり、そして今、緊急雇用対策とかさまざまな制度がありますから、これを活用して景気が盛り上がる中で雇用を推進していくということが、本当の景気対策なのです。ですから、今回事業をこのように展開することは、私は非常に有意義で喜ばしいことと思っておりますが、特殊事業を除いてはやはり今回の公共事業というのは、ぜひ地元業者に発注をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。答弁ありますか、市長。（発言する者あり）まあ、それはちょっと後で。もう一回いいですか。

もう一つ。もう一つ言いたいことがあるのです。例えば別府駅の西口の青山通り、それから私が、平成八年から二度ぐらいかけて北浜旅館街の街路の整備を一般質問で要望させていただきました。これがようやく調査段階から、平成十四年度から実施されるということは、非常にうれしいのですよね。北浜旅館街もよみがえると私は思っております。そしてまた駅裏の青山通りも、あの街路が完全に整備されれば、コンベンションホールとかさまざま、今度仮称別府市総合体育館、そういうあたり

のいろんな回遊性のある一つのメイン通りになるのではなからうかと思えます。これは非常にうれしいのですが、どうも行政というのは偏り過ぎる面があるのですね。旅館街も今回三年計画、それから青山通りも二年計画で完成させようということですが、この北浜通りの実施計画に入る前に、私は、やはりまちづくり、今、各省がまちづくりを進めておりますけれども、まちづくりには絶対市民参加というのは欠かせない条件ですから、できれば市内・市外を問わず情報発信していくために、別府市は現在こういう事業をやっているのですよということを理解し、またPRするためにデザイン募集をしたらいかがですかということを行ったことがあるのですね。ところが、それは検討します、ということであったけれども、今回のこの北浜旅館街の要するにデザインですね、事業の計画の中にそういうものが盛り込まれているかどうか。

それともう一つは、青山通りね、これ、「ファッションタウン別府」というのはわかるのですが、「別府のシャンゼリゼ通り」というのは、これはだれがつけたのか。だから私は、こういう青山通りもどっちかといえば、将来のまちを担う小・中学校とか高校生の方に、あなたたちのまちがこういうふうに変わります、できたら皆さん方からこの通りの名前をつけてくれますか、とかいうような、やはりそういう投げかけをする中で子供さんたちは、将来の自分たちのまちづくりだということで、そういうまちの通りの名前にしても、デザイン募集にしても参加してくるのではないかと私は思うのですけれども、この点は今後どのように考えているのか。

そして北浜旅館街のことは、どのような経過でやっていかれるのか。そして景気対策については、先ほど私が言いましたように、地元業者を優先に発注ができるのか、できないのか。そのところを、ひとつお尋ねしたいと思います。

○総務部長（大塚利男君） お答えいたします。

先ほど、公共地元業者への選定または発注という御提言でございますが、私どもも地元業者の振興並びに育成を図る上から、地元でできる工事については、公共工事については地元業者を優先したい、そのように考えております。

○総務課長（藤野 博君） お答えいたします。

市長の提案理由の説明の中に、別府西口駅の青山通りの件が出ておりました。「別府のシャンゼリゼ通り」という名前で打ち出しておりますが、これはフランスのバリ、凱旋門からコンコルド通りですか、ああいう一つのイメージ的なものをアレンジしながら、やはり青山通りもそういう、もちろん規模的なものは差がございますが、そういうイメージをして、おしゃれな雰囲気を持った歩道にしたいということでございます。

○市長（井上信幸君） 名前、ネーミングですが、これはやはり、もともとは「青山通り」でついておりますので、あの通り会の方々が名前を変更するというならば、これはもういたし方ないと思います。

先ほどの御指摘の点ですが、裏駅のあの青山通り、一応二年計画で、それと体育館の建設と同時に今、公民館通りをどんどんやっております。あれともひとつ整合性を持たせた道路にすれば非常にタイミングがいいかな、このように思っ一応二年計画ということであります。

もう一つ、北浜の旅館街ですが、これにつきましても、たしか私が就任後の二年目に、何とかということでも立ち上がりましたところ、一方通行の方が、一つは外来のお客様もいいのではないかなと。いわばゴールデンウィークのときにはものすごく混雑いたしますから、そういう一方通行で整備させていただけるといいのですが、と言ったら、それには反対ということでありました。それでいつか様子を見ておりましたところ、今度はやってくれと。こういうことでありました。ところが、実地調査をいたしますと、あの通りの歩道部分をいつの間にか占拠している方が何力所があるわけでございます。ここをきちっと整備していただかなければ通りの整備はできませんよということをお願いしたところ、北浜旅館街の世話人の方々が、きちっと今交渉していただきまして、もうすでに占拠していた方はきちっともとに戻したところもございまして、これからやろうと言ってくれているところもありますし、そういうことで多少おくれましたけれども、補助事業に乗せてきちっと、一応お客様に安心できるような道路にしたいというのが、この目的でございます。

もう一つ御指摘の点の地場業者にということでございます。これはもう私も基本的な信念でございます。ただ、今言われたように特殊工事ができないような場合がある。これはいたし方ない。極力地場産業の育成、それから活性化、それから雇用促進という観点からも、これは現実にきちっとさせていただきたい、このように思っております。

○二十四番（原 克実君） ぜひそのようにしていただきたい、このように思います。やはり青山通りにしても北浜旅館街でも、街路が、歩道整備がきちっとできれば、また違った意味での観光誘致になると私は思っております。私が先ほど言ったのは、要するにまちづくりの中にやはり市民参加が必要だから、何か事業を興すときにはそういうデザイン募集をしたらどうか。例えば通りの名前をつけるにしても、新しくつくるにしても、行政が考えて、行政が実施計画をして着工するのではなくて、その前にやはり市民の参加を得るためにもデザイン募集をしたり、

名称をつけるときに小・中学校に投げかけて、自分の将来のまちづくりに参加させると。やっぱりそういう意欲をわかせるためにやっていただきたい。だから私は、この青山通りを言うときに、県が大野川河川敷を整備するときに、県下の県民から募集をしたのが、どこかの高校か中学校の生徒がグループでつくったデザインが採用されたということが新聞報道で載っておったのです。これはさすがにやっぱり大分県もユニークな政策をやっているな、将来は、この大分県はあなたたちのまちですから、あなたたちがデザインをして考えたことを県が採用しようということをやったのです。だから私は、別府市もそういう事業については、そういう投げかけをしたらどうですかということができたのかできないのかということ聞いたわけです。できないとすれば、私は、提案して投げかけておきながらできないということは、これは寂しいことだなと、このように思いますので、今後の事業の展開にはぜひそういうことを含めてひとつ検討していただきたいということを要望しておきます。

では、最後になります。いろいろ余り言い過ぎると、時間がなくなりますので。水道事業の平成十四年度の水道事業会計予算の中から一点だけ尋ねたいと思います。

水道事業も平成九年四月に水道料金の値上げをいたしました。この値上げによってさまざまな水道事業の将来的な計画の中で事業展開をしていってあるということは、私は非常に評価しております。その後、平成十一年四月から別府の水道局が、政策的な判断の中で福祉減免制度を導入いたしました。これについてお尋ねをしたいと思うのですが、現状、基本料金の二分の一ということが減免の対象になっております。現在までに大体どの程度の方が申請をされて減免対象になっているか、その点からお尋ねしたいと思います。

○水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

今御指摘のように、水道料金の福祉減免制度につきましては、平成十一年四月から実施させていただいております。人数の御質問でございましたので、これは一年を二回に分けて前期四月、後期十月というふうに支払いをさせていただいております。十一年の十月につきましては三千八百四十八件、金額にしまして四百六十八万五千百円、十二年四月、四千二十七件、金額が一千百四十四万四千六十円、十二年十月、四千四件、金額が一千百四十万三千三百八十円、十三年四月、四千七十四件、一千三十六万七千二百三十五円。最も近いところでは十三年十月に支払いしましたものが、件数が四千百九十件、金額が一千百五十八万二千七百七十円となっております。

○二十四番（原 克実君） 平成十一年からこの制度が取り入れられて、大体今平均しますと四千人ちょっとの方が減免を受けら

れておる。金額にしますと、大体年間二千二百万円ぐらいですね、今まで減免した分が約五千万円ですから。これも私は、水道事業の中で福祉減免制度を導入したというのは、非常にすてきな制度ではないかと思えます。県下十一市の中で、この制度を設けているところは別府だけですか。それともほかにありますか。

○水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

この制度は、九州では別府だけと聞いております。

○二十四番（原 克実君） ですから、この制度としては福祉減免というのは、私はやはり政策上の問題もあったかもしれませんが、別府市水道局としてはすばらしい制度だと思います。ただ問題は、これは申請制度なのです。すべて。申請制度。だから非常にいい制度でありながら、これが六十五歳以上の高齢者の方に徹底をしてないという面があります。私、窓口に行くと、「水道局の営業課の窓口福祉減免を申し込みに来る議員はだれが一番多いですか」と、「あなたです」と。私は全部行くのです。別府にはこういう制度がありますよ、こういう制度がありますよ。だから利用したらいかがですか。知らなかったという人が多いのですよ、「あら、そんなことがあるの」と。私たちもやっぱり議員である以上は、六十五歳以上の高齢者のためにそれを受けて水道局の窓口まで行くのですよ。高齢者は一人で水道局の窓口まで行かないのですよ。そしてあなたたちは、一年間水道の広報紙が、「水と暮らし」というのが出ておる、それには載せるかもしれんけれども、六十五歳の誕生日になった人からこれは減免の対象になるのですね。では、一年後にその「水と暮らし」のチラシを見た人は一年間申請ができなかった、知らなかったという人がおるのです。だからこういう制度があるならば、行政の市報を使っても、「水道局だより」というような形で水道局のいろんな事業、それから水道局にはこういう減免制度もありますよということを、市の市報の中にも周期を考慮して、毎月するのか、それは二カ月に一回とするのがいいのかわかりませんが、水道事業もやっぱり別府市に大きく貢献する事業でありますから、行政と絡み合わせてやっぱり水道事業を市報の中で徹底していくのも、私は一つの方法ではないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、私は、本来「減免」という言葉は使いたくないのですよね。水道料金は「税」ですか、それとも「使用料」ですか。

○水道局長（澤崎 寛君） 水道料金は、「使用料」でございます。

○二十四番（原 克実君） 先ほど、私は介護保険のことも言いましたけれども、介護保険は「介護保険料」です。それから水道

料金も「使用料」です、料金。それから国民健康保険は「国保税」です。ですから、本来の「減免」という言葉は、税金それから刑罰などを減らすことを「減免」と言うのですよね。ですから、例えばこういう水道料金を安くするというのは、私は本来は「軽減」という言葉を使わなければいかんと思うのです。

「軽減」というのは、負担になるものが軽くなるということなのです。ですから、これは、水道料金の「減免」というのは、「福祉減免」というのは、私はやっぱり「軽減」という言葉に変える方が妥当だと思います。

それからもう一つ。いろいろな水道局がこれから事業展開をしていく中で、やはり経費を節減し、事業を拡大し、合理化を図っていく中で、事業の見直しの中で制度としてできるかできないかということは、私はまだわかりませんが、将来的には例えば夫婦の世帯、非課税者で夫婦の世帯でどちらかが七十歳を越えた場合、この制度が受けられる方法が、いつの時点かできるのかできないのか。そういうことも含めて水道事業の中で考えていただきたいと思いますが、その検討はいかがでしょうか。

○水道局長（澤崎 寛君） お答えいたします。

この福祉減免の制度の拡大という御意見でございますが、これにつきましては、今、議員から提示をいただきました高齢者の御夫婦の点、例えばですが、母子世帯であるとかいうことの点につきましては、これはやはり今後、水道料金の全体の問題として検討すべき問題というふうに思っております。財政的な面も含めまして、今後検討していかねばならない課題としては認識いたしております。

○二十四番（原 克実君） 大変ありがとうございました。これがまた水道料金の値上げにつながるようではいけませんけれども、やっぱり水道企業の事業を展開する中でそういうことが検討されればということでございますので、ぜひ将来的な問題として取り上げていただきたいと思います。

○十番（田中祐二君） 一般会計の二百二十一ページから二百二十二ページにかけて、緊急雇用創出対策事業がずらっと並べられております。今これ全部を説明していただくと、ちょっと時間がかかりますので二点ほどちょっと。

一つは、二百二十一ページにあります観光ガイド委託料と、それから二百二十二ページにあります学校教育課の関係の教員の問題、この二点についてまず説明をお願いいたします。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

この緊急雇用につきましては、四月から各種イベント、また六月開催のワールドカップサッカー、また夏休み期間中の観光ガイドを行うものでございまして、これにつきましては関西汽

船、別府駅周辺におきまして観光ガイドを雇用しまして、そのガイドを、道案内的なガイドを行うよう、この事業としております。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校いきいきプランということで、雇用創出のために平成十四年度から三年間にわたりまして計画をしているところでございます。

この趣旨でございますが、小学校の三十六人以上の学校、本年度は五校でございます。それから平成十五年と十六年度は八校に非常勤講師を派遣する計画でございます。一週間に三日程度ということで、一日六時間というふうに考えております。

○十番（田中祐二君） 後ほどそのことの中身に少し触れますけれども、全体として国がこの雇用促進については財政支出をして、県におりてきて、県からそれぞれ市町村に財政的な援助がされたと思います。財政課にお聞きしますけれども、総額ですね。別府市におりた緊急対策費につきまして、幾ら県からおりてきているか。そして、その何か基準があって、その基準に基づいて来ているのかどうか、お尋ねをいたします。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

平成十三年度から四年間の事業で別府市に配分されます枠は、一億三千八百九十万円の予定でございます。この算出基準については、私どもの方、特に存じておりません。県の方から大枠をいただきまして、平成十四年度は当初三千万の枠で事業を考えていただきたいということで、私ども三千万の枠で事業を予定しまして提出をいたしました。その後、少しでも早目に雇用の創出につながればということで、県の方をお願いをしまして、一千万の追加をいただきまして、平成十四年度は四千万の事業費で組ませていただきました。

○十番（田中祐二君） そうですね、これを合計すると四千万ということで、二百二十一ページから二百二十二ページにかけまして、今、課長が言われたように四千万市が受けていると。ただ、これに全く一般財源がついてないわけなのですね。そこら辺のところ、少しどうなのかなと。例えば先ほど観光課の方も言われたように、人を雇ってガイドをするなり、さらに教員については人数をふやしてそういう対応をすると。どうしても人の問題が出てくるわけですね。そう考えたときに、この四千万だけではなくて一般財源をつけて、そして緊急雇用創出にやるべきではないかというふうな考え方を私自身持っているのですけれども、その点についてはどういう考えを持っておりますか。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

この事業は一〇〇%補助でございますが、別府市としまして、平成十四年度には単費でございますが、単独で観光協会の

負担金に百十万追加をいたしまして、ホスピタリティーマイン
ドの研修講師派遣事業を実施しておりますし、農林水産課事業
で八十六万八千円の防火水槽清掃埋没事業で雇用すると、人数
的には市単独事業で五名でございますが、こういう事業をもく
るんでおります。

○十番（田中祐二君） それなら、この四千万円以外に今やってい
ますよという説明ですか、今の説明は。

○商工課長（溝口広海君） そのとおりでございます。平成十四年
度に、新規に市の単独事業として実施をするということでござ
います。

○十番（田中祐二君） 質問内容は、それはもちろんいいのですけ
れども、ここの金額、ここに出ています二百二十一ページから
二百二十二ページにある事業に対して、対してですよ、先ほど
言いましたように、人の問題がやっぱりありますから、それら
が人の問題があるとすれば、当然そこにお金をつけて、そして
雇用促進を図るべきではないのですか、そういう考えはなかつ
たのかどうかということをお尋ねしておるのです。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま課長から御説明いたしましたとおりでございます、
国の緊急雇用創出特別交付金を活用いたしまして、十三年度か
ら十六年度まで一億三千八百九十万ということでございまして、
初年度は四千万ということでございます。これは先ほどもお答
えいたしましたとおり、十分の十でございます。私どもといた
しましては、これにさらに単費をつけてということではなくて、
国の補助事業にのっとりましてこの事業に取り組んだと。さら
に御指摘のように、別府市独自の雇用創出を図る上で各課にお
願いをする中で、先ほど申し上げました二件につきまして、別
途単独事業として取り組んだ、このような考え方でございます。

○十番（田中祐二君） いわば、この事業に対して一般財源をつけ
るつもりはなかったのだという結論ですね。それはいいです、
それはそれで。ただ今言ったように、どうしても雇用促進をし
ようとすれば、先ほども公共事業の話がありましたように、い
ろんな形でやっていただくのが一番望ましいわけですけれども、
こういう学校の問題にしてもいろんな問題があって、先生の問
題があるわけですから、そういう意味からすればもう少しつけ
てほしいなということがありますけれども、それはそれとして
終わりたいと思います。

それともう一つは、五十一ページ。消防の関係なのですけれど
も、防衛施設周辺ということが書かれて、その下に消防防災設
備費補助という項目がありまして、国からこれはおりにているの
ですから、いわばどこからおりて、どういうふうな形で……。
歳出の方をちょっと見たのですけれども、私も何に使うのかち

よっとわかりにくかったものですから、今申しましたように、どこから来て、どのような形で歳出をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

まず、消防防災設備の補助金でございます。三千八十九万二千円計上させていただいております。この中身でございますけれども、これは歳出の方で二百七十一ページ、消防水利整備に関する経費というところで工事請負費の防火水槽の新設工事七千三百七万三千円を計上させていただいております。これは百トンの耐震性の貯水槽を、現在、別府市内で五カ所設置しております飲料水兼用の耐震性の貯水槽、百トンの一基の新設工事、それと四十トンの防火水槽を、これは内成と東山に四十トンの防火水槽を二基新設する計画をしております。これに対します国の補助金で三千八十九万二千円を計上しているところでございます。

○十番（田中祐二君） もう一つ、防衛施設周辺対策です。このことはどうなのですか。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えします。

防衛施設民生安定施設整備事業の補助金で一億八百三十万四千円、これは消防庁舎の中に現在通信司令施設を設置いたしております。この通信司令施設が、もう設置されまして二十三年ほど経過しております。それで通信施設そのものがもう老朽化で、現在なかなか部品の調達も思うようにいかないというような現状で推移いたしております。これを来年度、十四年度に新しい通信司令施設をやりかえ整備・更新しようということで、防衛施設の補助金を活用して新しく、現在設置しております通信司令施設を更新して新たな通信司令施設を整備していこう、こういう理由でございます。

○十番（田中祐二君） それなら、司令室を全面改修するという解釈でいいのですか。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

現在の通信司令施設そのものは、機械等が入っております。この機械そのものが、もう老朽化しておりますので、その通信司令施設の機器の整備を更新しようというものです。この機器というのが、大体通信司令台とか、そういった機械が入っておりますので、その司令台に対する、機械に対する国の補助事業であります。

○十番（田中祐二君） それでは、次に移ります。百八ページに、これは新規なのですが、政策推進に要する経費が上がっておるわけでありまして。それから、その下に行政改革の関係があります。ちょっとわかりにくいのですが、政策推進に要する経費なり行政改革の推進に要する経費なりの説明をちょ

っとお願いいたします。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

政策推進に要する経費ということでございますが、先般、昨年度までにつきましては、企画事務に要する経費ということで一本化されておりましたが、来年度より、やはり詳しく皆様方にお知らせした方がよいということで、政策推進に要する経費、そういった部分で新たに設置したものでございます。その中身につきましては、現在、行政評価システムの導入、またユニバーサルデザイン構想等、この中の経費で考えていこうということと考えております。

○十番（田中祐二君） わかりました。これはまた一般質問でやりますので、それから、今もう一個言っている行政改革推進に要する経費、この説明をちょっとお願いします。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

この行政改革推進に要する経費につきましても、昨年は企画事務に要する経費の中で一つの項目として上げられておりましたが、やはり行政改革推進の上での市民の方、また職員にも周知徹底できるような形で、この予算計上の仕方につきましても、行政改革推進に要する経費ということで上げさせていただきました。その中身につきましては、先般、市民会議等を立ち上げていただいた関係もございまして、そういった経費も含めさせていただいております。

○十番（田中祐二君） はい、結構でございます。

次に行きます。最後になりますけれども、児童家庭課の問題になるのですけれども、百六十四ページに民間児童福祉施設の助成を図るということで、今度新たに廃止条例が出ておりますけれども、国としては、いわば民間活力の中で福祉をとということもあるわけなのでありますけれども、その説明と、それからもう一つ、児童家庭課に関する問題で百七十六ページに、浜田児童公園整備とあります。この二点について御説明をお願いいたします。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時五十八分 休憩

午後三時 十八分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、民間児童福祉施設助成に要する経費でございますが、一つは、光の園白菊寮児童養護施設でございます。この現在地に新築をするという部分でございます。もう一つは、別府市の西野口に新たに、現在民間のさくらんぼ保育園がございますが、仮称でございます、第二さくらんぼ保育園を六十人定員で新設をする、それに伴う別府市の補助金でございます。この補助金

につきましては、当該の施設の国庫負担金の金額のうち設置者の負担する二分の一以内ということになっておりまして、光の園白菊寮につきましては、国庫補助対象額二億四千三十七万二千元、これの設置者分の二分の一以内ということで八分の一でございますが、三千四万六千元でございます。また、さくらんぼ保育園につきましては、国庫対象事業費が一億三百六万二千元、これの八分の一ということで一千二百八十八万二千元の、合計四千二百九十二万八千元でございます。

また、浜田児童遊園整備に要する経費でございますが、この施設につきましては、別府市の児童更生施設という位置づけになっております。亀川浜田町にあります、面積的には千八百八十八平米でございます。現在、ブランコやベンチ等を設置いたしまして、地域の児童の健全な遊び場ということになっておりますが、下の今、整地をするための経費として、今回百四十六万八千元を計上したところでございます。

○十番（田中祐二君） 着工は、先ほど言われました光の園とさくらんぼ第二保育所ですか、着工はいつになるのですか。それだけ最後にちょっとお聞かせください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） まず、着工につきましては、平成十四年度でございますし、十四年度中に完成、十五年度から供用開始ということになっております。時期につきましては、大体八月ぐらいという話を聞いております。

○十番（田中祐二君） これで終わります。ありがとうございました。

○八番（野田紀子君） では、議案質疑させていただきます。

議第三十六号別府市介護保険条例の一部改正について議案質疑させていただきます。先ほど原議員からも質問がございましたけれども、私にもこの介護保険につきましては、一方ならぬ思いがありますので、繰り返し質疑をさせていただきます。

私ども日本共産党は、一貫して高過ぎる介護保険料・利用料の減免を主張してまいりました。議会のたびに、低所得者が多い別府のお年寄りにこそ減免をと求めてまいりました。十二年と十三年の六月議会に二回、減免のための条例案を提案したこともございます。市民の皆さんの賛同署名をもってお願いをしたこともございました。今議会に保険料軽減のための条例案が提案されたことは、お年寄りの切実な要求が行政に届いたということで、大変喜ばしいことと思っております。この上は、これからつくられる条例の要綱で本当にお年寄りの保険料の負担が軽くなるように願ってやみません。

先ほどの質疑で、該当者が六千三百人で三千万の予算と答弁がございました。現在、保険料の軽減をしている市町村の中には、大層厳しい条件をつけて、せっかくの軽減条例を有名無実

にしている自治体もございます。ある県庁所在地の都市などは、六十七、八人にしかこの軽減が該当しないというところまで条件をつけてしまいました。別府市は、その点、この六千三百人にどのような条件をつけるおつもりでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

今回可決をいただいた後に、審査基準を設けたいというふうを考えております。基本的には、先ほど言いましたように、所得区分が二段階の被保険者の中で、世帯全員の年間収入が生活保護基準以下の人を対象に考えております。そういった中で軽減対象者の中にも資産があり、経済的にも余裕のある方もおられると思います。また資産はなくても、家族で支えられている方もいるかと思えます。一方では資産もなく家族もない、わずかな年金で生活をされている方もいるかと思えます。これらのことを具体的に判断をしないまま軽減をするということは、社会的にも不公平と考えております。したがって、そういったことを把握した上で軽減ということになるかというふうに思っております。

○八番（野田紀子君） まだ要綱をつくられないうちからいろいろ注文をつけるというのもなんですけれども、お年寄りの負担が軽くなるようにされることを、そしてできるだけ範囲を広げてもらえるようお願いをします。そして軽減の開始は年度途中からではなく、十四年度四月からにされるように要望をしておきます。

以上で、介護保険条例案は終わります。

続いて、骨粗鬆症について議案質疑をいたします。

骨粗鬆症につきましても、介護保険でいう介護予防のためにもと、私どもはこの骨粗鬆症の健診を要求してまいりました。そしてさらに最近に至りますと、ファーストフードが花盛り、また子供の女の子の小さなうちからやせたいとかダイエット志向とかいうことが起こっておりまして、女性の骨というか、骨粗鬆症が実際本当に心配になっております。今年度から健診が実施されるわけですが、その実施方法、また該当者について詳しくお話をお願いします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

まず、健診実施方法でございますが、集団健診と同時健診の二種類でございます。集団健診は、大分県地域保健支援センターの健診車によるものでございます。同時健診につきましては、別府市地域保健センターで同時健診を行うものであります。

○八番（野田紀子君） 無料健診をと一般質問のときはお願いしておりましたが、無料健診についてはどうでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 一応、自己負担金につきましては、六百年を予定いたしております。なお、生活保護世帯及び市民

税の非課税世帯については免除いたしたい、このように思っております。

- 八番（野田紀子君） これからも引き続きぜひ無料をと要求していきたいと思いますが、次に議第十一号の二百七十八ページ、〇五四一奨学金に要する経費について質問をさせていただきます。

十三年度の補正予算では、高等学校奨学金の経費の減額がありました。この減額は、残念ながら途中で退学をしたり休学をした生徒の分が減額になったということでした。この不況の中で奨学金があれば、親子とも本当に助かります。残念ながら退学・休学をせざるを得なくなって不用になった奨学金がもし残っておれば、年度途中からでも次の生徒に繰り上げるということはできないのでしょうか。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

議員さん御指摘の高等学校の奨学金の不用額と申しますか、年度途中で退学や休学等で欠員と申しますか、生じた場合は、不用額が出ないように、その推移を見ながら順次次の候補者の繰り上げをしてみたい、そんなふうを考えております。

- 八番（野田紀子君） 本当に言うと、奨学金をもっとふやしてほしいのですが、せめて、あるその奨学金をフルに活用できるようにお願いをいたします。

続いて、一般会計予算百七ページの男女共同参画に要する経費について議案質疑をしたいと思います。

大分県男女共同参画推進条例が県議会に提案されるそうですが、別府市においては十四年度の男女共同参画の経費は、どこに、どのように使われるのでしょうか。

- 企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

男女共同参画に要する経費でございますが、まず新年度につきましては、十三年度に男女共同参画プランを策定いたしました関係上、まず市民啓発という意味もございまして、男女共生フォーラムの実施、また、あと市民啓発用の男女共同参画プランのダイジェスト版を作成するなど、市民啓発に力を入れていきたいと思っております。

- 八番（野田紀子君） すみません、それが十三年度の計画……、では、十四年度の計画なのですね。すみません。

そうすると、市の男女共同参画基本計画や条例制定の予定は、どうなっておりますでしょうか。

- 企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

男女共同参画条例、そういった部分の御質問でございますが、まず私どもとしましては、十三年度に策定しました男女共同参画プラン、それをもとに市民啓発並びに庁内推進体制、その中で条例化の是非、またそういった部分を市民の意見等も十分参

考にしながら今後考えていきたいと思っておる状況でございます。

○八番（野田紀子君） 大分県の方で条例案をつくる前に、Eメールで意見を聞いたとか、あるいは団体で意見を聴取したとかいうのがありましたけれども、余りその場合は県民に知られてなくて、いつの間にかできて、今度の三月議会に出るそう。よく内容を見てみると、ちょっと首をかしげるような内容などあったりするのですけれども、別府市の場合はその条例をつくる前ですね、どのような周知方法を考えておられるのか。もし今からでも言えるようでしたら、お願いします。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

まず現在、男女共同参画推進懇話会というのがございます。その中で当然、男女共同参画プランの策定にも当たっていただきました。そして新年度につきましては、当然のことながら市全体の問題としまして推進体制を考えております。そして、推進懇話会の中でも御意見等を求めながら今後考えていきたい、現状ではそういったことになっておる状況でございます。

○八番（野田紀子君） それでは、条例を制定する前にこういうことをしていただきたいということで、希望を述べさせていただきます。

条例を制定する前に、広く市民に条例案を知らせて、また市民の意見を聞いていただきたい。推進懇話会というのだけではなくて、こういう組織をされていない普通の市民にも広く知らせていただいて、また声を聞いていただきたいということです。さらに、市に寄せられた市民の意見の内容というのを、また公表をしていただきたい。審議委員は、一般公募の枠をつくって、その枠の比率ですね、審議会委員の中でのその比率をできるだけ高くしていただきたいということと、審議会委員がもしできれば、男女の比率を同程度にしていっていただきたいと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

現在、議員さんの御質問につきましては、男女共同参画プランの中にも掲載されておる部分もございますし、今後検討していかなければ悪いと事務局としても思っておりますので、今後、事務局の内部で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○八番（野田紀子君） 一般質問になりかかったようにありますけれども、それだけ男女共同参画の計画には私ども熱心であると思ってください。これで終わります。

○七番（野口哲男君） 簡単に片づけたと思います。答弁の方も、ひとつ簡単明瞭にお願いいたします。

まず、今度の予算を見させていただきますと、私からすれば

大変評価のできる予算が組まれているのではないかと。一部はいろいろありますけれども、特に「べっぴんクリスマスHANABIファンタジア」、それからこれに書いてはおりませんけれども、アルゲリッチ音楽祭の増額の件。住民が一生懸命別府市の活性化に取り組んでいることに対しまして、市長初め理解をいただいて応援をいただくということにつきましては、本当にありがたいことだというふうに変評価をさせていただきたいと思っております。

特に三十番議員さんが言われましたように、東京にも私行きましたけれども、あれだけの宣伝効果というのは、お金にかえれば何十億にもなるのではないかと気がします。「平成の油屋熊八・別府市長井上信幸」ということで大阪で舞台に立ったそうではありますが、そういうことで今回の例の喜劇につきましては、市長から感謝状でも贈ってぜひ味方につけて、ますますこれから別府市の宣伝をしていただくようにぜひお願いをしたい。約束をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、入湯税の件につきましては、もう先輩の原議員が質問しましたので、今後は二人で共闘して共闘体制でまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、都市計画課長がよろしいのですかね、海岸整備の件について二、三質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

別府港海岸保全施設整備事業、国直轄の事業ですから、いろいろ聞いても仕方ないところがあるかもしれませんが、一般質問でも予定しております。ただ一般質問の中で時間がちょっと足りないようなところもありますから、目的と、それから投資額、国と、あるいは市がどうなるのか、市の関係はどうなるのか。それから都市景観等との整合性、それから交通体系、この四つぐらいについて簡単に御説明していただければ、それで終わりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都市計画課長（松岡真一君） 別府港海岸整備事業でございますが、国が直轄事業で行っていただいております。箇所が四カ所ございます。四カ所ございますが、個々の海岸整備事業の基本的な整備の目的でございますが、今ある護岸の消波ブロック、これをのけまして面的な整備を行う。この面的といいますものは高潮、その他の災害に対しまして面的に整備を行いまして背後地を守るということでございます。それから、この面的整備をやりますときに、環境に非常に配慮いたしました設計を行っていただきまして、親水性に配慮した海岸の整備を行う。それから、それに伴いまして、当然のことながら景観にも配慮した整備を行うということで、別府の海岸をよみがえらせるという

ようなことを四力所の箇所についてやるということになっております。これにつきましては、国の費用といたしまして、いつも申し上げておりますが、百六十二億円かけてやるということが、一応のコンセプトでございます。

それから、それにつきまして別府市の負担率でございます。負担率につきましては、国の直轄工事でございますので、国が三分の二、それから大分県が三分の一でございます。これは、直轄工事の中で非常に重要な工事につきましては、国と県が、その防災について経費を負担するというでそういうふうになっております。

○市長（井上信幸君） 先ほどの、中村勸九郎さん初め皆さんに感謝状をとということであります。これは今、観光協会長とも話し合って、最終日に何かの形でお礼に行きたいという話もしております。

今、また直轄事業の海岸整備でございますが、これは一口に言って全部国・県が負担していただく。こう言うてはなんですが、熱海の海岸整備の例をとりますと、熱海は、一応当初五十億で熱海のあの海岸線をきれいにいたしました。そのときは六分の一を地元負担ということで出したようでございます。現在、追加で二十億でまたやっているようですが、これも六分の一地元が負担ということでとられているようでございます。熱海の海岸は、行っていただけたと思いますが、もうすべてテトラポットを今取り除いている。第二期工事でやっております。

別府の海岸線は、余りにも長いものですから、これは熱海の倍以上かかるということで百六十二億。これを国の直轄予算でやっていただく。向こう十一年間でやっていただくということでございます。こういうことでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○七番（野口哲男君） これ、答えにくかったら一般質問でしますけれども、都市景観等との整合性と、例えば交通体系というか、交通部分、海にそういうふうなもののできた場合にどういうふうな、例えば十号線とかいろいろ、北浜界限と駅前界限が、今二分されたような状況になっていきますけれども、せっかくそういう海岸整備をするのであればどういうふうな考え方のもとに国に要望していくのかとかいうことを考えておれば、簡単に説明していただきたいということでもあります。

○都市計画課長（松岡真一君） 都市景観との整合性でございます。これにつきましては都市景観、今まで別府市の景観を見ますとわかるのですが、観光客の方がお見えになります。そのときに海から見ますと、遠くから見ますと、非常に別府はきれいでございます。その非常にきれいな別府でございますが、船でだんだん近づいていきますと、テトラポット、いわゆる消波プロッ

クで非常に真っ黒の海岸ラインがずうっと目の前に迫ってくる。向こうの方には湯けむりがある。非常に海岸線のそういうところが、行ってみますと汚いのですね。そういうところが非常に目立ちます。そういう状況でありますから、都市景観につきましては、今回整備を非常にお願いしておりますことは、そういう海から見た海岸線の非常にきれいなものを取り戻すということと、それから陸側からは国道十号線と一応分断されてございますので、この分につきましては、非常に市民及び観光客の方が、海岸側にアクセスがなかなかできない状況にある。ひとたび海岸に行っても、そういう今度はテラトポットがある。ですから、テラトポットをのけて、そして海岸線を整備して、そこに一貫して道路をつくる。それは大きな道路ではありませんで、そこに一度市民の方なり観光客の方が、海岸線の中に入っていきますたら、北は浜脇の方から国際観光港まで、国道十号線に出なくてもずっとその間にそぞろ歩きができるような道を連続して確保するというようなことで、一応親水性におきまして、そういうふうにして一度海岸の方に入っていきますたら、十分そこで楽しむことができるというふうなことを考えておきまして、一応そういうことで国土交通省の方にも申し上げておるところでございます。

○市長（井上信幸君） 多少補足いたしますが、海岸整備の中で海岸線にプロムナードをずっと張りめぐらす。今言ったように海岸線をずっと散策できる空間。それと、海岸線から十号線を渡って、こちらの旧市内に渡る道路が今少ない。例えば観光港一つとりましても、横断道路の入り口、またあと三カ所ぐらいしかなくて、この間人道もない。これもどうするかということを一応申し入れをしております。

それから、海浜は自然海浜に近づけてほしい。ここにまた親水性を伴うために多少車で来る方もいらっしゃるわけで、駐車場の完全整備、この辺も含めお願いしたい。それとまた、一応市民要求もございまして、これも含めて今後逐一交渉しながら、できるだけ市民の要望にこたえながら、こたえるような施設にしてほしいということをも国土交通省の港湾局の方にも申し入れをしております。今、逐一港湾協会の会長も中心になってそういう面での整備を進めていただいております。しかし、要は市民要求をかなえていただくような体制をとということでございまして、この辺まだ今詰めていっておりますから、この辺で御理解いただきたいと思っております。

○副議長（佐藤博章君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○七番（野口哲男君） ありがとうございます。あとは一般質問で触れさせていただきますけれども、ぜひ市民の目ですばらし

いものができるように、市民の意見を聞きながら推進をしていただきたいということをお願いしまして、終わります。

- 二十三番（岩男三男君） 私は、事業ごみ関係、一般廃棄物、それから緊急雇用の件、そしてブックスタート、この三点について質問してまいりたいと思います。関係者の方はお入りいただきたくと思います。

市長、市長に申し上げるだけではありませんけれども、釈迦に説法ですけれども、市の職員の中に、感情を込めて部下を怒る人がいます。たまたま議場に入る前に、私、広辞苑で担当者にちょっと調べてもらいましたけれども、広辞苑の中には、「しかる」というのは「語気を強めて注意する」、「怒る」というのは「腹を立てる」、このようにありますけれども、どうか、私も気をつけますけれども、部下に注意をするときに、やっぱりその人の成長を願って「語気を強めて注意する」部分はいいけれども、感情を込めて怒る、そういう職員がまま見当たりますので、そういう部分、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

これは余談ですけれども、さて一般廃棄物に関する件、これは今までも何度か一般質問等で取り上げてきましたけれども、今回、一般会計の百三ページと二百七ページ、それから特別会計にもこの一般廃棄物の予算が計上されておりますが、それぞれどのような施設を取り扱おうとしているのか。あわせて、この窓口はどこになって、そしてどういう委託の契約、そういう取り計らいはどのように考えているのか、まずお答えください。教育委員会も含めて答弁してください。

- 総務課長（藤野 博君） お答えいたします。

平成十四年度から事業系ごみが、事業所であります別府市役所もその対象になりまして、すべて業者に委託をするようになりました。それで、総務費の中に計上しております費目につきましては、特別会計の事業所及び教育委員会を除いた市の公共施設、これを一括予算計上をいたしております。この発注につきましては、二月一日から二月末日まで許可業者によりまして市の方に指名申請が出されておりますが、現在これを整理中でございますが、この指名申請が出された業者の中から入札をしたいと考えております。

- 教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

二百七十七ページの事務局費、委託料の中に一般廃棄物の処理委託料として八百六十二万八千円を計上させていただいております。中身としましては、幼稚園と小学校が各十六カ所、それから中学校が八カ所、共同調理場、それから別府商業、教育センター各一カ所、それから社会教育施設、公民館とか地区公民館とかですね、これが十一カ所、それから体育施設が八カ所、

合計六十二カ所であります。ごみの量として約四百六十六トン、これの収集経費として八百六十二万八千円を計上いたしております。

○二十三番（岩男三男君） これは本来ならば大分市やあるいは県庁は、もう数年前からこうした一般廃棄物の業者に委託をしながらやってきたわけですが、別府市は遅きに失すると言ったらあれですけども、やっそここまで来たわけです。市長、こうしたいわば民間委託と同じように民間の業者にごみの収集を、今まで別府市の清掃業務課が行っていた仕事を委託する。そうすると当然、清掃業務課の職員、回収している車、こうしたものが、今までやっていたところをやらなくて済むのですから、そこら辺のところを十分考えて、この議会でも今までも民間委託という、清掃業務の民間委託、そして観光のまちでありますから、カラス等が出る前に早朝回収、こうしたことは私も申し上げてきましたけれども、こうした部分はどうするのか。職種変更するのか、車についてはどうするのか、ここらをきょうは議案質疑ですから、もし答弁できる範囲であったらしてもらいたいと思いますけれども、ぜひそうしたことを留意しながら、入札後の体制ということも検討していただきたいと思いますが、そしてあわせて入札においても公平に、不満等の声が出ないように十分注意していただきたいと思いますが、清掃業務課、答弁できる範囲でお願いします。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

当然ごみの減量に伴いまして、そういうことは将来的に見込まれるように思っております。職員の減とか車両の減等につきましては、現在進めております行政改革の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） ぜひ、そうした点も留意していただきたいと思います。

次は、少し「語気を強め」なければならぬかわかりませんが、緊急雇用の件が、二百二十一ページに予算計上されております。この件につきましては、先ほど田中議員が若干触れておりましたけれども、私は少し違う角度から質問してまいりたいと思います。

国から大分県に配分された金額が四十六億。その半分を県が直接事業としてやる。まず一点の質問は、この県が直接事業としてやった、別府市ではどのような事業を県は行ったのか。そして別府市、今度は市町村に配分があるのが二十三億。これを大分県から見れば別府市は約一割の金額が来なければならないのですが、四カ年計画ということで、先ほども答弁をしておりましたが、平成十三年度から平成十五年度までの金額は幾らで、その総額は幾らか、二点について答弁してください。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

平成十三年度の事業でございますが、平成十一年度から三カ年の事業で、まず一回目の緊急雇用の基金の事業がございまして、十三年度の十月に十三、十四、十五、十六の四カ年間で次の緊急雇用の基金事業をやってほしいというふうな要望がございまして、私ども、十三年度の補正につきましては、庁内でいろいろ協議いたしましたけれども、いろんな制約がございまして、十三年度では補正による事業の実施はできない状況でございました。その後、続きまして平成十三、十四、十五、十六の四年間で別府市の事業費を枠で――先ほど申しましたが――一億三千八百九十万の予定で枠をいただきまして、その中で平成十四年度の事業につきましては、別府市で取り組ませていただきます事業は、予定といたしまして、今回の新年度予算に上がっております補助教員の派遣事業、IT講座事業、障害者小規模作業所・生活指導員ブロック事業、小規模雑居ビル等防火対象物指導事業、観光ガイド事業、児童福祉ハンドブック作成事業の四千万円の事業を上げさせていただいております。

県が実施いたします事業につきましては、私ども、県の方に問い合わせをいたしましたが、県議会開催中で、まだ事業実施をしておられないということから、事業内容については通知していただけませんでした。新聞等で私どもが把握しております事業につきましては、海岸整備環境美化などか道路の環境美化というふうな事業が載っておりますが、正式なもので県から資料をいただけなかったという状況でございます。

○二十三番（岩男三男君） 県は県で海岸整備等を緊急雇用の費用を使って別府市に何がしかの配分があって直接の事業もやっているようです。しかし、この今の課長の答弁を聞きますと、総額が一億三千八百九十万。本来二十三億、市町村の一割としたときに別府市に対する配分は非常に少ないと思うのです。せっかく県からお見えになった助役さん、大体総額からすれば普通一割というのが妥当だと思うのです。それは県もいろんな考えがあるでしょうけれども、この緊急雇用は、その地域の失業者の数とかもろもろを勘案した中でやる。そうすれば、それぞれの地域で厳しい状況にあるけれども、それは中津市でも競馬とかあるいは大手スーパーの撤退とかありますけれども、別府市もホテル・旅館等の閉鎖等、それこそハローワークには車のとめ場がないほど、道路いっぱいにとまるほど失業者がいるわけです。特に昨年の、昨年度というか、もう昨年度でいいのか平成十三年度、県から来て間がなかった。県が補正を出しなさい。そのときに手を挙げれば、これは先ほど説明がありましたけれども、一〇〇%別府市にくれる金。機敏さがないためにこれが、十三年度がゼロ円になった。これは、あなた方が県に提出した

資料の中に、平成十三年度は何ら書き込まれてない。では、いやいやそれは違うのですと。部長が最も言いたいのは、十四、十五、十六で十三年度も含めて一億三千八百九十万円なのですよと、こう言いたいと思うのですけれども、別府市の形態、それから市町村に配分するべき総額からしたときに、昨年、別府市が十二月の補正で上げるように県にいち早く手を挙げていれば、四千万か二千万かわかりませんが、何がしかの金が別府市に配分をされたのではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま課長の方からお答えいたしましたとおり、県の全体の枠といたしまして四十五億円ということで新たに基金を創設したということでございます。そのうちに県事業として、先ほど課長からお答えいたしました、詳しいことはなかなかお知らせを願ってないところでございますが、新聞報道等で知るところによりますと、県につきましては二十四億円ということで見させていただいております。したがって、二十一億円が県下の各市町村分かなというふうに思っております。

それから、十三年度の取り組みでございますが、確かに私も、通知がありまして関係各課等と呼びかけまして取り組んだところでございますが、なかなか緊急なことで、緊急雇用でございますが、事務処理もそういうことで実際に取り組む間がなかったということでございます。しかしながら、一億三千八百九十万というのは、十三年度から十六年度までの四カ年の配分額というふうにお聞きをいたしております。先ほども課長がお答えいたしました、当初十四年度の枠は三千万ということでございましたが、やはり別府市の――先ほど議員御指摘のありましたように――経済情勢というのは、雇用率とも非常に厳しい状況でございますので、何とか増額をとお願いする中で、三千万を一千万の上乗せをいただきまして四千万円を当初予算に計上しているところでございます。このように、できますれば十五、十六におきましても、前倒しのできるだけ来年度以降も雇用の創出に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○二十三番（岩男三男君） 部長がそういう説明ですから、これはもう振り返っても振り返れない問題ですから、もうこれ以上申し上げませんが、やはりこのときに大分市は不法投棄のパトロール等を予算計上してやっているようです。だからやっぱりこうしたことに対する機敏さというか、こうしたことがこれだけ別府市が冷え込んでいるときに間に合わなかったとかいったって、あなた方はプロですから、ただ単に各課に投げたけれども、返ってこなかった。そして時間的余裕がなかったとい

っても、それは許されるべきことではないと思いますので、今後はぜひこうした緊急、国とか県が言うてくるのは、大体もうせっぱ詰まってしか言うてこないようですけれども、こうしたものに対する対応も今後十分注意をしていただきたいと思います。

最後に、市長の提案説明でも説明をしていただきました。私も昨年六月議会でブックスタート運動ということで提案をしてきましたけれども、この件について説明をお願いします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

ブックスタートにつきましては、予算書百六十四ページ、事業コード〇八〇八の別府っ子誕生祝に要する経費の中で計上をさせていただいております。この中の十一節の消耗品費の中六百五万円の計上でございますが、このうちブックスタートにつきましては、昨年の六月議会で議員さんの方から御提案をいただきました。私どもも、どういう形で配布をしたらいいのかということで各課内で検討をいたしました。本来ならこのブックスタートにつきましては、本を支給をするのが本来の趣旨でございます。ただこの本は、それぞれお母さん方の好みであるとか、いろんな読み聞かせの中でそれぞれ皆さん方がいろんな意見があるだろうということで図書券を、千円の図書券でございますが、これを誕生祝の祝い品と一緒にお渡しをしようということになりました。この乳幼児期からの本の読み聞かせの大切さと、こういうしおりと、また大分県立図書館の「子育てに今読んでいただきたい本」という本が四十二冊推奨本がございます。これのカタログと一緒にセットにしましてお渡しをしようと。また私ども、児童家庭課内の窓口にもその見本となる本を置いて、選んでいただくのに参考にさせていただこうという考えでございます。

○二十三番（岩男三男君） その制度、非常にありがたいと思います。早速取り上げていただいたことに感謝しますが、問題は図書券を差し上げる。それはいろんな理由を今聞いて納得しました。それでは今、具体的に本の読み聞かせ。これはどのように当局としては行っているのか、現行行われている制度を説明してください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

読み聞かせにつきましては、現在五つのボランティアグループがございます。うち一つのボランティアグループでは、毎月二回児童館で第一・第三水曜日に読み聞かせを行っております。現在、昨年の十月からでございますが、私ども、内電保育所にできました子育て支援センターの職員が、社会福祉会館で行われております健康診査時、三歳半でございます。そのときに行なって読み聞かせを行って、大変保護者の方からも好評をいただ

いております。そういうことで新年度からこの事業をスタートするに当たりまして、関係課と協議をし、一歳半健診時にも社会福祉会館の方でそういう読み聞かせをしようということでございます。

今後、またこのボランティア活動の方々にもお力をいただきまして、この趣旨を関係課と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） このブックスタート運動、我が党の女性議員が中心となりまして、全国的に展開をしております。教育長も、さきの議会で学校でも読書運動をしている、このような答弁をいただきました。私どもの特に担当しているのが池坊保子さん。衆議院議員ですが、先日も講演をしておりますけれども、「瞳輝く子供に」ということで、子供に読み聞かせ運動を展開したところ、不登校の子供も少なくなったというようなことで、なおこれを公明党の強い主張によりまして、法律第五十四号として、「子供の読書活動の推進に関する法律」という法律が制定されました。これは平成十三年十二月十二日に制定され、内閣総理大臣小泉純一郎ということででき上がっておりますが、この中に「子供の読書の日」というのが制定されているのですが、教育長、御存じでしょうか。まず、この法律について第一条と第十条、第十一条、これを担当課長、余り長くありませんので、ちょっと朗読してください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

第十条でございます。「子供読書の日」ということで第十条、「国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子供読書の日を設ける」。二項でございます、「子供読書の日は、四月二十三日とする」。第三項、「国及び地方公共団体は、子供読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」。それから第十一条でございますが、「財政上の措置等」でございます。「国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めるものとする」。

○二十三番（岩男三男君） では、こういうことで四月二十三日が「子供読書の日」ということで、それぞれの地方公共団体は、これにふさわしい事業を実施するよう努めなければならない、また予算も講じなければならないということで、当局としてこれ、具体的に考えているかどうか。四月二十三日、すぐやってくるわけですが、これは児童家庭課だけではなくして、教育委員会の方もぜひ心して取り組んでいただきたいと思います。その決意のほどはいかがでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） ありがとうございます。この四月から

学校週五日制になるということもありまして、市内の学校では、今家庭に眠っている子供の本がありますが、その本を集めるといいますか、寄贈していただくといふのですか、それで学校に集めまして、子供たちに本をできるだけたくさん読ませようということ計画している小学校もあります。それをできるだけ多くの学校に広めていきたいと思っております。今、二十三番議員さんがおっしゃったような趣旨というのは、私も大変賛成しておりますので、これは何とか市内広く広げてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○二十三番（岩男三男君） 最後に市長、湯のまち別府っ子誕生祝金ということで計上していただきまして、大変ありがとうございました。また、こうした事業が今後展開していかなければならないという法律も制定されておりますので、ぜひ力をいただくようお願いしまして、質問を終わります。市長、答弁がありましたら。

○市長（井上信幸君） 御指摘の点でございますが、素晴らしい提案だったと思います。早速ブックスタートで、担当課長が大変よく頑張っていたいただきました。

今御指摘の点ですが、やはり子育てというのは、いわば胎教からだというふうに私も信じております。したがって、本を読ませるといふことは、まず胎教からではないかな。そこで、まずお母さんが妊産婦手帳を受け取ったときに、そのときにもうこういう胎教にはこんな本がいいですよ、もうそのときからひとつ読みながら聞かせてくださいよ。誕生してから、また三歳児まではこういうことがいいですよ。また三歳児から五歳児、七歳児、また小学生の間はこういう本も読書として推薦しますよということ、やはり市独自のものをつくってあげるのが親切ではないかな、このことを思いまして、でき得れば胎教教育からの読書を妊産婦のお母さん方にやはり推奨できるような体制もこれからは考えていきたい、このように思います。どうもありがとうございました。

○九番（堀本博行君） 大変御苦労さまでございます。それでは、若干気になる点を何点か質問をさせていただきたいと思ひます。

質問の順番を駆け込んで来んでいよいよに通告をしておきます。まず市民課の課長さん、お入りください。その後環境安全課、教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課、学校教育課、それから職員課、この順番で質問を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、一般会計予算の百二十八ページの住民基本台帳ネットワークシステム構築に要する経費について簡単に説明をお願ひいたします。

○市民課長（後藤洋子君） お答えいたします。

住民基本台帳ネットワーク構築に要する経費、四百三十八万三千円を計上させていただいております。住民基本台帳ネットワーク構築に伴いまして、住民基本台帳カードは、住民の申請によりまして市町村が交付いたします。住民基本台帳カードには写真つきカードと写真なしカードの二種類がございます。写真つきの住民基本台帳カードは、市民証明書として活用することも可能となります。高齢者で免許証、パスポートなどお持ちでない方に身分証明などに広く活用できるようになります。平成十五年八月稼働予定に向けて内部検討いたしているところでございます。

○九番（堀本博行君） すばらしい答弁を、ありがとうございました。平成十二年でしたか、私も、特に高齢者の方で身分証明書のなものがなかなか、例えば免許証がもうなくなったとかいうふうなことで身分を証明、いろいろなところで例えば郵便局へ郵便物を取りに行ったときに「身分を証明するものがありますか」とか、よく私なんか言われます。そのときにいろいろ非常に困るケースが、いろいろ御相談を受けて、二年前に一応提案させていただきました。そのときの答弁が、今回平成十四年度八月が、実施をするという、実施スタートになるというふうなことを聞きまして、そのときの答弁がそのような答弁でございました。これは申請制度でございますので、特に例えば老人会とか、そういった方々に細かく教えてあげていただきたいと思っております。でないと、そんなことは知らなかったという、こういうふうなことにもなりかねませんので、ぜひ、身分証明書ができるということで非常に喜ぶ方も多いのではないかとというふうに思いますので、周知徹底方をお願いいたしたいと思っております。

次に、環境安全課関係で百八十三ページの、墓地管理に要する経費について御説明をお願いします。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

墓地管理に要する経費でございますが、この主なものとしたしまして、墓地内の清掃やごみの処理等の委託費、それと維持補修のために必要な工事費、それから墓地内の水道や外灯の管理費等でございます。

○九番（堀本博行君） これの、一応墓地の募集がありますよね。これはお聞きしましたところ、平成十一年十二月でしたか、一番近い募集は十一年十二月にやりましたけれども、それからもう二年ほど、二年以上たちますが、当時当たった方が、まだ建ててない方がいらっしゃると思うのですが、何件くらいありますか。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

前回平成十一年度に貸し出しを行っておりますが、貸し出し基数五十六基のうち、返還されたものが一名、それと未建立の

ものが四基ございまして、現在、建立されるのか返還されるのか、意思確認をしているところでございます。

○九番（堀本博行君） 墓地の募集は、毎回この質問をするたびに課長が違うという、それぐらい非常に手間のかかる部分でありますけれども、特にさっきおっしゃいました墓地の一角は貸し出すわけでありまして、当たって自分のものになったわけではないわけですね。だから、そういう意味で以前は、例えば墓地が当たった。なかなか建てない。業者から何も言ってこぬ間に、例えば佐藤さんという人が、募集して当たった。ところが墓が建ったら後藤さんの名前になっていたとかというふうなこと、いわゆる転売みたいなことが以前はよく行われ……、よくというか、そんなに頻繁ではないのですけれども、まれにあったというふうなことも聞いておりますので、特に建立しない方については、例えば五万、十万でできる問題の話ではありませんので、市でやっぱりこの四件の方にはきちっと話をして、条例でいえば一年の間に建てなければ返還をしていただくというふうなことになっておりますから、その辺の指導方といいますが、その辺をきっちりやっていただきたいというふうに思いますことと、また次の募集に向けて努力をしていただきたい、このように思います。課長、よろしいでしょうか。

はい、では次に行きます。次に教育総務課の、ちょっとこれ、以前もちょっと触れたのですけれども、小学校の通信運搬費、今回また同じような金額で五百四万四千元というふうになっていますが、この通信運搬費というのは、主にどういうふうなものに使われるのでしょうか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

小学校の分でございますので、市内十六校、これの電話代、それからファックスの使用料、こういうものに使っております。それから、あと用務員さんのバス券ですね、こういうものに使っております。

○九番（堀本博行君） 以前にも御指摘、最近は特に入学式の御案内とか卒業式の案内、行けば行ったで御礼とか、こういうふうなのが郵送で送られてきていました。最近では近くの子供がうちに持って来るようになりました。これはいい。先生にもお願いをしてやったのですが、そういうふうなところも八十円の切手を張ってやるのではなくて、特に案内状とかというのは、私は一先ほど課長がおっしゃいましたね一ファックスでいいと思うのですよ。最近事務局、うちの議会の事務局なんかは、いろいろ委員会、調査会がありますとか何とかというのが、全部最近ではファックスで来るようになりました。非常にいいことだと思っています。だからそういう意味では特に各課ごとに通信運搬費がすごく膨大な金額になっています。だから何とか縮めてい

けるような、縮小に向けて、今はもう余りファックスが家にな
いという、行政関係の方で余りないのではないかと思いますし、
特に封筒で来ると、ぼんと置いてなかなか見ない。ところが、
ファックスが送られてくるとどうしても細かく見てしまうので
すね、あれ、不思議に。だからそういう意味ではぜひファック
スとかそういうものを使えるところは、例えばそれを使えない
部・課もたくさんあるのはわかりますが、そういうふうにして
はどうかというふうに提案をさせていただきたいと思いますの
で、よろしくお願いをします。

次に、同じく教育総務課の南小学校校舎建設に要する経費が
上がっておりますが、易しく手順といいますか、どういうふう
な形で進めていくのかをお聞かせいただきたい。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

建設のスケジュールということによろしいでしょうか。

（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）はい。まず、今後の予定
については、まだ国の方から来てもありませんので、昨年まで
の分でいきますと、通常五月に補助事業の認定申請を行います。
その後六月に認定通知をいただきますので、それをもとにしま
して、七月に補助金の交付申請を行います。補助金の交付決定
が来るのが八月になりますので、これをもとにしまして九月議
会に工事契約の提案をさせていただきたいと考えております。
議決をいただいて、十月にでも工事の着工、それから十五年の
十二月工事の完成を目指しております。

○九番（堀本博行君） はい、わかりました。詳しくは、あすの一
般質問でやらせていただきたいと思えます。

次に、生涯学習課の三百八ページの別府市誌作成に要する経
費について、簡単に御説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現在、別府市史を十二年度から策定作業にかかっているわけ
ですが、一応十四年度末の完成を目途に現在作業をいたしてお
ります。

○九番（堀本博行君） 一昨年まで私も文化財調査委員で、いろい
ろお話も聞かせていただきましたが、非常に進捗状況が気にな
っておるところであるのですけれども、特に今おっしゃった期
限を切って市誌の完成を目指しておりますが、例えば執筆の先
生方ですね、この辺とか、非常に難しい部分で期限を切られて
できるのかなというふうな心配もしておりますが、その辺はい
かがですか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現在、多少のおくれはあるという認識はいたしておりますけ
れども、やはり当初目的の発行の目途は変えない。十四年度末
に発行という予定で現在いっております。

○九番（堀本博行君） 一応予算の中の、例えばいろんな意味で進めてはおると思うのですが、現実的に十四年の何月と言ったですかね、十二月……（発言する者あり）十四年度末、来年の三月ということですね。来年の三月に完成というふうな形でやられているようですけども、前回ですか、以前の過ぐる一般質問でも私は申し上げたのですけれども、いいものをつくるのが先決で、着地点を無理に、何といいますが、区切ってがむしゃらにそこまでというふうなことではないのではないかというふうな気がします、そういう意味では、一遍できれば五年、十年、二十年といろんな意味で別府の歴史のコンパクトが残るわけですから、そういう意味ではもうちょっと……、十四年度の年度末にきちっとできればいいのですが、いわゆる素人目で非常に申しわけないのでけれども、慌ててつくって、ここはこうだった、間違っていたというふうなことにも、立派な先生方が執筆をされていますから、ないとは思いますが、そういうふうなことで半年なり延びてもいたし方ないのではないかと思います、その点はいかがですか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現時点では、執筆者の方が二十九名おられますが、不可能だというようなお話は聞いてございませんので、一応現在の目標は、あくまでも来年の三月末にはもう発行できるのだという目標で現在設定をいたしております。

○九番（堀本博行君） はい、わかりました。そういう手順で進めたいと思います、ぜひ立派なものをつくられていただきたい、このようにお願いをしたいと思います。

次に、スポーツ振興課関係で三百二十二ページの体育振興に要する経費の中の別府市スポーツ少年団育成費五万円について、木村次長より御説明をお願いしたいと思います。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

別府市のスポーツ少年団の活動につきましては、本部長を初め監督・指導者の方々、スポーツを通じて青少年の健全育成に平素から尽力をいただいております。大変感謝を申し上げておるところでございます。スポーツ振興課の予算の中で、スポーツ少年団には五万円という育成費を計上させていただいております。九番議員さん、これが妥当かどうかということかなというふうに思っておりますが、他市の状況も見させていただきました。大分市は、金額が高うございます。しかしながら、それだけ団員の方が多いということで大体五十円前後。別府市の場合も五十円前後ということで、一人当たりの補助金額は同程度かなというふうに思っています。ただ補助金額の大きい都市もありますが、その辺も考えながら今後この補助金額については検討していきたいなというふうには思っておりますが、

スポーツ振興課では、その補助金以外に別府市スポーツ振興奨励金というものを計上させていただいております。これにつきましては、県の予選等で優勝された個人・団体に対しまして、九州大会あるいは全国大会に出場する経費を負担させていただいております。特にスポーツ少年団に関しましては、旅費・宿泊費の二分の一を補助するというような施策もやっておりますので、その辺も御理解いただければなというふうに思っておりますのでございます。

○九番（堀本博行君） 長々とありがとうございました。スポーツ少年団、私も少年野球の部門でかなり携わっておりますが、非常に少子化の波の中で、特に別府市内にはいわばスポーツ少年団の種目といいますが、野球、サッカーとか空手とかミニバスケとか、さまざまな競技がある中でやられております。このスポーツ少年団も全国で大体九十万人、大分県では一万四千名、別府市では八百六十人というふうな子供たちが活動しているわけでありまして、特に今回は事務局長、事務局長ですからね、木村次長は、自覚症状が余りなかったようですが、ぜひ事務局長としての自覚を新たにさせていただいて、特に野球にしてもスポーツにしても、大体指導者を入れるとアバウト千名ぐらいになります。この監督さんとかコーチの皆さん方は、ほとんどボランティアです。特に少年野球の場合はもう二十年前後、超える人も何人かおりますしね。十年、二十年というスパンで、野球の練習の場合は、もうとにかく子供たちの野球の練習というのは毎日ですからね、とにかく毎日。それがだから、仕事が終わった後に御飯も食んで少年野球に行き日暮れるまで教えて、それから返って御飯食べるという、こういうふうなことをとにかく、私も山の手スポーツ少年団にありましたけれども、監督さんなんか、もう二十三年目。もうとにかく好きな釣りもやめて一生懸命やってくださっているなど、こういう人たちが支えているのだなという気がします。そういう意味ではぜひ事務局長としての本領を発揮していただいて、御配慮の方よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、小学校の給食の件についてちょっと触れさせていただきたいと思いますが、今回、強化磁器の導入に向けての予算が上がっております。これについて簡単に説明をお願いいたします。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

平成十四年度から五カ年計画で、これまで学校給食に使用していましたアルミ食器を強化磁器に更新し、強化磁器の中身でございますが、パン皿、汁わん、御飯茶わん等です。強化磁器に更新・切りかえようとするものでございます。費用は、総額約一億六千万—五カ年でございまして—というふうに

考えています。

- 九番（堀本博行君） やっと、やっとといいますか、御苦労されたことと思いますが、何回も私なんかは議会のたびに提案をさせていただきました。今回実現に向けて一歩踏み出したということに、敬意を表したいと思います。

今まで使っていた食器のアルマイト、これはどうするのですか。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

今まで使っていましたアルマイト食器でございますが、万が一の非常時の際にということで、災害時等に使用できるよう、現在建設中の総合体育館の地下の一室に、また各学校にも保管しておきたい、そんなふうを考えています。

- 九番（堀本博行君） はい、名案ですね。これはもう市長の発想でしょう。本当、そう思いました。あれ、備蓄していざというときに使えるというのは、すごく防災意識の高い市長に敬意を表したいと思います。（発言する者あり）（笑声）まあ、いいではないですか、そう言わんで。

それと、中学校の給食で何人かの保護者の方々から聞いたのですが、特にパン食、中学校が今年一年生が月、水、金がパン、二年生が火、木がパン、三年生も月、水、金がパンかな、こういうふうになっているようですが、パンの給食のときにパンがすごく残るといふふうに言っていました。特にコッペパンですよ、パンといっても、コッペパン。メニューを見ると「コッペパン」とか「ミルクパン」とかいうふうになっていましたけれども、子供たちにはどれが「ミルクパン」で、どれが「コッペパン」かわかりませんかと言っていました。これを特に女子の中学生が残すというようなことも聞いて、男の子は食べているようですが、何かこのくらいの袋に詰めてまたセンターの方に戻すと言っていました。その辺ちょっと配慮を、どうにかならんのかなという。女の子は、給食でコッペパンを食べるといふ、何といふのかな、かっこ悪いといふのかな、というふうなものがあるのだと思います。学校が終わって家に帰ったら、すぐ「腹減った、腹減った」と、女の子も家に帰ったら言うらしいのです。この前も言いましたけれどもね。だから、何かこう、ちょっとこう、工夫ができないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

議員さん御指摘のような実情等を十分調査させていただきまして、コッペパンと申しますか、パンを残す状況等の指導と申しますか、食べられるような指導等も含めまして、してまいりたいと思います。（発言する者あり）

- 九番（堀本博行君） 中学校の給食のメニューには「コッペパ

ン」と書いてます、「コッパン」。だから、月曜日「コッパン」、水曜日「ミルクパン」とか書いてました。だから「コッパン」です。

次に職員課関係、もう課長が鎮座ましましておりますが、先ほど若干触れられましたけれども、市職員の再任用に関する条例の制定についてであります。これも私も去年の十二月に日田の議会で否決をされた経緯もあるのですが、それでいろいろ勉強させていただきましたが、非常にいろんな絡みといいますが、例えば行革の絡みとか、先ほど触れました新採用の方々の絡みとか、例えば今よく言われますけれども、職員の方々の逆三角形の、年齢が上になるほど大きくなるという、こういう逆三角形組織みたいなことにも拍車がかかるのではないかとかいうふうなこととか、特に今よく言われている、現実的にも嘱託職員の方々とかいらっしゃいますが、この辺との整合性というのはどういうふうに考えておられますか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

まず、今回の再任用制度でございますけれども、これにつきましては、すでに昭和五十九年に六十歳の定年制を導入するに当たっての別府市職員等の定年に関する条例の中で、特例措置という中で再任用制度というものがすでに設置をされてきているところでございます。今回につきましては、公的年金制度の改正に伴って、またこれから先の少子・高齢化社会におきます民間と、それから高齢者の方々の継続雇用という中で、民間と公務部分が共同して連携をとりながら雇用の拡大を図っていくというのが、一つの趣旨でございます。確かに今、議員さん御指摘のとおり、この運用に当たりましては、さまざまな問題を抱えているのは事実でございます。例えば現在おります嘱託職員制度との兼ね合い。といいますが、今回の常勤職員の再任用につきましては、定数内にカウントされるという一つの決まりがございます。またさらに国の方におきましても、行政改革を進めるに当たってのこの再任用制度との整合性は、各自治体が注意をするということと、それから、この再任用職員に当たりましては、業務量に見合った中で定員の減員を行いなさいというような通知もいただいているのが事実でございます。これらの中を総合的に私ども、これから検討しながら運用に向けて努力させていただきたいというふうに考えてございますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○九番（堀本博行君） その辺の、非常に時間のかかる、手間のかかる作業ではあると思うのですが、これは無理やり、無理やりというか、是が非でもこれを採用せねばいかんということもないわけでありまして、現実的にただ職員が……、水道局もそうですし、警察それから学校の先生方、六年おくれで消防署とい

うふうな形で進んでいくわけでありませうけれども、特に民間も制度がありますというふうに言われるものの、現実的にはそういうふうなものの実施どころか、逆に特にリストラとか、そういうふうな形で失業者がふえている中で公務員だけが、簡単に言えば手厚くもてなされるみたいな、こういうふうなところというのはいかがなものかなと思っております。いろいろなところに聞いてみますと、各自治体で独自の再任用制度というものをつくっているみたいです。だから例えば大分市なんかで御存じのとおり一年間昇給ストップとか、特にワークシェアリングとの兼ね合いで非常にうまく残業をカットしてすそ野を広げて職場をふやすとかいうふうなことをやっておりますが、実質平成十四年四月施行になっておりますけれども、だからことしの四月ですよね。ことしの四月に対象となる人がいるのですか。どうですか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

この条例案がもし通りますと、平成十四年四月一日施行という形になります。ただし平成十四年につきましては、もう十三年度中にすでに新採用者の合格者を出してございますので、これとの兼ね合いもござりますので、平成十四年度については、私ども、これを採用しないというふうに考えてございます。

○九番（堀本博行君） 先ほど申しましたように、民間との兼ね合いをしっかりと考慮しながら、いわゆる別府版再任用制度みたいな皆さんが納得できるような制度にしていきたい、このようにお願いをして質問を終わりたいと思います。

○五番（松川峰生君） それでは、四つ質問をさせていただきます。

商工課、消防、それから社会教育課の係の方、お願いします。

それでは、まず一番、二百二十ページ、事業コード〇四二六、中小企業資金等融資に要する費用。これ昨年度に比べまして約一億六千七百万多くなっています。市長の英断に当初予算、大変ありがとうございます。昨年から行政におきまして、この資金の運用、活用、平成十一年のときの一年分を、もう昨年十三年度ではたしか補正を上げて、すごい勢いでそういう希望者がおった。これは今当然経済の不況、厳しい雇用関係、あらゆる想定をしますと、例えば県下法人、今は二万四千あります。このうちの六六％が赤字法人で、黒字は約三四％。県下の二万四千で集めるおよその税金約四千億のうちの、逆転しまして、消費税が五百億、法人税は四百八十億。消費税の方が法人税より多くなっている。ということは、いかに企業が厳しく、税金を納めるのが難しいかという状況にあると思っております。この別府税務署管内は、法人が約四千件あります。ここでは恐らく七割が赤字法人ではないかな。これの当然、以前もお話しさせていただきましたけれども、二年連続して赤字に企業がなりま

すと、普通でも今、銀行の融資が大変厳しくいろんな自己資力の低下とか、そういうのを含みまして貸し出しが厳しいような状況になっております。そこで、今回この内訳、それから昨年度に比べてどのように件数として多くなるのか。

あわせて、その下の十九番の、これがおよそ昨年度より三千万ふえていますね。それから中小企業合理化資金にかかわる信用保証補給金、ここも約三千万。その一番大きいのがやっぱり二十一番。大変ありがたいことで、中小企業対策委託金、ここが一億三千三百万。この中身について教えていただきたいと思ひます。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

中小企業対策といたしまして、中小企業向けの融資制度の融資枠を、昨年度当初予算九億円から十三億円に拡大いたしましたことによりまして、金融対策の預託金を平成十三年度当初予算額より一億三千三百三十三万三千円増額しまして、六億四千三百三十三万三千円と予算を計上いたしております。また、経営合理化資金の保証料一％を、本年度も引き続き市が保証するための予算を三千八十七万八千円増額いたしまして、五千五百八十七万八千円といたしております。この内訳でございますが、信用保証料の補給金でございます五千五百八十七万八千円の内訳でございますが、年末年始の特別融資が、融資の保証料六万四千元、それから経営合理化資金の信用保証料の補給金五千五百七十七万八千円、中小企業向けの振興資金の保証料十万六千円、計五千五百八十七万八千円となっております。

続きまして預託金でございますが、これは当初預託に商工中金六千万、市中銀行に前年度の融資残高に対します一億五千万を各市中銀行に、融資残高によります案分で預託をしております。これが当初に一年度当初でございますが一億二千万ほど当初預託いたします。それから、融資実行に伴います預託金が、年末年始の特別融資で六百万、経営合理化資金で四億二千四百三十三万三千円、振興資金で三百万の計六億四千三百三十三万三千円を計上させていただいております。特に経営合理化資金の融資枠といいますが、預託金の額が多い理由といたしましては、現在別府市の融資制度の中で一番利用しやすい制度といいますが、昨年は融資利率を年二・二％から一・八％に減額をいたしましたし、経営合理化資金の運転資金を七百万から一千万に増額をした経緯、そのほか年末の資金等も融資枠を拡大いたしまして、融資枠の拡大、融資利率の引き下げ、融資条件の緩和等々を図ってまいりまして、現在経営合理化資金の利用が一番多いということで、経営合理化資金の預託をこのような数字で上げさせていただいております。

○五番（松川峰生君） ありがとうございます。その中で経営合理

化資金、今当然申し込みがありまして、追加でまた申し込まれる方もおと思うのですが、一応そのときに例えば幾らまで返済したら次の追加が受けられる、そういう規定はありますか。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

昨年十一月一日に改正をいたしまして、それまで再度融資が三分の二返済という条件でございましたが、再度融資を受けやすいように二分の一というふうに、昨年十一月一日に改正をいたしております。

○五番（松川峰生君） 恐らく市民の皆さん、これは大変喜んでのことだと思います。大いにこれを活用していただきたいし、またPRの方もお願いしたいと思います。また、恐らくこれで不足すると補正等もまた出てくるのではないかというような気もいたしますけれども、ぜひこれからこれを大いにPRして、まだ中には知らない方もいますので、これからぜひ啓発の方もよろしくをお願いします。以上で、この項の質問を終わらせていただきます。

次に二百七十一ページ、事業コード〇五三一、いいですか。そこにあります施設維持管理に要する経費の中の備品購入、施設用備品等。市長のこししの提案理由の中にもあります新しい通信施設の整備、この中身について。今私が知り得る範囲では、今あの機械が古いために半分ぐらいの活用しかできていないのではないかな。一、二度拝見させていただきましたけれども、通信司令の方、市内の地図帳を見ながら指示をするというような話も承りました。今度新しいこの機械はどのような形のものが。あるいはこれを入れたら、今までとどの辺が効果があるのか。わかる範囲で結構ですから、教えてください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

今回導入予定をしております通信司令装置は、すべてコンピューター化されております。例えば一一九番で入ってまいりますと、住所を聞くだけでいち早くその地図が出てくるということで、場所が確認できますと、すぐさまその状態で司令が近くの消防署から出動するような司令ができ、現在、地図をめくるような作業は全くなくなりますし、いち早く災害現場に到着し、被害の軽減を図れるものと期待をいたしております。

○五番（松川峰生君） それにかかわる消防署の職員の方、今まではおよそ何名で、今度新しいこの機械でやりますと、どのくらいの人数でそれが処理といたしますか、担当できるのですかね。もしまだ決まっていなければあれなのですが、およそのことでも結構です、わかれば教えてください。

○消防署長（首藤正喜君） 現在まだ検討いたしておりません。

○五番（松川峰生君） ぜひ一分一秒を争う火災、その他の救急、ぜひせつかくすばらしいものができるのですから、大いに活用

して市民の生命・財産を守るよう、また皆さんで頑張っていた
だければありがたいと思います。以上で、この項の質問を終わ
ります。

次に三百八ページ。三百八ページの事業コード〇八五〇の十
一、別府市誌作成に要する経費、これはどのような内容で、ど
のようなものでしょうか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現在の市誌、六十年三月に発行いたしました市誌があるわけ
ですが、これについてはほとんど写真が少なくて文書ばかりとい
うような内容でして、非常に読むのも読みにくいというような
ところから、今回はできるだけ写真を使った形に持っていき
たい。それと今までは冊数も一冊でございましたけれども、これを
分冊式の形で考えておるといところでございます。

○五番（松川峰生君） これは、いつごろ……、市長がたしか……。

すみません、私は覚えてないのですが、いつごろして、でき
上がるのは、およそいつごろですか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） 先ほどもお答えしたのですが、一
応十四年度の末ということでございまして、十五年の三月目途
に作業をいたしております。

○五番（松川峰生君） 大変失礼いたしました。ぜひつくる以上、
今、課長の方からお話がありましたように、写真も入るとのこ
とですから、記念に残る立派なものを作成していただければあ
りありがたいと思います。

最後に三百十六ページ。事業コード〇六四六の文化財保護管
理に要する経費、その中の十三、委託料、実相寺古代遺跡等清
掃委託料十九万一千円ですか、それから、その下にあります公
有財産購入費、これはどこを購入するのですか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

まず委託料でございますが、現在鬼の岩屋の二号古墳、これ
を上人西町の自治会にお願いをいたしております。次に実相寺
の古代古墳、住居もございまして、あそこは実相寺の自治会に
清掃等を委託いたしております。

次に、今回土地の購入を計画いたしておりますが、高塚古墳
というのが、ちょうど実相寺の古代遺跡の南側の方にあるので
すが、これの買収について、これの土地の取得費でございます。
それを購入して、また管理をその町内の自治会にお願いする、
この委託料が三件、十九万一千円計上いたしております。それ
と土地の購入費は四百五十万、今御説明申し上げました高塚古
墳の購入予定でございます。

○五番（松川峰生君） 今の委託料の件なのですが、金額は別にし
て、今、お話の中で上人西の自治会にお頼みしているというこ
となのですが、実相寺の区分にどうして実相寺の自治会に頼む

ことはないのですか。その辺がちょっとおかしいと思いますが、
どうですか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

そのいきさつについては、ちょっと存じていないのですが、
現状、上人西町と実相寺の両方に委託をお願いしているという
現状でございます。

○五番（松川峰生君） その辺につきましては、また後で詳しく教
えていただければありがたいのですが、私は、実は実相寺の壮
年会に入ってここの掃除等もやっております。ところが、特に
私たちがやる時は夏とか、一番たくさん草が生えているとき
なのです。そういうときにやってもらうようにしないと、ふ
だんいつごろやっているのか、なかなか見たときに、いつも私
たちは二、三回やるのですよ、年間。あそこで掃除を。だから
できたら一回課長の方で見てもらって、どの付近で。当然、草
は夏の方が生えますから、そういうときにやってもらわないと、
なかなか意味がないと思うのですよ。その辺いかがですか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

一応予算的には十二カ月というような形で、月に何回かやっ
ていただいているという状態だと思います。それで、今御指摘
の実態につきましては、ことし、私もぜひ現場を見に行きたい
と思いますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

（発言する者あり）

○五番（松川峰生君） ぜひ一回見ていただきたいということと、
それから、委託するのは結構ですけれども、必ず委託したら責
任を持って管理してもらわんと困ると思うのです。これは別に
この問題だけではなくすべてであろうと思います。きょうの議
案質疑の中でたくさんの先輩議員や同僚議員の中にもそういう
お話が出てきたと思いますので、ぜひこの古墳、大事なところ
なので、「次郎塚太郎塚」という名前で皆さんは呼んでいると
思うし、私たちも小さいころ、あの山に登って怒られた記憶が
ございます。登るところではないという大事なところなので、
ぜひそういうところもあわせて管理、また指導していただけれ
ばありがたいと思います。これで、私の質問を終わります。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後四時五十七分 休憩

午後五時 三十分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

○一番（猿渡久子君） では、学校生き生きプランの問題、次が学
校施設の問題、その次が住民票の関係、それから介護保険の関
係、学校統合まで行けたらいいなと思っています。

一般会計の二百二十二ページ。さっきも質問がありましたの
で、重なるところは省きたいのですが、緊急雇用創出対策の教

員補助者、生き生きプランですね。これは先ほど勤務日数・時間などの件で答弁がありました。これは去年まで半年ずつの雇用で、一年間続けて同じ先生に来てもらいたいという要望がありまして、それを私は質問の中で取り上げて、その改善をしてほしい、雇用日数等についても改善をしてほしいということを書いてきたわけですが、この雇用の期間、それと教員の免許を持っている人なのかどうか、そのあたりを教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

雇用の期間でございますが、教育効果等を考慮しまして、一年間雇用できるようになっています。それから、昨年度まで実施していました別府さくらプランの方でございましたが、そのときは「教員の免許を有する者」というふうにその資格を持っていましたが、今回はあくまでも緊急雇用ということで雇用率アップのために、「教員の免許を持っていることが望ましい」ということで考えています。

○一番（猿渡久子君） 私は十二月議会でしたか、この充実について質問をしたときに、学級を二つに分けて少人数の授業をするというふうなこともやりたいというふうなお話でしたが、教員の免許を持っていない人だとそういうことはできないと思いますし、やはり教員の免許を持っている方でも先生として働けないという方はたくさんいらっしゃると思いますので、極力教員の免許を持っている方を採用できるようにお願いをしたいと思っております。

それと勤務日数・時間に関して、一日の勤務時間は六時間ということで、さくらプランのときの一日四時間というのよりも時間は延びているわけですが、さくらプランのときには週に四日という勤務日数だったのですが、勤務日数は週に三日というふうに減っていますよね。それと人数でも、今まで八人だったものが十四年度は五人というふうに減っています。改善をということで先生方からもたくさん要望をいただいてそういう質問をしてきたわけですが、改善をされた面とちょっと縮小になっている面とあるので、先ほど緊急雇用対策の予算が、県の方で二十三億でしたが、というふうなお話がありました。これ、県が直接する事業もたくさんあるわけですから、市の方から県の方に、県の事業としてこういうことをもっとやってほしいとか、そういうふうな要望を出すとか、いろいろな方法があると思いますので、県の方にも働きかけながら今後またぜひ改善の方向で努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） 御指摘、ありがとうございます。そういう機会もありますので、その機会をとらえて、また私の方から

お願いしてまいりたいと思います。

○一番（猿渡久子君） では、一般会計の二百八十五ページ、小学校の施設整備に要する経費の中にインターホン設置工事費が上がっていますけれども、三十人学級の問題とあわせてこのインターホンの設置についても、私は議員になった当初から何度か取り上げてまいりました。今回、こうやってインターホン設置の予算を上げていただきまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。先生方は多忙な中で、その解消や子供たちの安全のため、いろいろな配慮のために生かされることだと思っ
て喜んでおります。この事業、どのような計画で進められるのか、具体的に教えてください。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

インターホンの設置につきましては、二カ年事業と考えております。十四年度につきましては、小学校八校、それから中学校四校の十二校で、それから十五年度で小学校七校、それから中学校四校の合わせて十一校。設置箇所につきましては、幼稚園から中学校まで、体育館を含めまして約六百カ所該当するところがあります。一校当たり大体十二台程度を考えておりますので、大体二、三カ所に一台程度のインターホンを設置できるものと考えております。

○一番（猿渡久子君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次は、住民基本台帳の問題について。百二十五ページ、住民基本台帳事務に要する経費。また、先ほど質問がありました住民基本台帳のネットワーク等の経費も上がっておりますけれども、私は市民の方からお話を伺いまして、ちょっと困ったなと思いましたが、住民票の悪用ですね。今、本人でなくても取れますね。それはもちろん本人が行けずに家族が取りに行くというふうなこともありますので、それは必要だと思うのですけれども、それを悪用したケースがあつて被害を受けたという方から訴えを受けております。そういうことが過去にありましたので、やはり住民票というのは非常に大事なものですので、そういう悪用を防ぐために今後改善が必要かと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○市民課長（後藤洋子君） お答えいたします。

住民票の写しの請求方法でございますが、住民票の写しを請求する方が明らかにしなければならない事項が、三項目ございます。第一は、請求理由、第二は、請求者の氏名及び住所、第三は、請求にかかる氏名及び住所、以上の三項目でございます。本人及び同一世帯は、請求理由は必要といたしません。住民票の写しを請求する場合には、その理由を具体的に明らかにすることや、書面資料の提示を求めています。窓口で住民票交付申

請により判断し交付させていただいているところでございます。

今後、さらに窓口の指導の強化をしていきたいと思えます。

○一番（猿渡久子君） あわせて、先ほどカード化ということのお話がありましたけれども、カード化になりましたら、その辺の悪用を防ぐという点で安全性といいますが、高まるのではないかなというふうなことも思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○市民課長（後藤洋子君） お答えいたします。

ＩＣカードといひまして、住民基本カードでございますが、それはあくまでも住民の申請によりまして市町村が交付いたします。あくまでも住民の申請ですので、皆さん全員が……、そのカードを必要とする方のみでありまして、そのところがいかかかなと思えます。

○一番（猿渡久子君） では、ＩＣカードのシステムができた場合に、その利点を市民の方に幅広く知らせて、そういう不安をなくすためにもＩＣカードを利用してもらうようにというふうな働きかけが要るかと思えますので、その辺努力をお願いしたいと思えます。

次は、介護保険の問題です。特別会計の二百四十ページですね、要介護認定に要する経費が上がっていますけれども、要介護の認定を受けている方は、別府市で今何人でしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

要介護を受けている方ということですが、要支援が三百二十一人、要介護一が九百一人、要介護二が八百五十一人、要介護三が六百三十四人、それから要介護四が六百六人、要介護五が四百八十六人、合計三千七百九十九人でございます。これは、平成十四年一月末現在です。

○一番（猿渡久子君） 三千七百九十九人というのは、要支援も合わせた数ですか。（発言する者あり）はい。では、今、確定申告の時期で、皆さん、税金を払うのがなかなか大変な状況にあるわけですが、障害者控除というのがありますね。今、皆さんが利用されているのは、障害者手帳を持っている方が多いと思うのですが、手帳を持っていなくても六十五歳以上で要介護の認定を受けている方は、障害者控除を受けることができるということが最近わかってきたのですが、これ実は新潟県の方で日本共産党の市会議員の方にある市民の方から、介護が必要なお年寄りが障害者控除を受けられないのは不公平だ、改善のために取り組んでほしいという要望が寄せられて、共産党の新潟県委員会が、昨年十一月に国税庁と交渉しまして、国税庁の方から、実態としては要介護の認定者は障害者控除の対象としてほぼ一致をする、限りなく近いというふうに国税庁が認めたわけですね。その後、厚生労働省が所得税法改正、こ

れは九七年に行われていますけれども、それを受けて市町村長に障害者控除対象者認定書を発行するというを求めています。それは「高齢者の所得税法上の取り扱いについて」という社会局長通知、これが別府にも来ていると思うのですが、この認定書を出していただければ、先ほど私、別府の税務署の方にも確かめました。税務署の方も、この認定書を持ってくれば障害者控除ができますよということを言っていますので、今本当に生活が大変な中で介護保険料も利用料も払わないといけないという問題を、私ども、ずっと取り上げてきましたけれども、この認定書を市の方が発行していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、議員さんが言われました控除の取り扱いでございますが、確かに文書が来ておりますが、障害者手帳をもらう場合には、障害の程度が確定した段階で障害者手帳を、何級ということで出されております。介護保険の場合には、その症状が確定せずに、第三段階の人が今度は四段階になる可能性もあるし、四段階の人が何かのリハビリをしまして三になったりすると、そういうことではっきりしたその取り扱いが難しいということで、もう少し市役所内で検討させていただきたい というふうを考えております。

○一番（猿渡久子君） この件は、今たくさん自治体で取り組みが進んでいまして、新潟県の上越市でも、これ、要介護一と二の方は障害者控除に適用して、要介護三ないし五の方は特別障害者控除の対象になるわけですが、この方たち、介護の認定を受けている方全員、この上越市の場合は千七百四十五人いらっしゃるそうですけれども、この全員の方に市長の印をついた認定書を送付しているそうです。先日、宇佐の方でもこの件に共産党の議員が取り組んでいるのですが、熊本の国税局からもこの件の取り扱いについて統一の文書が各税務署に来ているのです。別府にも宇佐にも大分にも来ているわけですが、これをやはり皆さん市民の方は知らないで、市民の方に知らせるために、その対象になる認定を受けている方に往復はがきを出して知らせるということをするようになるそうなのですが、そういうふうな取り組みをして皆さん知らせていますので、今申告の時期ですので、できるだけ早く検討を進めて対応できるように。この申告にもし間に合わない場合でも、修正申告というのが一年以内にできるのですが、やはりまた修正申告をするというのは、お年寄りの方にとっても手間ですし、できるだけ早く対応していただきたいなと思います。どうでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） これは別府市だけの問題ではなく

て、今答弁しましたように、介護の度合いが変わるということがありますので、別府市だけの問題ではなくて税務署、それから他都市の状況等を調査して、関係各課、市役所の内部でございいますが、そこよく調整して慎重な対応をいたしたいというふうに思っております。

- 一番（猿渡久子君） これは、例えば七十歳以上で要介護一の高齢者を扶養している人の場合には、ある人の場合は一割で八万五千円が還付されるという人もいるそうですけれども、かなり大きい還付になりますので、皆さん、本当に助かると思うのです。そういう点でぜひ検討して、早目に対応をお願いしたいと思います。

では、あわせて介護保険特別会計の二百四十三ページ、住宅改修福祉用具について。これの問題は私は決算委員会や厚生委員会で何度か取り上げてきたわけですけれども、福祉用具の場合は十万円、住宅改修の場合は二十万円までの事業ができるわけですね。一たん立てかえて、後から二、三カ月後にその九割が振り込まれるわけですね。という制度なのですが、例えば住宅改修でお風呂を改造するとか、手すりをつけるとか、トイレを改造するとか、洋式にしたいとか、そういうことがあるわけですけれども、お年寄りの世帯で、これは特に所得の低い世帯の方のためのものですから、二十万を立てかえるということがとても大変ですね。だから決算あるいは三月の補正でも利用が少ないのだと思うのですけれども、この利用を……、本当にありがたい制度です。住宅改修の場合にしても福祉用具の場合にしても、地元の小さな大工さんとか業者の仕事がふえるわけですから、景気対策としてもとても大事な事業だと思うのですね。だから、この利用を大いに進めるためには、立てかえずに済むように直接市から業者の方へ払い込めるようにということをしていただければ、お年寄りが、後から返ってくるにしても二十万なりのお金を借りるにしても、なかなか難しいですね。だから立てかえずに済むように改善を、他都市でもやっていますので、県内でも、宇佐でも高田でもやっていますから、その辺のことを調べて取り組んでください、と言ってきたのですが、いかがでしょうか。

- 介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

住宅改修を利用する人が、事業者に費用の一割を支払い、残りの九割を市に事業者が請求する方式の受領委任払いですけれども、利用者にとっては一時的な経済負担が解消されるといった長所がありますが、制度では、住宅改修費は償還払いとなっております。しかし、県下の状況を見ますと、受領委任払い方式を取り入れているところが三市ございます。それから二市が、基金を設けて貸付制度をやっております。こういったことから、

別府市としても今後、そういった導入に対する問題点も把握しながら検討していきたいというふうに考えております。

- 一番（猿渡久子君） 今、他市の状況もいろいろ調べて検討してくださっているようなので、できるだけ早い時期に実施ができるようにお願いをしたいと思います。

それと保険料、二百二十五ページについてですけども、これ、総額が出ているのが二百二十四ページですね。ここで見た方がわかりやすいかなと思うのですが、滞納状況はどうなっていますでしょうか。

- 介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

まだ平成十三年度の徴収をやっている過程で、十四年度の滞納につきましては、まだ確定をしておりません。

- 一番（猿渡久子君） ちょっと私の手元にある資料によりますと、九七・七%、これは十二年度だと思うのですけれども、県下五十八市町村のうち最低なのですね、徴収率が。というのは、それだけ払うのが大変だということだと思います。先ほども質疑がありました、減免の条例が今度出ていまして、本当にありがたいことだと思います。私たちもずっと求めてきたことが実現をするということで、大変喜んでおります。やはり先ほどもありましたように、その条件をなるべく緩やかにして多くの方が減免を受けられるように、軽減を受けられるようなものにしていただきたいなと思います。大分市のケースですと、介護保険の対象者になる六十五歳以上のお年寄りの〇・七%が軽減の対象になるということなのですけれども、それでいきますと、六千三百人のうちの、別府でいうと試算でいくと二百人ぐらいしか受けられないというふうなことになってしまうので、そういうふうな条件のつけ方では恩恵をこうむる人が非常に少ないので、大変な方がたくさんいらっしゃる中で、できるだけ緩やかなものをお願いしたいなと思います。

では、次の学校統合の問題に移りたいと思います。これは条例の方ですね。議第三十一号に学校統合に関する条例が出ているわけですけども、今、皆さん御存じのように校名の問題に関して非常な反発といいますか、署名活動が起こったりしていますけれども、この担当者の先生方は、これまでも大変御苦労をされて、いろいろな意見を聞く機会をつくったり、いろいろな努力をされてきていると思います。しかし、署名活動が起こって三日間で四千人という署名が集まって、一週間で九千人ということだそうなんですけれども、こういう大変な署名が集まっているということは、反発の声が上がっているということは事実ですよ。私は当初から、この学校統合の問題が起きたときに、住民合意で進めるようにということは、一般質問で何度も取り上げてきました。私は、どちらの校名がいいとか悪いとか、そ

ういう立場ではありません。しかし、やはり住民の皆さんの中からこれだけの声が出ているということは、進め方の問題ですね。段取り、やり方の問題に対する反発だと思うのですね。この進め方、段取りに努力をしてこられたとは思いますが、やはりどうしても不十分な面があったのではないかと思うのですが、その点はどのように考えますでしょうか。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

今、一番議員さんが申されましたように、校名を決めて十日ほどたちまして、「南小学校」、新しい「南小学校」と決めたことに納得がいけないというお声があり、署名もいただいております。このことについて、今御指摘のように住民合意ということで十分徹底すればよかったですのではないかと。その辺については深く反省しております。私どもとしては、この計画を出した時点から、地域の代表、学識経験者、学校関係者、保護者代表等の委員会を持ち、一つ一つ踏んできましたが、校名が決まった段階でこのような不満の声が上がろうとは思いませんでしたが、ややそこに今一步地域に入る、私どもは随分手を尽くしたつもりなのですが、合意を得られてない方がいたと。ただその過程では、代表の方には、教育委員会が皆様方の声を参考に決めるということは、御了解いただいて進めてきておりますので、私どもも皆様方の不満の声を聞きながらも、私どものやり方の中にどの辺の手落ちがあったか、これは今後十分反省して検証してみたいと思います。

いずれにいたしましても、このような声があったこの思いは、やはり新しい学校における思いだと思いますので、この声を新しい学校づくり、地域づくりに向けさせていただき所存でございます。

○一番（猿渡久子君） この統合という問題は非常に難しい課題ですので、本当に担当の方は大変だと思うのですけれども、ここに私は開設準備委員会の資料もちょっといただいているのですけれども、この中で「新校名で」ということが、これ十月の段階ですね、「新校名で」という方と「現校名で」という方の両方の意見が載っているのですが、「新校名で」という方の意見の中に、「南の人は『南』に、浜脇の人は『浜脇』と言う。しかし、そのことを乗り越えて新しい学校づくりを考えるべきである。開かれた学校づくりに支障が出ないようにしないと、子供にとってもよくな い」というふうなこと、あるいは「地域全体で子供を育てる観点からも、また新しい未来を開く学校像という点からも新しい校名で。子供たちのことを中心に、『南小』となった場合、校門に入るときの浜小の子供たちの気持ち」と。これはお互いにいろいろな思いがあると思うのですけれども、また、「子供たちの意見を聞き、夢のある学校

に」とか、「保護者のアンケート、あるいは子供たちへのアンケートをとって名前を一緒に考えていって」とかいうふうな意見も何度かいろいろな場に出てきていると思うのですが、その辺のところ、私も最初の時期の学校統合の説明会にも参加をさせていただいたりしましたけれども、そのときに感じたのも、何か住民の意見を聞きに来ているというよりも、教育委員会の考えをいかにわかってもらうかという感じが非常にして、住民の方から見れば何か押しつけ的な印象を持っているのではないかなというふうなことを思ったりするのですが、言われている、署名活動などをしていらっしゃる方の中の思いをちょっと伺うと、アンケートをとってくれとか広報してくれとかいうふうなことを何度も言ってきたけれども、どうしてそれをしてくれなかったのかと。そういう段取りを踏んでアンケートをとって、「南」の方が多ければそれで納得がいくのだというふうなことだと思うのです。その辺の段取りが、民主的な段取りをもう少し丁寧に踏んでいけば、こういう混乱にならなかったのではないかな。混乱は、どんな形をとってもある程度起こるでしょうけれども、これほど大きくならなかったのではないかなというふうな気もするのですが、なぜアンケートをとらなかったのか、公募しなかったのかということに非常に大きな疑問があるような感じがしているのですが、どうでしょうか。

○教育総務課参事（楠 輝義君） 御指摘の点は三つあるのではないかと思います。お互いの思いを乗り越えて新しい学校づくりだから新しい校名、それから、住民説明会では教育委員会が行政的に自分たちの計画を理解してもらおう会ではなかったか、やや押しつけ的ではなかったか。（発言する者あり）はい。それから三点目は、公募ということですが、いずれにいたしましても、今回の一部保護者のお気持ちに対して、やはり我慢をしてじっとどのようになるか推移を見守っている保護者も多いということ、それから自治会組織の開設準備委員会の方々は、私たちは教育委員会に一任したのだ、このことはいかなものかと大変心労されているという事実もございます。私どもは、南も浜脇も同じようにとらえながら、そこに新しい南部地域の学校づくりということで提案し、それを御了解いただいて進めてきたつもりでございます。

またアンケートについてですけれども、これは開設準備委員会の中でも何度も声が出ました。それに対して委員さんより、また事務局の方もですけれども、まず子供たちの声を聞くにしても、子供たちの発達段階によって違うであろう。物の見方・考え方が違う。この辺をどう收拾したらよいか。それから、もし一つの名前に固まったときに、もう一つの意見があった方の

子供の気持ちはどうするのだろうか。この辺のところは課題がある。また地域の方の公募をするにしても、限られた地域にするのか、市内全域にするのか、そのような課題もあるということで、開設準備委員会の中では了承をいただいて進めてきてございます。ただこのことが、一般の保護者に十分浸透してないという点に、私どもは大変反省してございます。いずれにいたしましても、手続きを踏み進めさせていただいているつもりでございますが、御指摘の点も十分あるやに思っております。

最後に、教育行政がやや押しつけではないかということで、この場でも何度が御指摘いただきましたけれども、行政の一端を預かる者として、今私どもが日本の子供たちに何をさせなければいけないのか、どのような学習環境づくりをしなければならないのか。それをやはり皆様方に理解してもらおう中で、一歩進んだ学校づくりという面では、ある面では御理解をいただき、そういう説明の場も要るのではないかと、このようにとらえてございます。

- 一番（猿渡久子君） 新しい学校づくりというのは、新しい地域づくりにつながると思うんですね。学校統合の一番最初の時期に教育委員会が配ったパンフレットとかも手元に持っていますけれども、その中にも、「子供たちは、まちづくり、地域づくりの中で育ち、将来は社会の大きな担い手となります。地域社会の活性化のためにも地域の活動、行事への皆様の参画が求められております」というふうにありますけれども、私は、私の考えですけれども、子供たちと一緒にいろいろな新しい名前を考え合うとかね。今、校章を子供たちは考えていますよね。そういう取り組みは本当に素晴らしい取り組みだと思うんですね。保護者の方も、今までもバザーと一緒にしたりとか、お互いに協力し合ったりとか、とてもいい雰囲気があるなと思って見ていたのですけれども、例えば校名を子供たちと考え合っ、突飛な名前が出るかもしれない。けれども、その考え合うという作業の中で、新しい学校を自分たちが担っていくのだ、新しい学校の歴史を自分たちがつくっていくのだというふうな気持ちが、子供たちの中に育っていくのではないかなと思うんですね。例えば子供にとらずに親にとったとしても、家の中で子供とお母さんとお父さんと、家族と一緒に「どんな名前がいいかな」と話し合ったりするかもしれないし、そういうふうなことの中で子供たちの新しい学校への期待感というのを高めていくとかいうふうなことも、教育的な配慮として大事ではないかな。自分の出した名前が通らなかったにしても、それは納得がいく段取りというものが要るのではないかとということですね。だから今の時点でこれだけ反発の声が起きている中で、やはり今後の新しい学校を実際に進めていくその主体になるのは、主人公

なのは子供たち、次に保護者の方だと思います。だから、その方たちが本当にすっきりした気持ちで、石を投げ合ったとかいうふうな話が聞かれますけれども、そういうふうなことではなくて、新しい学校で新しく仲よく子供たちが過ごせるようにしていきたいのだという思いが、両方の親御さんの中にあると思いますので、十分に慎重にもう少し審議をしなければならないのではないかな、時間が必要なのではないかなと私は思っています。以上で質問を終わります。

○二十六番（内田有彦君） 私で、最後のようにございます。皆さんも「早くやめかな」というような声なき声がひしひしと聞こえておりますから、（発言する者あり）簡潔にひとつ、私も私で知り得たものを言いながら、簡潔に質問をし、そして今後の対応についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

予算書の順によって百四十六ページ、緊急通報システム、このことについて現状と今後の対応についてお聞きをしたいと思えます。

現状について、この予算を見ますと二百十九万六千円となっています。これは昨年度と比べて四万一千円の増加であります。その内容を見ますと、本年度の申し込み者が現在百六十七人いる。待機者が百六人いる。本年度は、ではどういう対応をするかということ、本年度は七十台を設置する。設置の必要のない、つまり返ってくる台数は、今まで平均すると年間に八十台から百台が予想される。したがって七十台購入プラス百から八十の中間をとっても九十台、百六十台というものが、今回そういう緊急通報を要するような方々に設置されるだろう、そういうようなことをお聞きしました。そうすると、二百六十七名ですから、あと百名から百十名の人たちが一年間また待っている、そういう状態がこの今年の予算の中でも続いておると思うのですけれども、この緊急通報システムについては、これは毎年それぞれの議員が言いながら、慢性的に常に百人から百十人程度がいつも待機をする中で、一年おくれで実施をしている。この一番基本的な考え方というのは、聞いてみると県の補助、これにほとんど頼って、それによって市はその台数を決めているというふうにお聞きをしています。その内容は、県は全県的には今年度六百台、そのうちに七十台が、市が県からの助成補助対象となってる。内容については、四分之三が県費、四分の一が市費ということですから、極めてこれは、非常に県のそういう福祉対策の厚い中での市の対策と、私はそう思っております。

そこでお聞きをしたいわけですがけれども、この慢性的な、つまり百人からという方々、これは内容は、もう私が言うまでもなく緊急通報システムですから、これは命にやっばりかわる問題です。ですから、これによって何人かの方々が、恐らくこ

の通報がないがためにさらに重度の障害を起こすとか、あるいは場合によっては死亡ということも十分に待機者の中には過去あるのではないかと、私は推測をしております。そこで、これを慢性的なこの問題について当局としてはどういう考え方を持っておるのか。やっぱりこのような状態の中で県に倣いながら市も施行しようとしているのか。その点をお聞きします。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

この過去に購入してきた経緯からまず申し上げたいと思いますが、平成十年度に……（「短くていい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。本年度七十台で、先ほど議員おっしゃるとおりでございます。市の単費で購入してはどうかという質問でございますが、これにつきましては、平成十五年に福祉計画の見直しを行います。そしてその見直しを十四年に行いますので、その際に再度検討していきたい、このように考えておるところでございます。

○二十六番（内田有彦君） 今、課長の答弁では、結局百名をちょっと上回る人たちについては、今年度はこのままの状態で放っておくと。そして平成十五年度に総合的に見直すと、そういう答弁に聞こえますけれども、その辺どうなのですかね。その待機者に対する対応ということもいろいろ考えられるわけですが、しかし、緊急通報システムは何のためにあるかという、これは本当に瞬間的な問題なのです。瞬間的なことなので、夜起こるか、昼起こるか、朝起こるかかわらんわけなのです。そのための設備なのですから、これはやっぱり人の命にかかわる問題。そうしてくると、私は、市長が今年度の提案理由の説明の中でも、高齢者福祉対策では緊急通報システムを増設をするという、ここにありますが、その点を私はそれを見たら、この増設というのは、しかし県が七十と言ったから七十だなと。実は、これは決して高齢者に厚くという内容ではありません。そして、私が聞くところによると、これを一台、県費補助ではなくして単費でやった場合どうなるのかということ、一台に約九万一千六百元かかる。そうすると、それだけあれば一人の人が救えるわけです。そうすると、それを百人に掛けると九百十六万円、ざっと。九百十六万円あれば、あれば人の命というものが、通報システムをつくったからといって万全ではありませんけれども、少なくともその人がやっぱり精神上非常に安心をした生活ができるとか、あるいはいろんな面で私はその人たちに効果があると思うのです。

そこで、これはどうなのですかね、やっぱり命にかかわる問題。しかも九百十六万あれば百人の人たちに全部これはできるのだから、これは県に頼らず思い切ってやはりそれこそ井上市政、今度は二期目の最後の年の予算ですから、その点は思い切

って、これは一回解消すれば、これは一〇〇%どんどん回るわけですよ、一回解消すれば。だからそれをやはりやるべきではなからうかと思うのですけれども、いかがですか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えします。

先ほど、安否確認等のことにちょっと触れられておりましたが、それにつきましては、ひとり暮らしの高齢者の訪問について、在宅支援サービス等の相談員の派遣あるいは老人クラブの訪問、それから民生委員さん等、それから我々高齢者福祉課独自で行っていますひとり暮らしの訪問、そういうようなもので一応安否確認をしておりますが、今、議員おっしゃるとおり、若干これは財政的には厳しいものがあると思います。というのが、十三年の申し込みが百六十七名で、ちょっと急にふえておりますので、ここで少し計画がずっておる、このように考えております。

○二十六番（内田有彦君） 待機者への対応を、課長、「安否」という言葉はやっぱり問題がありますよ。これ、「否」になったら終わりだから。安全を確認するためにやはりいろんな方法で独居老人とか、そういう方々を回るわけだから、「否」となったら、これはもうとんでもないではないですか。「否」になったら間に合わんです。これは安全を保つための緊急通報システムですから、その点はそういうようなことだと思いますけれども。結局そうすると約九百万ですよ、九百万の予算があればとにかく百人分ができるのは間違いないですよ。しかし、それは財源的に難しいと。私は、人の命が、どうなのですかね、一人、例えば一人ですけれども、九百万。安いのではないですか。やっぱりそういう物の考え方はいかがかなと思いますよ、人の命より大切なものは世の中にはないのですから。そうすると九百万くらいあれば、もう全部解消できるのですよ。大体の申し込みが、課長の言うのは、ことしは特に百六十七名と多かった、日ごろより多かったというならば、さらに今回、百台分を措置すれば、もうサイクル的にはほとんどの方ができるわけだから、私は、それは課長の判断ではとても難しいと思うけれども、その点やはり市長のそういう高齢者対策、高齢者への思いというものを、予算総体からすれば、私は九百万くらいだったら十分に出しても、命の問題としては価値があると思うのですけれども、いかがですか。市長、いかがですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、議員さんが言われました、たしか九百六十万ほどで足りるわけでございますが、あとそれをつけるために年間百台つけますと、一千六百万くらいの委託料もかかってくるということもありまして、全体的な計画といたしまして、十四年度からつくります計画の中にそれを織り込んでいきたいというふうに関

部で今検討しておるところでございます。

○二十六番（内田有彦君） どうもやっぱり命の重たさをそういう予算で比較する、そのものがいかかなという気がするのです。それと今あなたがおっしゃるのは、これはちょっと勘違いしておるのだと思うのだけれども、当然一度つければ毎年毎年それに対する一定の費用が要りますよね。そうすると、あなたの言うような計算でそんなに、千何百万なんか要らんですよ。現在八百十一台別府市がつけておるのですよ。その予算が二百十九万六千円なのです、予算が。千何百万という数字になるわけではないのです。単年度に例えば一千万、それをつけたとしても、その百台に対する委託料というのは一万六千円くらいでしょう。そうすると、これが何ぼ上がっても後年度負担としてはそんなに上がらんですよ。あなた、ちょっとその辺は勘違いしておるのではないですか。それと、やっぱり本質の考え方に問題がある。きちっと答弁をやりかえたらどうですか。

それと、最終的にはどうですかと。思い切って今年度やれるのか。あるいは、やっぱりそんなことは別だ、お金の問題だから、来年度でも延ばすと、そう言うのですか。そのどっちかだけです。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

この事業は、今、議員さんおっしゃるように市独自でというふうなお話、百台買えばいいではないかというお話でございますが、県との整合性もございます。またそういうことの中で、県が六百台の中で別府市としては十四年に七十台の確保をさせていただいております。その七十台の購入費、いわゆるアダプター購入費、それからその年の委託料、合わせまして九万五千三百七十円でございますが、これにつきまして後年――後になります――その委託料がまた百台分別枠で入ってくるようになります。委託料につきましては、県の補助率はありません。備品の購入、アダプター購入のみが四分之三の県の補助というふうになっています。その中で部長とも、また部内でも話をさせていただいております。先ほどもちょっと、命の重さということがずしんと来ていますけれども、（「本当かい」と呼ぶ者あり）はい。それで十四年の見直しの際には十分これ、加味いたしまして検討していきたい、このように考えております。どうぞよろしく願います。

○二十六番（内田有彦君） 最終的にはやはり私は、予算調整権を持つ市長の判断だと思っています。これはだから新年度は新年度でいいけれども、やはり補正というのがあるのですから、その点市長、中身をよく精査しながら、やっぱりお金を人の命とはかるといようなことは、私はよくないと思うのです。後年度負担だって、現在八百十一台も持ってあって、予算としては

約二百二十万ですよ。八百十一で二百二十万。あとプラス百台といったら、八分の一ではないですか、ふえたって。だからそんなに私は負担はないと思うのです。一時的には約九百万のお金が必要、そういうような内容です。これは市長が答弁をしにくかったらしくなくていいですけれども、しかし、人の命の問題と予算の問題とはその程度かというふうに、今の答弁では思わざるを得ません。したがって、これについては市長の方でどうするのか、ひとつできたらお聞かせいただきたい。（発言する者あり）部長。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） すみません、先ほど答弁で「一千六百万」と私の方から答弁いたしました、「百六十二万円」の間違いでございました。訂正をさせていただきます。

○二十六番（内田有彦君） 結局、結論はなかなか出しにくいということですか。お金がそれだけ難しいから、百人の人には、どうなるかわからんけれども待ってほしい、そういうふうに理解をしてくれるのですか、この問題は。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

確かに予算に対しまして、金額的には今指摘されたとおりでございます。この議論になりますと、やはり福祉という観点の中で私どもといたしましても、やっぱり全額ですべてに対応していきたいという思いは、もう一緒でございます。しかし、そこにはやっぱり予算という枠がございますので、今回はこういう年次計画で進めさせていただいているというのが実情でございます。しかしながら、議員さんが御指摘いただきました点は、また内部で十分に議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御了承のほどをお願い申し上げたいと思いません。

○二十六番（内田有彦君） 了解はできませんけれどもね。市長がそこまでの内容について課長あるいは部長たちが詳しく、説明不足ではないかなという、私はいい方の見方でそういうふうに思っておりますから、ぜひその点は一回、単費ですけれども、整合性はもちろんあるけれども、一回やれば、あとはもう県と同じようにやれば済むことですから、ぜひその方法でここではお願いしたい。

次に百九十ページに、これはどこに予算がどう上がっておるかというのが、なかなか私も予算を見てわからんのですけれども、要するに来月四月一日から事業系ごみについて、もう市の方としては取らないというふうに、これは条例を決めて、すぐ四月一日に実施をするわけですけれども、先ほどこの問題についての答弁の中で、学校関係については、これについて八百六十二万五千円の委託料を実は予算として計上しておる。当然これについては、指定している、この市報に書いてある業者さん、

両方、生ごみも両方できる業者さん、あるいは生ごみだけしかできん業者さんというのを分けて指定をし、この業者さんに学校関係については八百二十五万の実は計上しておるといことなのですけれども、そこで、これについてお聞きをしたいのですけれども、当然事業ごみというのは、この市報にも載っており本当は難しいのですよね。事務所、商店それから飲食店、これは食堂、居酒屋、スナック、喫茶等と書いてある、それからホテル、旅館。そういう事業系のごみというふうにはぱつと大まかにこれは切っておるわけですが、当然これが実施されれば取らんでいいわけですね。そのごみは取らんでいいから、ごみの量は私は減ると思うのです。しかし、これは一カ所にそういう商店とか事業所があるわけではないので、ごみを収集する方法はそんなに変わらないと思うのですよね。そこで、これをやることによって、それでは清掃の「ごみ減量化及びリサイクル推進にかかる経費」と書いてあるけれども、ここでそれをやることによってどれだけ経費の方が減ったのか、どうなのか。その点は、どこがどう減ったのだと。これは当然、委託をすることによって支出が減るとい、これがやっぱり委託の大きなメリットであると思うのですけれども、その点は、どこにどういうふうはこの予算の中で反映をされておるのか、それをお聞きしたい。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

確かにこの事業をするに当たりましては、ごみの減量ということは、かなり見込まれておるといふに我々は考えております。十四年度の予算の中でも一部そういう減量を見込んで調整をしている部分もございます。例えば、現在行っております指定ごみ袋制度のごみ袋の関係でいえば三％減で計算をしているとか、人件費部分でいえば前年度に対しまして、当初三人分の減、また車の購入についてもかなりの減車を今のところ考えております。ただ、ごみが減っても収集コースは同じだということであれば、やはり必要な人員等は要るわけでございます。そこで、現在行っております行政改革の中で収集コースの見直しを含めまして、こういう人員の確保につきましても、これから調整をしていきたいというふうには思っております。

○二十六番（内田有彦君） 課長の説明はなかなかわかりにくいのですけれども、要するにこれによる行政としてのつまりメリットは、ごみ袋がそれだけ買う人が逆に少なくなるだろうということですか。そうすると少なくなれば、逆に当然このごみ袋は二十円と十円で、それぞれ業者さんが一部の商店に委託をして、そして市民が買って、それに詰めて出すわけですから、当然そうなると市にもその差益が三千万から四千万程度毎年出ているのですよね。それは逆に減るわけですね、委託することによ

て。そうするとそれはマイナスではないですか。そうすると今度は、今、それをすることによって人件費が三人分ぐらいはそれで浮くのだ、浮くだろうと。しかし、それは今からコースの見直しとか、あるいは収集の効率的な方法とかによって調整をしていくと、そういうふうに出たのですよ。そうすると、今度はごみ収集車については、買いかえを六台する予定を、それを三台ぐらいに減らす、これが今回の事業所のごみ、事業系ごみを業者に委託することによって行政としてメリットになるというふうには聞こえたのですけれども、これはそんなにメリットになるのだろうかという気がしてなりません。というのは、今商店街、うちも商店街の一角ですけれども、商店街の人たちは、このことについて、これはもちろん平成十二年に条例化しておるわけですけれども、周知期間ということで一カ年経過措置として延ばしております。延ばした経緯がもちろんあります。当然その間にあなた方は、具体的に、商店街といたってピンからキリまであるのですよ。商店街と自宅も兼ねたというのたくさんあるのです。そうすると現在ごみ収集をずっとするのを私が見る限りでは、広場があればみんながそこに、広場にそれぞれ出すとか、ないところはそれぞれ自分の角にずっと出しながら収集してあるのですね。そうすると、事業系ごみという、例えば中小の零細の商売の人は、商売をせん人の普通の住宅とほとんど変わらんごみですよ。変わらん程度のごみしか出してないのですよ。その辺では分別なんか一体どのようになんかあなた方はしていくのか。あるいはそういう人たちにどういうふうになんか納得をさせるのか。そうすると、その人たちは当然、ではどちらをどう分けたいののだろうかとか、あるいはそれなら、もう取ってくれんとなったらどこかにやっぱり委託をせんといかん。そうすると、少なくとも月に何千円、あるいはひどいところは何万円という委託料を払わなければ当然業者は取りません。それだけそういう人たちにみんなそれ、負担がかかってくるのですよ。そのことが、どうも商店街のそういう中小零細の方々には、納得をしてないというような気がしてなるのですけれども、その点はどういう色分けをしながらあなた方はそれを、事業所ごみは、これはだめ、これはいいとかとずっと通って回るのですか。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

商店街等につきましては、私ども、私を含めて職員が何度も足を運び、また説明をいたしまして、御理解と御協力を得るようにならぬよう努力をしております。そういうことで一番の問題は、店舗と併用する住宅等のところでございますが、そういうところの取り扱いにつきましては、現在、課の中で検討委員会を設けまして、取り扱いについて協議をいたしております。

○二十六番（内田有彦君） もう四月一日に実施をするのです。今はまだ検討という段階なんというのが、こういう大きな問題であり得るのですかね。とてもではないけれども、普通一般商店街の人たち、しかも自分の住居を兼ねた商店の人たちというのは、これは納得をしていませんよ。だからそのために平成十二年に条例化しながら、十二年度、十三年度にかけてそういう人たちについて、ああ、そうだな、これはしょうがないな、やっぱり受益者負担というのですか、しょうがないなということ、あなたたちはもうしてなくてはならんのではないですか。それは、あなた方は確かに努力をしておると思いますが、幾ら努力したって相手に通じんかったら、これは努力にならんわけです。したことにならんわけです。ですから、これは私は、今の少なくとも状態を見る限りちょっとどうかなと。この前、この条例がここにありますが、条例の附則の中で一年これは延ばしておる。平成十三年を平成十四年四月一日に一年延ばしておりますが、もう時期が、きょうは何日か、きょうは七日ですから、もう四月一日まで何日もないのですけれども、やっぱりこれは大変重大な問題です。市長も、これは大変重大な問題と私は思いますよ。ですから、この点は、まだ四月一日までそれこそ、あなた方は「検討する」と言うけれども、検討するような時間があるのだから、ひとつこれはやっぱり見直すというか、実態を十分に把握して施行するべきだと。

私の意見としては、さらにやはりもう一年ぐらい延ばして、しかも今のこの悪い景気の中で何千円も、隣の人とほとんど変わらんようなごみを出しても、こっちは、片一方は何千円か何万円も取られるような、そんな、どっちかという不公平に近いような、そういうような商店街の人たちが気持ちを持った中での実施をするべきではないと思うのですけれどもね。いかがですか。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えいたします。

事業系のごみの収集の関係でございますが、一昨年十二月になりますけれども、条例改正の一部改正という形でさせていただきました。この件につきましては、廃棄物処理法第三条の事業者の排出責任等については、議会の議決をいただきましたので、十分理解のことと思っておりますが、その辺の具体的な取り扱いの説明といたしますが、各商店街の事業者の説明の件につきましては、一応市報の昨年の七月号、それからことしの二月号に「ごみ収集の処理の方法はお決まりですか」というような形の市報で、各事業者にPRしたところであります。また、それから、ことしの二月の中旬以降になります。市内の七千七百あります各事業者に直接文書を発送しまして、そういう取り扱いになるので、ぜひ事業者としてこの法の趣旨を理解していただ

いて御協力をいただきたいということで、その説明といいますが、通知をし、また商店街等の説明を行ってきたところでもありますので、この件につきましては、四月一日に向けて実施を進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 二十六番（内田有彦君） 部長答弁が市長答弁と同じかなという気がするわけですが、恐らくやっ、これが大変な批判を受けると私は思います。法律が決まったからとか、そういう問題で処理する問題ではないのですよ。やはり個々の人が、まあ、しょうがないなというぐらいの理解を示して初めて実施をする、そういうことをやっぱり行政の手法について必ずやそういうことが降りかかってきますから、強く私はこのことについては、さらに検討期間を置くということの要望を付して、終わります。

次ですね……（発言する者あり）いや、全部は終わらん。次に、これはもうほんのちょっとです。二百六十八ページに、これは消防に関する問題です。十九節に負担金補助及び交付金の中で救急フォーラム二〇〇二別府開催負担金、これはわずか二十九万四千円、負担金が実は上がっておるわけですが、消防で救急救命士の方々が、発足をしてもう十年ぐらいになるのですかね。問題は、このフォーラムというのはどういう内容で開催をしているのか。当然これは医師会とかいろんな方々、もちろんその目的は救急車による、つまり救急救命士の活動、いろんなことについてそこで指導とか、そんなことをするのだからと思いますが、これはどういう内容なのか。

- 消防本部予防課長（佐藤紘二君） お答えいたします。

これは、昨年九月に第一回目を行いました、「救急フォーラム二〇〇一・B E P P U」ということで。これにつきましては、昨年新しく実施しました旅館・ホテルに対します救命措置の講習を実施しまして、いわゆる「丸救マーク」の交付、それに合わせまして、参加していただいた約六百名の市民の皆さんに応急措置の講習を行いまして、救命率の向上を目指して行ったもので、新年度もこれを行いたいと考えております。

- 二十六番（内田有彦君） わかりました。それで、これはもう最近とみに、テレビ等でもあなた方はよく見ておるとは思いますが、救急救命士の活動の範囲の中での、この前、議員の方から心肺蘇生術というのもそこで習っているようなことを聞きましたけれども、今一番問題になっておるのは、気管内送管というのですかね。つまり命を救うのに一番役立つのは、気管の中に管を入れる、そういうことだと。これは秋田県を中心に今はどんどんそれについての救急救命士に対する資格を与えたらどうかということが論議になっておりますけれども、しかし、こ

れは現状では違法ということで、秋田県の特に酒田市の消防署の方々が、内部告発に近いような、実は違法でもやっていたのだと。なぜやっていたか。それをやれば必ず助かる、やらねば死ぬという、そういう判断に基づいて、私たちは、違法だけでも自信を持ってやった。今やったことについては後悔はしていないというコメントが出ていたり、そしてまた、その大学病院の医者のお話でも、それはもう一番そういう術にたけているというのは、日ごろやっぱりやっている人だと。むしろ医者よりもさらにその人たちは技術がいいし、医者よりもまだ救えるのではないかと。これはぜひ今のことを立法化すべきであるということを行いながら、秋田県を中心にこれに向けてその立法化をしよう。これによって救われた方のコメントも出ていたけれども、あのときにももし違法だからといってやめておいたら、その人は死んでおった。今その人は元気でスーパーか何かをしておられる方も出ましたけれども、そこで実態として別府市の場合は、このことについてはやってなかったのか、あったのか。あるいは今後のこの点について、恐らく県下の消防のいろんな会とか九州とか全国に私は出ると思うのです。そういう中での別府市の考え方というものはどうなのか。それを最後に、もう五分しかありませんから簡潔に、過去の現状と今後のこれに対する考え方をお聞きしたい。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

救命士の行える範囲内としては、気管内挿入は認められておりません。したがって、過去も現在も行っておりません。

○消防長（宮崎眞行君） 今、署長が答弁したとおりなのですが、気管内送管は、医師の了解を得て、その医師の指示でやればできるというようなことで、うちの救急救命士に関しては、医師の指示のもとに行えるような状態にはなっておりますが、実際問題として別府の場合は、四力所から来ますし、救急病院もすぐ、大体何分かで到着するし、また病院の方に行けるので、気管内送管をするよりも病院の方に先に応急手当をしながら運んだ方がいいというのがありますし、そういうことも含めまして、今、医師会の理事と昨年から話しておりますが、やはり法的に今、単独ではできない、救命士としては扱えないことですので、メディカルコントロール体制というのを充実してやろうではないかということで、医師会と消防署の救命士とで、月に一回が望ましいのですけれども、月に一回というわけにはいきませんが、もう三回ほど会合を持ったりして、常に意思の疎通を図って、医師の意見を聞きながらやるというような方向でやるのが、今の時点では一番いいのではないかとというような状態で推移しています。

○二十六番（内田有彦君） これについて、やっぱり法改正を強く

望むという、そういう消防長の答弁がなかったのが大変残念ですけれども、別府の場合は、全国でも本当に病院については最高レベルに恵まれておるといふ利点は確かにあるのです。遠くの方に行くと、もうそこに行くまでに四十分も五十分もというのは、それはあるから、そういう点も別府の場合は状況判断として、さらにやっぱり違法ではない範囲の中でのという消防長の答えですけれども、やっぱりそれはそれとして私は、やっぱり本当にそのことによって命がなくなったなんというのは、これは大変な問題だから、そこら辺は今言ったようなことで結構ですけれども、やっぱり消防署もそれに向けて法改正の必要があると、救急救命士は、私は一番やっぱり助けたいと思いますよ。だって手が出せんというのは、手が出せんずく、例えば息が切れたなんといったら、差せば一番やっぱり蘇生というか、命が生き長らえるわけだから、だからその辺は消防署としては、別府市として団体意思として広くやっぱり県下にそういうことを呼びかけしながらこの運動を起こすべきと思っておりますけれどもね。そういうことの要望を付して、残り一分で終わります。

○議長（三ヶ尻正友君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会及び各特別委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会及び各特別委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分につきましては、お手元に議案付託表を配付いたしておりますので、これにより審査をお願いいたします。以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす八日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時四十七分 散会